

平成 26 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014)年 6 月  
長崎外国語大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	8
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	14
基準 1 使命・目的等	14
基準 2 学修と教授	21
基準 3 経営・管理と財務	58
基準 4 自己点検・評価	73
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A 社会連携	82
基準 B 国際交流	85
V. エビデンス集一覧	93
エビデンス集（データ編）一覧	93
エビデンス集（資料編）一覧	94



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 【建学の精神・大学の基本理念】

長崎外国語大学を設置した学校法人長崎学院は、平成 27（2015）年で創立 70 周年を迎える。

長崎学院は、敗戦の年である昭和 20（1945）年 12 月 1 日に創立者青山武雄によって再建された長崎キリスト教青年会（長崎 YMCA）を起源に持つ。その創立は、戦争に突き進んでいった戦前の日本の教育への深い反省から、世界平和と人類の共存共栄のためには外国語を理解し、異なる国の人々と真に対話できる若者を育てるのが急務であるとの信念によるものであった。そして日本の良心たるそのような自立した人間の教育の基盤は、キリスト教の「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」という普遍的な価値観にこそ置かれるべきである、と創立者は考えたのである。

そのような信念のもとに、本学院は昭和 22（1947）年に長崎外国語学校を、そして昭和 25（1950）年には、新たにできた短期大学制度による日本で最初の短期大学のひとつとして長崎外国語短期大学を設置した。以来本学は西日本における唯一の外国語短期大学として、キリスト教精神に基づき、広く海外文化を摂取して、世界的な視野と教養を身につけた人間を養うという基本理念のもとに、平和を希求する民主主義国となった戦後の日本において国際人教育・語学教育に専心し、教育の実績をあげ評価されてきた。

1980 年代以降の国際化の進展により、語学力だけではなく、相互理解とコミュニケーションの能力の涵養が教育の重要な柱と目されるようになってきた。また個人レベルでの海外体験・異文化接触の飛躍的な増大により、真の国際人の養成が教育に求められるようになってきた。このような時代の潮流のなかで、長崎学院は我が国の社会が求めるより高度な教育への期待に応え、国際化に対応する人材を養成するために、平成 13（2001）年 4 月に長崎外国語大学を設置した。



長崎外国語大学の校章は、3 つの V を重ねたデザインである。これは“VIA, VERITAS, VITA”（ラテン語で「道・真理・命」の意味）の頭文字で、ヨハネによる福音書 14 章 6 節のイエス・キリストの言葉「わたしは道であり、真理であり、命である」から採られている。「道・真理・命」であるイエス・キリストを象徴するこの校章は、前身の長崎外国語短期大学から受け継がれたもので、本学がキリスト教精神を基盤としていることを示している。この校章は学院創立 20 周年を記念して、昭和 40（1965）年 12 月に制定されたものである。

### 【大学の使命・目的等】

長崎外国語大学の使命・目的は、学則第 1 条に定めるように「キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成すること」にある。これは、学校法人長崎学院の建学の精神を体現するものであり、また現在設置され

ている学部学科（外国語学部現代英語学科、国際コミュニケーション学科）の理念等としてもふさわしいものである。

学部及び学科の目的は、学則第4条に定められている。

#### ○学部・学科の目的（学則第4条2項）

(1) 外国語学部は、柔軟な思考力と異文化に対する感性を磨き、国際的な教養と外国語の実践的な運用能力を身につけることによって、地球市民として地球並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(2) 現代英語学科は、実践的な英語運用能力の練磨とグローバリズム世界における文化的・経済的な多様な可能性や意義を探究することを通して、豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地球並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(3) 国際コミュニケーション学科は、ドイツ、フランスを中心とするヨーロッパ・EU文化圏、中国、韓国、日本を中心とするアジア文化圏の言語・社会・文化を学び、多文化共生の多様な可能性や意義を探究することを通して、豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

なお、この学部・学科の目的は、「グローバル人材」の育成をねらいとする「長崎外大ビジョン21」—中長期計画（2014-2020）を反映したものである。本学では「グローバル人材」を「グローバル化が進む世界において、日本人として主体的に物事を考え、言語、文化、価値観の異なる人びとに自分の考えを効果的に伝え、その差異を乗り越えてお互いを理解し、新しい価値を生み出すために一致協力して行動に踏み出すことができる人材」と規定している。

教育目標を含んだ、下記の学位授与の方針は、課題探求力、問題解決力などの汎用的能力としての「人間力」（「外大力」ともいう）の養成を教育目標の1つとして掲げている点が特長である。

#### ○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

長崎外国語大学で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、卒業を認定する。

(1) 学部共通カリキュラムの多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・社会・自然に関する知識を自らと関連付けて理解し、専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につける。

(2) 学科における体系的学習と学科を横断する幅広い学習を通して、外国語の運用能力と専門分野の知識を獲得し、地域や現代世界の多様な課題を発見、分析、解決に導く能力を身につける。

(3) 4年間にわたる教室内での学びや、プロジェクト科目、海外留学、卒業論文等の作成を通して、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、コミュニケーション力、課題探求力、問題解決力、リーダーシップなどを総合する力を身につける。

## 【大学の個性・特色等】

平成 20 年に策定した「学校法人長崎学院 経営改善計画 平成 20 年度～24 年度（5 ヶ年）」において「学園の目指す将来像」を定め、この方針に沿って教育改革を推し進めてきたが、その具体的内容が、まさに本学の個性と特色を示すものとなっている。また、平成 25（2013）年度には、「グローバル人材」の育成を目的とする次期中長期計画（2014-2020）「外大ビジョン 21」を策定し、さらなる飛躍を目指すこととしている。

### 1. 平成 20 年「経営改善計画」

#### 「学園の目指す将来像」（平成 20 年）

高等教育の大衆化と役割の多様化、少子化と十八歳人口の減少の中で、本学がその使命を果たし、特色を発揮するには、地方小規模外国語大学、すなわち、「地方」の、「小規模」の、「外国語」の大学という特性を生かさなくてはならない。

その上に立って、第一に、優れた人間性と教養をそなえ、社会的な責任と使命を自覚した人材の育成、第二に、外国語大学の名に恥じない外国語教育、同時に国際的に通用するコミュニケーション能力と人間力を兼ね備えた人材の養成、第三に、地方小規模大学にしかできない学生のきめ細かな指導とキャリア支援、この三つを真に実現できる学園、そこに本学の将来がかかっている。

将来像の具体的設計の要点を示せば以下のごとくである。

#### 1) 英語教育と多様な外国語の教育、日本語教育

英米の言語としてのみならずグローバル化時代を見据えた国際共通語としての実用的英語教育に力を注ぐ。これと表裏一体のものとして、異なる民族や国や地域、異なる言語や文化を持つ人間の共生の可能性を見据えて、多文化共生の理念のもとにヨーロッパ、アジアの多様な言語の教育にも力を注ぐ。同時に、海外からの留学生に対する日本語教育を強化する。

#### 【計画に対する教育改革と評価】

- ・現代英語学科の専門教育の一つとして、「通訳・翻訳プログラム」を導入したが、入学式での同時通訳実習など OJT を取り入れた教育法で学習効果を上げている。
- ・アジアの言語として中国語の他に新たに導入した韓国語の修得を目的として入学する学生が一貫して増加している。
- ・日本語教育では、ティーム・ティーチングやオンライン講座の提供など意欲的な試みを実施している。日本語教師養成講座受講生を卒業後海外の協定大学に派遣し、また海外でインターンシップを実施している。

#### 2) コミュニケーション能力と人間力の育成

全教育課程、特に専門教育を、コミュニケーション能力と人間力、あるいは社会人力の育成と捉え、教室や学内における教育にとどまらず、地域におけるフィールド学習、留学体験・海外研修などを織り込んだ実践的教育に力を注ぐ。

【計画に対する教育改革と評価】

- ・就業力育成プロジェクトにおいて、観点別評価が可能となるように「人間力」要素を再設定したうえで、個々の科目との対応関係を示すカリキュラム・マップを作成し、また「人間力」要素との関係性及び評価基準を科目単位でシラバスに取り込んだ。
- ・PBLを目的とするプロジェクト科目の教授法の開発を行い、地域課題解決型の学習法を導入した。
- ・アクティブ・ラーニングの推進と学習成果の評価測定方法の開発に取り組み始めた。
- ・留学生の派遣・受け入れは、順調に拡大している。

3) キャリア支援としての教育

語学教育、教養教育、専門教育のすべてを広義のキャリア（進路・就職から人生設計に至るキャリア）の支援と捉える。

【計画に対する教育改革と評価】

- ・平成 22（2010）年度から 2 年間「就業力」育成プログラムを立ち上げ、全学的な改革を実施した。
- ・「キャリア・プランニング」科目を 1 年次～3 年次まで導入した。
- ・キャリア教育として「基礎演習」、「日本語表現法」、実学的科目群を導入した。

4) 少人数教育と学生のケア

いわゆる少人数教育によって学生個々人の資質と可能性を伸ばすことに努めるだけでなく、教職員全体による入口から出口までのケアを組織的に保障する。

【計画に対する教育改革と評価】

- ・オンライン学生カルテを導入し、学生ケアの充実を図った。
- ・学期始めのオリエンテーションの改善・充実を図った。
- ・オフィス・アワーの設定などアドヴァイザー制度の効果的な運用に向けて不断の改善を図った。
- ・全学的なキャリア教育体制を整備した。

5) 国際交流教育、国際交流大学—「世界がキャンパス」、「キャンパスが世界」

外国語大学として国際交流を名実ともに大きな教育の柱とする。海外留学・海外研修の一層の充実を図り「世界がキャンパス」を旗印にするとともに、留学生、特に中国・韓国からの留学生を組織的・計画的に多数受け入れ、「キャンパスが世界」、「留学生と共に学ぶ」という理想を実現する。



【計画に対する教育改革と評価】

- ・短期留学（派遣）プログラムの充実を図り、海外留学（1年間または半年）をする学生が年々増加し、平成26年度は約70名が協定大学に留学予定である。
- ・ダブル・ディグリー交換留学制度を推進し、実績が出てきた。
- ・短期留学（受け入れ）プログラムの充実を図り、平成26年度秋学期には欧米、アジアの協定大学から130名を超える留学生を受け入れるまでになった。
- ・平成26年度から女子寮を国際寮に転換し、入寮者約320名のうち40%を外国人留学生が占めるようになり、「キャンパスが世界」が実現している。
- ・交換留学プログラムの内容と実績が評価されて、平成26年度日本学生支援機構-JASSOの留学奨学金枠172名分（派遣72名、受け入れ100名）を獲得した。

## 6) 高大連携

外国語大学の特性を生かして高等学校に授業を提供し、高校生の外国語学習の意欲を高め、同時に本学への関心を高める形で、長崎県内の高校との連携関係を強化する。特に長崎県内ではドイツ語、フランス語、中国語、韓国語教育の専門家を擁する大学はほとんどなく、この面で高校に貢献できるのは本学のみであり、その特性を生かす。

【計画に対する教育改革と評価】

- ・日本国内における協定に基づく「高大連携」は、大きな展開がみられないが、高校訪問による大学教育のPRでは効果が上がっており、日本人入学者も増加傾向にある。
- ・海外（中国）の高校との連携で一定数の入学者を確保できる目途が立った。

## 7) 地域に根ざした大学—地域との連携と社会貢献

長崎の海外交流・観光政策の促進に「外国語」大学としての特性を生かして協力し、同時に国際交流都市としての長崎を実践的教育の中に取り入れることによって地域との連携を深める。合わせて、留学生の地域との交流を促進する。また、社会人に対して外国語をはじめとする外国語大学に相応しい講座を組織的・計画的に提供し生涯教育に貢献する。これらを通じて「地域に根ざした大学」としてのイメージを定着させる。

【計画に対する教育改革と評価】

- ・平成24（2012）年度に社会連携センターを設置し、公開講座等を提供するとともに地域自治体等及び産業界と包括連携協定を締結した。
- ・留学生の地域との交流が活発に行われるようになった。
- ・プロジェクト科目等において地域をフィールドとする学習が定着している。

## 2. 「長崎外大ビジョン 21—中長期計画（2014-2020）」

今日、グローバル化が急速に進展し、絶え間ない国際間の競争の中で、自らの自国民としてのアイデンティティの確立と多様な文化の理解が求められ、豊かな教養、高度の外国語運用能力と地球的視野を身につけた、実践力ある「グローバル人材」が必要とされている。その一方で、急激な18歳人口の減少や経済の停滞など、大学を取り巻く状況はますます厳しくなっている。そこで、こうした状況を踏まえつつ、本学が、今日の大学に課せられた使命を果たすべく、これまでの歩みをさらに発展させ、地域社会はもとより、広くアジアで欠くことのできない大学として確固たる地位を築くため、過去6年間の教育と大学運営についての自己点検・評価の結果を踏まえて、5つのビジョンとそれを実現するための21の戦略から成る中長期計画（2014-2020）「長崎外大ビジョン21」を策定した。中長期計画が終了する2020年には、東京でオリンピックが開催され、本学は創立75周年を迎える。また、18歳人口が再び急減期に突入する年でもある。2020年までには、これらのビジョンを現実のものとするために、理事会と大学の各部や教職員がビジョンと目標を共有し、一丸となって改革に取り組む。

### 【5つのビジョン】

#### 1. グローバルな視野と教養、卓越した語学力を身につけ、世界に貢献する志をもった学生

日本および諸外国から集まった長崎外大の学生は、教室内外での学生間および教職員との知的文化的交流の中で、卓越した語学力、幅広い教養、深い専門性、並びに人間力を身につけ、地域社会並びにグローバル社会の発展に寄与する高い志を持ち、社会に踏み出す準備ができています。

#### 2. グローバル人材育成の基盤となる研究の推進

長崎外大の研究は、まず「世界平和と人類の共存共栄の理想を実現する」ために、グローバル化の進展と多文化共生における諸課題や地域社会の課題を指し示し、その解決に寄与する。また、教員として研究や取組みの成果をグローバル人材育成のための教育活動や地域課題の解決に活かすことができる。

#### 3. グローバル人材育成の基盤となる国際戦略の展開

長崎外大では、教職員自ら優れたグローバル人材としての能力を持ち、また意欲あふれる教職員によって、優れたグローバル教育や学生指導、キャンパスのグローバル化や国際戦略の展開が意欲的に行われている。

#### 4. 社会を支える卒業生

長崎外大の卒業生は、どのような職業についているにせよ、世界各国で、また日本やそれぞれの地域でグローバルな視野をもった人材として社会や地域の発展に貢献している。卒業生が母校で再び学び、また他の同窓生や地域社会と深くつながり、社会の持続的な発展に寄与している。

## 5. 大学の持続的な発展を保障する仕組みの構築

社会の要請に応え、優れた教育によりグローバルな視野と教養を身につけた学生を社会に送り出す。そのために、財政基盤を確立し、積極的に大学情報を公開し、説明責任を果たし、ガバナンスとコンプライアンスを強化する。加えて、改革を通して持続的な発展を続ける大学、社会から信頼され、欠くことができない大学となっている。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治 34 (1901) 年 11 月	長崎基督教青年会 (YMCA) を設立
昭和 5 (1930) 年 3 月	YMCA 活動を停止、長崎基督教青年会維持財団は解散せず若干の活動を行う
昭和 20 (1945) 年 12 月	日本キリスト教団長崎馬町教会に YMCA 仮事務所を設け、YMCA 活動開始の準備及び長崎外国語学校創立事務所を設置
昭和 22 (1947) 年 4 月	長崎 YMCA は、長崎基督教青年会維持財団を継承し、財団法人長崎基督教青年会維持財団に改組 私立長崎外国語学校 (長崎市馬町 39 番地) が長崎県知事より認可 専門部英文科及び商科に各 50 名の学生が入学。また、市民の語学教育センターとして夜間専攻科を開設
昭和 23 (1948) 年 9 月	長崎市本大工町 1 番地に校舎建設・移転
昭和 25 (1950) 年 3 月	長崎外国語短期大学米英語学科が設立認可
同年 4 月	長崎外国語短期大学開学
昭和 26 (1951) 年 3 月	私立学校法制定に伴い (財) 長崎基督教青年会維持財団を学校法人長崎 YMCA 学院に改組
昭和 29 (1954) 年 2 月	長崎外国語短期大学米英語学科に第 2 部が増設認可
昭和 34 (1959) 年 4 月	長崎市住吉町 (現泉町) 243 番地に新校舎 (鉄筋コンクリート建) 建設・移転
昭和 35 (1960) 年 2 月	法人の名称を学校法人長崎 YMCA 学院から学校法人長崎学院に変更認可
昭和 37 (1962) 年 3 月	長崎外国語短期大学米英語科第 1 部、同第 2 部を外国語科第 1 部、同第 2 部に名称変更
昭和 40 (1965) 年 12 月	創立 20 周年記念式典・祝賀会を挙行
昭和 46 (1971) 年 1 月	長崎外国語短期大学外国語学科第 1 部に定員増 (80→120) 認可、専攻 (英語専攻・フランス語専攻・スペイン語専攻) 設置
同年 3 月	創立 25 周年記念事業として大学本館 (鉄筋コンクリート建) の建設、旧館の改修
昭和 50 (1975) 年 11 月	創立 30 周年記念式典・祝賀会を挙行、沿革誌「30 年のあゆみ」発刊
昭和 56 (1981) 年 5 月	創立 35 周年記念事業として日当の尾運動場建設
昭和 60 (1985) 年 11 月	いづみ寮建設
昭和 61 (1986) 年 12 月	創立 40 周年記念式典・祝賀会を挙行
同年 12 月	国語短期大学外国語科定員増 (120→240) 認可

## 長崎外国語大学

昭和 62 (1987) 年 3 月	3 号館の建設
平成元 (1989) 年 12 月	長崎外国語短期大学に国際文化学科 (入学定員 60 名) 設置認可
平成 2 (1990) 年 4 月	長崎外国語短期大学に国際文化学科開設、外国語科第 1 部を外国語学科に名称変更
同年 6 月	長崎外国語短期大学外国語科第 1 部を廃止 創立 45 周年記念及び国際文化学科開設記念式典・祝賀会を挙行
平成 4 (1992) 年 3 月	長崎外国語短期大学外国語科第 2 部を廃止
平成 8 (1996) 年 4 月	長崎市泉町 243 番地から長崎県西彼杵郡時津町元村郷 1010 番地 1 に鉄筋コンクリート建の校舎・体育館等を建設・移転
同年 6 月	創立 50 周年記念式典、新校舎竣工式典・祝賀会を挙行
平成 12 (2000) 年 12 月	長崎外国語大学 (外国語学部国際コミュニケーション学科) 設置認可 入学定員 150 名 〔長崎外国語短期大学の国際文化学科 (60 名) 及び外国語学科の英語専攻 (180 名のうち 30 名)、フランス語専攻 (30 名)、スペイン語専攻 (30 名) の改組転換〕
平成 13 (2001) 年 4 月	法人の住所を長崎市横尾 3 丁目 15 番 1 号に変更認可 長崎外国語大学外国語学部国際コミュニケーション学科開学
同年 5 月	長崎外国語短期大学外国語学科を英語学科に名称変更
平成 15 (2003) 年 3 月	長崎外国語大学開学記念式典・祝賀会を挙行
同年 4 月	長崎外国語短期大学外国語学科、国際文化学科廃止 長崎外国語短期大学専攻科英語専攻設置 修業年限 2 年 (入学定員 10 名) 学生食堂を移築
平成 16 (2004) 年 4 月	長崎外国語大学入学定員 (150 名→180 名) 変更
平成 17 (2005) 年 12 月	長崎外国語短期大学入学定員 (150 名→120 名) 変更 創立 60 周年記念式典・祝賀会を挙行 アンペロス寮の運営・管理を開始
平成 18 (2006) 年 3 月	長崎外国語短期大学専攻科英語専攻 (入学定員 10 名) 廃止
平成 19 (2007) 年 4 月	長崎外国語短期大学入学定員 (120 名→80 名) 変更
平成 20 (2008) 年 5 月	平成 21 年 4 月より長崎外国語大学外国語学部改組を届出 入学定員 (180 名→170 名) 現代英語学科 (入学定員 85 名) 国際コミュニケーション学科 (入学定員 85 名、編入学定員 30 名)
同年 6 月	平成 21 年 4 月より長崎外国語短期大学学生募集停止を文部科学省へ報告

長崎外国語大学

同年 12 月	「長崎学院創立 60 周年記念誌」発刊
平成 21 (2009) 年 4 月	長崎外国語大学外国語学部改組 現代英語学科新設 長崎外国語短期大学学生募集停止
平成 22 (2010) 年 10 月	学校法人長崎学院創立 65 周年・大学開学 10 周年記念 事業 コミュニケーションラウンジ新設のための寄付金募集
平成 23 (2011) 年 3 月	校地の一部売却 (535.3 m <sup>2</sup> )
同年 7 月	収益事業「長崎外国語大学ビジネス株式会社」設立 長崎外国語短期大学廃止認可
同年 9 月	長崎外国語短期大学閉学式典を挙 行 コミュニケーションラウンジ完成
同年 12 月	学校法人長崎学院創立 65 周年・大学開学 10 周年記念 式典を挙
平成 24 (2012) 年 5 月	行 長崎外国語大学外国語学部現代英語学科完成年度履行 状況報告
同年 8 月	長崎外国語大学上海事務所設立
同年 10 月	長崎外国語大学後援会発足 (教職員、同窓会、保護者 会) 図書等教育環境充実に係る寄付事業開始
平成 25 (2013) 年 4 月	新学習空間「CoSTa Space」(コスタスペース) 完成
同年 12 月	創立 68 周年記念式典・キング牧師胸像除幕式を挙 行
平成 26 (2014) 年 4 月	アンペロス寮を国際寮へ変更

長崎外国語大学

2. 本学の現況

- ・ 大学名 長崎外国語大学
- ・ 所在地 長崎県西彼杵郡時津町元村郷 1010-1
- ・ 学部の構成

学 部	外国語学部
学 科	現代英語学科
	国際コミュニケーション学科

- ・ 学生数

※平成 26 (2014) 年 5 月 1 日現在

学 科 別	1 年次生	2 年次生	3 年次生	4 年次生	総計
現代英語学科	85	71	69	83	308
国際コミュニケーション学科	87	58	95	115	355
合 計	172	129	164	198	663

- ・ 専任教員数

※平成 26 (2014) 年 5 月 1 日現在

	教 授		准教授		講 師		助 教		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
学 長	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
現代英語学科	5	0	2	1	2	2	0	0	9	3	12
国際コミュニケーション学科	6	3	7	1	4	8	1	2	18	14	32
合 計	12	3	9	2	6	10	1	2	28	17	45

長崎外国語大学

・専任教員数（年齢層別）

		教授	特任教授	准教授	講師	特任講師	助教	合計
29才以下	男	0	0	0	0	2	1	3
	女	0	0	0	0	1	2	3
30～39才	男	0	0	4	0	2	0	6
	女	0	0	2	2	4	0	8
40～49才	男	3	0	4	0	1	0	8
	女	0	0	0	0	3	0	3
50～59才	男	6	0	1	0	1	0	8
	女	2	0	0	0	0	0	2
60～64才	男	1	0	0	0	0	0	1
	女	1	0	0	0	0	0	1
65～69才	男	0	2	0	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	0	0	0
70才以上	男	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0
男性計		10	2	9	0	6	1	28
女性計		3	0	2	2	8	2	17
合 計		13	2	11	2	14	3	45

・非常勤講師数

※平成26（2014）年5月1日現在

	男	女	合 計
教員からの兼務	18	10	28
教員外からの兼務	13	20	33
合 計	31	30	61



長崎外国語大学

・職員数

※平成 26 (2014) 年 5 月 1 日現在

	分類	男	女	合 計
事務系	総務・庶務・人事	5	3	8
	管財	1	0	1
	会計・経理	2	2	4
	教務・学生	2	4	6
	図書館	0	3	3
	その他 (国際交流・キャリア支援・ 入試)	7	8	15
教務系		1	0	1
その他 (寮母・バス運転手等)		4	4	8
合 計		22	24	46

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### ≪1-1の視点≫

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

#### (1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

#### (2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

長崎外国語大学学則は、第 1 章で大学の理念・教育目的を次のように定めている。

###### 【資料 1-1-1】

第 1 条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として、キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

第 1 条に掲げる「キリスト教精神」は、「学生要覧」等に掲載の「建学の精神」の中で、「隣人愛」、「献身と奉仕の精神」、「真理と自由の探求」の 3 つの簡潔なキーワードでその意味・内容が具体的かつ明確に示されている。【資料 1-1-2】

先の大戦の反省から、世界平和と人類の共存共栄の理想を実現するためには、外国語を用いて異なる国々の人々と対話し、異文化を理解し尊重する若者を養成しなければならない。そして日本の良心たるそのような自立した人間の教育の基盤は、キリスト教の「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」という普遍的な価値観にこそ置かれるべきである、と彼ら（創立者たち）は考えたのである。

さらに、学則第 1 条「外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成すること」については、以下の通り、学則第 4 条 2 項で「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」としてより具体的かつ明確に定めている。【資料 1-1-3】

(1) 外国語学部は、柔軟な思考力と異文化に対する感性を磨き、国際的な教養と外国語の実践的な運用能力を身につけることによって、地球市民として地

域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(2) 現代英語学科は、実践的な英語運用能力の練磨とグローバリズム世界における文化的・経済的な多様な可能性や意義を探究することを通して豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(3) 国際コミュニケーション学科は、ドイツ、フランスを中心とするヨーロッパ・EU 文化圏、中国、韓国、日本を中心とするアジア文化圏の言語・社会・文化を学び、多文化共生の多様な可能性や意義を探究することを通して豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

学則に掲げる、以上の「教育及び人材育成の目的」は、「学生要覧」に記載する平成 21（2009）年度に策定した教育目標、及び後に「長崎外大ビジョン 21—中長期計画（2014-2020）」のキー・コンセプトとなった「グローバル人材」育成ビジョンを反映したものである。前者は、「語学力」、「コミュニケーション力」、汎用的能力としての「人間力」の養成を主眼としており、後者は、「グローバル人材」を「グローバル化が進む世界において、日本人として主体的に物事を考え、言語、文化、価値観の異なる人びとに自分の考えを効果的に伝え、その差異を乗り越えてお互いを理解し、新しい価値を生み出すために一致協力して行動に踏み出すことができる人材」と定義づけている。

【資料 1-1-4】

#### [自己評価]

以上のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔な文章で具体的かつ明確に明文化され、学生に配布される「学生要覧」、ホームページ等で学生、保護者、教職員、社会に周知されている。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

学則第 1 条の大学の目的は、平成 13（2001）年に大学が設置されたときに制定されたものである。学則第 4 条 2 項に掲げる「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」は、平成 20（2008）年 4 月の大学設置基準の一部改正を受けて、それまでの学部学科の教育目標、人材育成目標等を整理して平成 26（2014）年 3 月に学則に記載したものである。

今後も使命・目的及び教育目的の明確性、具体性、簡潔な明文化を維持、継続していく。

#### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

##### ≪1-2 の視点≫

##### 1-2-① 個性・特色の明示

##### 1-2-② 法令への適合

### 1-2-③ 変化への対応

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 個性・特色の明示

学則第 1 条、第 4 条 2 項に定める本学の使命・目的及び教育（人材育成）の目的は、キリスト教精神を基盤として「語学力」、「コミュニケーション力」、汎用的能力としての「人間力」を身につけた人材の育成であり、その記述は外国語大学としての本学の個性と特色を端的かつ適切に示すものである。

##### [自己評価]

以上のおり、本学の使命・目的及び教育（人材育成）の目的は、大学の個性と特色を反映し、明示している。

##### 1-2-② 法令への適合

また、学則第 1 条、第 4 条 2 項に定める使命・目的及び教育（人材育成）の目的は、学校教育法第 83 条（目的）「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及びその第 2 項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に合致している。

また、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」に従い、学則第 4 条 2 項で設置する学部・学科ごとに教育研究上の目的を定めている。

大学、学部・学科の名称は、大学設置基準第 40 条の 4（大学等の名称）「大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」に合致している。

##### [自己評価]

以上のおり、本学の使命・目的及び教育目的は、法令に適合していると自己評価する。

##### 1-2-③ 変化への対応

大学の使命・目的及び教育目的は、大学を取り巻く環境や社会の大学教育に対するニーズの変化に対応して、その内容と記述を検討し、必要な変更を加えている。平成 20（2008）年中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」で提示された汎用的能力としての「学士力」への対応としては、5 つの汎用的能力からなる「人間力」を教育目標に取り込んでいる。【資料 1-2-1】

平成 22 (2010) 年度には「就業力」育成の一環として「人間力」の再定義を行い、シラバスに記載される観点別評価指標として採用している。【資料 1-2-2】

さらに、平成 24 (2012) 年度には、これらを踏まえて独自の「グローバル人材」の概念規定を行い、本学が育成すべき人材像として「長崎外大ビジョン 21—中長期計画 (2014-2020)」に盛り込んでいる。学則第 4 条 2 項に掲げる「学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成の目的」は、これらを総合し、また学部学科の教育目標、人材養成目標等を整理して平成 26 (2014) 年 3 月に学則に記載したものである。

#### [自己評価]

以上のことから、本学は時代の変化に適切に対応して、使命・目的及び教育目的を定めていると自己評価する。

#### (3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、大学学則の第 1 条に謳う建学の精神を教育の拠り所としながら、平成 26 (2014) 年度からは中長期計画「長崎外大ビジョン 21」に従って、グローバル化に対応した有為な人材 (グローバル人材) の育成を行う。平成 26 (2014) 年 3 月改正の学則第 1 条、第 4 条 2 項に定める本学の使命・目的及び教育 (人材育成) の目的は、これを踏まえたものであり、維持・継続する。

#### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

##### ≪1-3 の視点≫

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

##### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的に係る学則等の学内規程・規則の変更は、教育支援委員会等、学部運営会議、教授会の審議を経た後、理事会と大学との連絡調整機関である運営協議会及び理事会でも審議されており、教職員・役員間の情報・意見交換が行われ、その結果は規程・規則の策定に反映されており、十分な理解と支持が得られている。

#### [自己評価]

以上のとおり、大学の使命・目的については、役員、教職員の十分な理解と支持が得ら

れていると自己評価する。

### 1-3-② 学内外への周知

・ホームページでは「建学の精神」や大学の使命・目的、教育目標を掲載し、周知を図っている。【資料 1-3-1】

・「大学案内」は、高等学校（高校生）等のみならず学外の公的機関等へも配布している。【資料 1-3-2】

・入学式並びに卒業式での学長式辞には、教育理念、建学の精神が随所に織り込まれており、ホームページでも学長式辞を公開している。【資料 1-3-3】

・保護者、卒業生に対しては、年 2 回発刊する学院報「ぶどうの樹」には具体的な教育活動の記事が掲載されており、これらを通して大学の使命・目的、教育目標を伝えている。【資料 1-3-4】

#### [自己評価]

以上の通り、学内外への周知は適切に行われていると自己評価する。

### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

#### (ア) 使命・目的及び教育目的と中長期計画

○平成 13（2001）年、大学開設時に大学の使命・目的を規定（学則第 1 条）。

○平成 20（2008）年、「経営改善計画--平成 20 年度～24 年度（5 カ年）」

その「実施計画（2）学園の目指す将来像」で、学則第 1 条（「外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の幸福と発展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」）を以下のとおり敷衍した。

第一に優れた人間性と教養をそなえ、社会的な責任と使命を自覚した人材の育成、第二に、外国語大学の名に恥じない外国語教育、同時に国際的に通用するコミュニケーション能力と人間力を兼ね備えた人材の養成、第三に、地方小規模大学にしかできない学生のきめ細かな指導とキャリア支援

【資料 1-3-5】

○平成 25（2013）年、「長崎外大ビジョン 21—中長期計画（2014-2020）」を策定。

本学が育成する「グローバル人材」像及びそのための総合的な大学改革ビジョンと 21 の戦略・プロジェクトから構成され、使命・目的及び教育目的およびそれまでの大学改革の成果が反映している。

長崎外国語大学学則第 1 条は、「キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成すること」としている。この教育目的を踏まえ、中期計画においては本学が育成を目指すべ

き人材像を「グローバル化が進む世界において、日本人として主体的に物事を考え、言語、文化、価値観の異なる人びとに自分の考えを効果的に伝え、その差異を乗り越えてお互いを理解し、新しい価値を生み出すために一致協力して行動に踏み出すことができる人材」として定め、グローバル人材の育成を目指す。【資料 1-3-6】

#### (イ) 3つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

本学では、以下の「建学の精神・目的」から始まる川上から川下への流れに沿って、上下の整合性に留意しながらディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが策定されている。【資料 1-3-7】

【建学の精神・目的】⇒【大学ビジョン】⇒【教育目的・戦略】⇒【教育目標】⇒【DP・CP・AP】

#### 【自己評価】

以上のとおり、本学の使命・目的及び教育目的を実現するための中長期計画の策定が行われ、本学の使命・目的及び教育目的が中長期計画に適切に反映されており、また本学の中長期的な計画、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を適切に反映していると自己評価する。

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、外国語学部現代英語学科、国際コミュニケーション学科及び教職課程（外国語・英語、中国語）、付設教育研究機関としての国際交流センター、教育研究メディアセンター、キャリアセンター、社会連携センター並びに教育支援部、学生支援部、入試広報部などから構成されている。これらの組織は、大学の使命・目的及び教育目的と整合性が取れたものとなっている。

なお、精神を踏まえつつ社会の変化に応じた具体的目的及び教育目的の変化に対応して、その達成に最も適切な教育研究組織を恒常的に整備している。大きな組織上の変化は次の通りである。

○平成 20（2008）年、「経営改善計画--平成 20 年度～24 年度（5 カ年）」

- ・学科改組を行い、語学教育の専門性を高めるために「現代英語学科」を設置
- ・国際コミュニケーション学科に韓国語専修コースを設置

○平成 24（2012）年 社会連携センターの設置

- ・地域社会をフィールドとする教育研究を支援

○平成 26（2014）年 委員会組織の再編成

- ・FD 委員会が教育支援委員会の小委員会から FD 教育開発委員会として独立
- ・教職課程改革の準備として、教育支援委員会の小委員会であった教職課程連絡委員会及び日本語教員基礎資格取得講座連絡委員会を独立・統合し、教職課程委員会に再編成。

#### 【自己評価】

以上のとおり、本学では使命・目的及び教育目的に合致した教育研究組織が不断に整

備されている。

**(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）**

本学の使命・目的及び教育については、建学の精神を踏まえながら、大学の状況や社会ニーズの変化などに対応して、不断に検証を行い、必要な改善を図る。

**[基準1の自己評価]**

本学の建学の精神、教育理念を踏まえた使命・目的及び教育目的は明確であるとともに個性・特色を明示した適切なものであり、変化にも対応しつつ学内外の理解と支持を得た有効なものとして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーなどに反映しており、教育研究組織の構成とも整合性がとれている。



## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者の受入れに関する業務は入試広報部が担当している。入試広報部内には入試広報委員会、学生獲得プロジェクトおよび入試広報課がある。学生獲得プロジェクト経営改善 5 年計画において組織されたプロジェクトの 1 つであるが、「国内班」「国外班」に分けられ、前者は日本人学生の募集に、後者が留学生の募集に従事していた。入試広報委員が学生獲得プロジェクト国内班のメンバーを、国際交流委員会が学生獲得プロジェクト国外班のメンバーを兼務し、その統括を入試広報部長が行っていた。経営改善計画が平成 24（2012）年度をもって終了したために、プロジェクトチームは解散となったが、引き続き学生募集に関し、より有益な募集活動を行うために問うプロジェクトのみ存続している。だが、日本人と留学生の学生募集を統括し、効果的に対応するために「国内班」「国外班」を 1 つに統合した。これにより、学生募集に関する立案、運営をこのメンバーが中心となって実施することになり、学内の有機的連動がよりスムーズに行えるようになった。あわせて、同年より入試広報委員会は入試判定を主な業務とし、そのため学部長、現代英語学科主任、国際コミュニケーション学科主任および日本語担当教員により当委員会を構成することになった。また、入試広報課は以前入試広報室と称していたが、平成 24（2012）年度の組織改編の際に名称を改めた。【資料 2-1-1】

入学者の受入れに関しては、学校教育法 90 条、第 122 条、第 132 条および学校教育施行規則第 150 条～第 154 条、第 161 条、第 162 条、第 178 条、第 186 条に基づきその対応を行なっている。

入学者受入れの方針としてアドミッション・ポリシーを策定している。このポリシーの中では長崎外国語大学の教育理念・目標を提示し、またそれぞれの入学試験種別の特色を示すために、平成 25（2013）年度以降は種別ごとに入学者選抜の基本方針を明確化し、入学試験要項に記載している。このアドミッション・ポリシーは、入学試験要項や本学のホームページにおいてこれを周知している。あわせて進学説明会、高校内説明会、出張講義、オープンキャンパス、高校教員対象説明などの機会を利用して、周知に務めている。平成 24（2012）年度までの入学者を対象としたアドミッション・ポリシーを平成 25（2013）年度入学者に向けて改訂を行った。これまでのものは入試種別ごとにポリシーが策定されていなかったが、これを改めた。改訂にあたっては、学長の指

揮のもと、専門委員会である入試広報委員会においてその素案を作成し、教授会において協議を行い、決定した。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

入学者受入れに関する業務は、入試広報部の教職員が中心となって行っているが、実際にはそれだけでは人手が十分ではないので、教職員全体に向けてそのための教育を施す機会を設けている。例えば、平成 24（2012）年には入試説明会の訓練を SD として開催した。また、オープンキャンパスの実施前には新人教職員を対象とした説明会を、6 月に集中する進路説明会の前には職員による勉強会を実施している。1 人でも多くの教職員が十全に入試広報活動を行えるようにするためである。

### 〔自己評価〕

以上のとおり、入学者の受入れの方針の明確化と周知に関しては適正に運用されていると自己評価する。

## 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者の受入れに関し、入学試験の実際については大学設置基準第 2 条の 2 に基づき策定している。

入学試験制度として「一般入試」「スカラシップ入試」「大学入試センター試験利用入試」「推薦入試」「AO 入試」「特別入試」がある。【資料 2-1-2】

「一般入試」「スカラシップ入試」「大学入試センター試験利用入試」では、受験者の基礎的な学力、論理的思考力を評価対象としている。とりわけ「スカラシップ入試」は、本学の教育理念・目標を理解し、学力および人物ともに優秀な人を経済的に支援する目的で設置している。

「推薦入試」には「指定校制推薦入試」「一般公募制推薦入試」「専門高校推薦入試」「自己推薦入試」の 4 種類がある。「指定校制推薦入試」では小論文を、「一般公募制推薦入試」「専門高校推薦入試」では課題作文を課し、受験者の論理的思考を評価の対象としている。また全 4 種類において、専任教員 2 名による面接試験を実施し、受験者のこれまでの活動、進学への目的意識などを中心に評価を行う。また「自己推薦入試」では、あわせて文字通り自分をきちんとアピールしてもらうために面接時間を長めに設定している。

「AO 入試」においては、学力を測る他の制度とは異なり、受験生がこれまでに身につけた多様な能力を、さらには将来の可能性まで含めて、多面的・総合的に、エントリーシート、作文および面談において評価を行う。また、受験者に対して本学職員による AO アドバイザーを設置している。電話やメールあるいは実際の面談を複数回実施していきながら、受験者の個性をよりよく引き出すことを目的としている。あわせて、エントリー後の取り組みなどについても説明を行っている。

「推薦入試」「AO 入試」のいわゆる早期入学試験の合格者に対しては、就学意欲の向上と基礎的英語能力の確立を目指し、本学オリジナルの「基本英語構文集」を配布している。各年度の 2 月にこの冊子を試験範囲とした特別奨学金試験を実施し、成績優秀者には奨学金を付与する。【資料 2-1-5】

「特別入試」には「社会人特別入試」「海外帰国生徒特別入試」「外国人留学生特別入

試」がある。「社会人特別入試」「海外帰国生徒特別入試」においては、筆記試験として小論文を課し、論理的思考力および理解力を評価し、また面接試験においては社会人としてあるいは帰国子女としての経験をふまえた今後の目標と本学での学修意欲を評価する。「外国人留学生特別入試」においては、「日本語」の筆記試験を課し、受験生の日本語能力を測るが、あわせて日本語能力試験や日本留学試験などの公的な検定試験の結果も参考にしている。面接試験では日本語の会話能力を評価するとともに、就学意欲や今後の目標などを中心に本学での学修についての適性を評価している。

また周知に関してもすでに述べたように入学試験要項に記載したり、本学のホームページに掲載していたりするのみならず、オープンキャンパスや各種説明会などにおいても新アドミッション・ポリシーをもとに入試種別に関する説明を行い、より適切な入試を受験者に勧めてきた。周知の工夫の一例としてオープンキャンパスを例に挙げると、7月、8月、9月の3回全教職員を動員して実施しているが、体験授業等を通じて学内での修学の様子を参加者に理解してもらい、また入試に関する相談コーナー等においても参加者にあった入試制度を紹介している。これ以外にも年8~9回少数の参加者を対象としたオープンキャンパス plus を実施し、年間を通じて諸情報の周知に努めている。入学者のうちいずれかのオープンキャンパスに参加したことのある学生の割合を見てみると、平成25(2013)年入学者では53.3%であり、平成24(2014)年入学者では60%であった。【資料 2-1-2】

入試種別についても、毎年その実施方法を見直し、検討を行なっている。たとえば、「AO入試」については、平成24(2012)年度実施分までは全7期まで行っていたが、早期入試を希望する受験生ができるだけ早い段階で入学を決めておきたいという傾向が年々強まっていることを、受験者の動向や高校の進路指導教諭との対話から導き出し、試験の実施回数を減少させた。そのために平成25(2013)年度実施分は12月までの全5期までにとどめている。また、当該試験での合格者は全員「特別奨学金」の受験対象者とするのも改編の目的であった。それまでは各年度の12月までに合格した受験者にのみ同奨学金認定試験の受験資格が与えられていたが、全試験日程を全5期、12月までとしたために、同種の試験における合格者の平等性を担保することが可能となった。当該入試の受験者および合格者はほとんど変化することがなかったことから、試験実施回数を減少することによる不利益は生じておらず、むしろ受験者のニーズを的確に把握した結果としてより明確に試験実施ができるようになったと言える。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

上記の改編を受けて、平成25(2013)年度実施分より「自己推薦入試」を創設した。これは、「AO入試」を各年度の12月までとしたために、それ以降の時期においてはペーパーテストの評価によってだけでなく、面接を課すことによる入試が3月後半に実施される「一般入試C日程」のみとなった。しかしながら、この名称は面接を必要としない「一般入試A日程・B日程」との差異が明確ではないことを鑑み、「一般入試C日程」を「自己推薦入試」に改め、当該試験で選抜をしたい学生の層を明示した。これにより、「一般入試C日程」の時と比べ、新試験となって受験者が増加した。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

### 〔自己評価〕

以上のとおり、入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫については適正に運用されていると自己評価する。

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

入学定員に関しては、大学設置基準第 18 条に基づき決定をし、管理している。

平成 25 (2013) 年度までは 1 年次の募集定員 170 名のうち日本人の募集定員は 120 名であった。平成 23 (2011) 年入学者を除き、上記募集定員は充足している。しかしながら、日本人学生の入学者の増加を期待し、かつ留学生の入学者が減少したことを鑑み、秋学期入学者に割り当てていた留学生の募集定員を減じ、その分を日本人の募集定員を 140 名とした。この変更は統合された学生獲得プロジェクトから提出された意見をもとに決定した。【表 2-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

留学生募集に関してだが、平成 23 (2011) 年度入学者が減少してしまった。中国を中心に学生募集を行ってきたが、東日本大震災や日中関係の悪化によるものと分析をおこなった。そこで、この状況を打破すべく、中国現地においてより効果的な学生募集を行うために平成 24 (2012) 年 8 月「長崎外国語大学上海事務所」を設置し、職員 1 名を現地採用した。これまでは中国での出願に際し、その対応をすべて本学で行っていたが、事務所の新設によりその業務の多くをこちらに分掌することができるようになった。あわせて、日本からの出張者に対するサポートも可能となった。

しかし、中国からの学生募集のみに依存することは、平成 23 (2011) 年度のように突発的な状況により困難を生じることとは否めない。そこで、それまでは限定的であった韓国からの学生募集についてより戦略的に対応をすることとなった。韓国の地方都市である順天の「宗浩日本語専門学院」と提携を結び、安定的に学生募集が可能になった。あわせて、ネパールにある複数の日本語学校と業務提携を結び、これらの学校からの入学者を迎えることができた。このように中国以外の国や地域へ働きかけることで学生募集をより安定的に行えるようになった。また、平成 25 (2013) 年度から韓国人職員が入試広報課のスタッフとして採用され、これも上記対応を見据えての採用である。

### 〔自己評価〕

入学者の定員充足に関して、これまでなかなか充足することができなかったが、以上のように、様々な取り組みを行い、また改善を重ねた結果として、平成 26 (2014) 年度入学者においてはデータにもあるように 100%を超えた。学生受入れ数の維持に関しては一定の効果が出ていると自己評価する。

#### (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

##### ・組織の見直し

入試広報委員会は平成 26 (2014) 年から入学委員会と名称を変更することになっている。これは、入試広報活動を広い意味でとらえ直し、入学者のあり方について議論を深め、より効果的な入学者募集に生かすことを目的としている。あわせて、社会連携センターの分掌である高大連携についても、本委員会の分掌とし、高校との連動・連携を

強める。

・アドミッション・ポリシーの見直し

平成 27 (2015) 年度より本学において新カリキュラムが始動するのに合わせて、アドミッション・ポリシーの見直しを行う。新カリキュラムに対応したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと連動する形で、平成 26 (2014) 年度内に新しいアドミッション・ポリシーを策定することが決まっている。

・留学生募集のあり方の見直し

海外からの学生募集について、中国を中心に活動を行っていくが、前述のように学生募集を 1ヶ所に集中させることのリスクを分散させるために以下の方策を取ることが決まっている。中国においては、1年次の獲得を上海事務所の職員に、3年次(二重学位)の獲得を本学の教職員に分掌し、獲得の効率化を図る。また、韓国においては、順天と同規模の都市にある日本語学校への働きかけを実施するため、平成 26 (2014) 年の夏に現地へ募集活動に赴く。

あわせて、国内の日本語学校からの学生獲得数を増やすため、学校訪問の回数を増やすこととなった。そのために、平成 25 (2013) 年度に採用した韓国人職員が中心となり、対応することが決まっている。

・広報活動の見直し

7・8・9月に実施しているオープンキャンパスにおいては全教職員がその対応にあたり相応の効果を上げていると言えるが、これのみならずその他の入試広報活動においてもこれまで以上により効果的な対応が必要であるので、その方策として、入試関連する FD や SD を実施する。教職員全員が入試広報上必要な知識を獲得し、誰でも十全に入試広報活動を行うためである。

また、広報活動そのものについては、高校生の利用率が増加しているスマートフォンへの対応を強化する。平成 26 (2014) 年度以降の導入のために、ICT 情報教育支援室、総務課と協議中である。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

##### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の教育理念と目的は、大学設置基準第 2 条に基づき、大学学則第 1 条、第 2 条お

よび第4条の2で、教育課程の編成方針については、大学設置基準第19条に則り、大学学則第25条において明示している。また、学位授与方針であるディプロマ・ポリシー、これに基づく教育目標およびカリキュラム・ポリシー（カリキュラム・マップ）は、入学時のオリエンテーションや「学生要覧」、シラバス、ホームページ等を通して学生に周知している。【資料2-2-1】～【資料2-2-5】

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、教育目的を踏まえ、教育課程の編成方針等については適切に設定し、明示していると自己評価する。

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

「語学力を磨き」、「コミュニケーション能力」を身につけ、「人間力」を鍛えることによって、真の対話と相互理解によって共通の目標を一致協力して実現する力を備えた人材を養成するとした教育目標に基づき、教育課程の基本編成方針であるカリキュラム・ポリシーを設定し、各授業科目をこの教育課程上に位置づけるカリキュラム・マップを作成、各科目の規定を行っている。これに連動した科目内容と計画にそって各授業を行うことによる教育課程の体系化に取り組んでいる。【資料2-2-3】～【資料2-2-4】

大学設置基準第19条、第19条2および第20条に基づき、本学の教育課程は大きく〈教養科目〉〈語学科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉から編成され、各授業科目は必修科目と選択科目に分けられ、各年次に適切に配当されている。【資料2-2-1】

〈教養科目〉は大学での基礎教育として、また本学部共通の教育目標、「語学力」+「コミュニケーション力」+「人間力」の涵養にとって重要である。文系諸分野の教養科目のほか、最低限必要と思われる理系の諸問題への導入として「生命科学」、「地球環境論」、「自然科学史」を設定している。また、現代英語学科と国際コミュニケーション学科の並立の理念と相互関係への導入を企図して「グローバル化と多文化共生」を設定している。

〈教養科目〉の中に《日本語リテラシー科目》（「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」+「日本語表現法Ⅰ～Ⅳ」12単位必修）を設定しているのが特長といえる。

1年生の必修科目「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の大学での学び方等の導入から、2年生の必修科目「日本語表現法Ⅰ・Ⅱ」、そして3年生の必修科目「日本語表現法Ⅲ・Ⅳ」まで、入学初年次から3年次修了まで6学期にわたり「日本語リテラシー科目」を必修としているが、これは外国語大学であるからこそ日本語リテラシー能力の育成に重きをおこうとの考えによるものであり、日本語は大学でのあらゆる勉学の基礎として重要なばかりでなく、特に「コミュニケーション力」と「人間力」にとって必要不可欠であるとの認識に基づく。学生自ら好奇心をもち学修し、学ぶことの愉しさを味わうことができるよう、科目担当教員は試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいる。「日本語リテラシー科目」では、各学年の担当者間で統一シラバスとして明示し、テキスト、教育目標、授業計画、

評価基準・方法のみならず、授業外学修の指示、期末レポートのテーマなども担当者間で連携しながら進めている。【資料 2-2-5】

また、初年次の必修科目「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は 1 クラス 20 名以下の少人数教育を実施しており、担当教員がクラスの学生のアドバイザーも担当することで、教学面だけでなく生活サポートも行なっている。「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」のみならず、各学年の日本語リテラシー科目においては、授業の進捗状況および進め方の確認や問題点を共有するために、随時行うミーティングにより、教員間の連携がはかられている。現代英語学科では、4 年次に必修科目「特別演習Ⅰ・Ⅱ」をおき、日本語リテラシー科目（1～3 年生）の最終段階と位置づけるとともに、学生の学修状況や生活状況等を把握できるようにする体制をとっている。【資料 2-2-6】

こうした日本語リテラシー科目では、「e ポートフォリオ」を授業の予習復習や課題提出などに学生が利用することで、教員による授業のフィードバックとしても機能する効果を生んでいる。【資料 2-2-7】

〈教養科目〉における《キャリア支援科目》の「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」は 1 年生から 3 年生までの学年ごとの系統的な発展的科目であり、1 年次からの年次進行としている。（参照 2-5 キャリアガイダンス）

本学では、日本人学生と留学生がともに学ぶ授業の推進をはかっているところであるが、〈教養科目〉では、日本人学生と同じ教室で授業を学ぶことになっていない、1 年次から入学する、留学生を対象としたより平易で入門的な「教養日本文化Ⅰ・Ⅱ」、「教養日本社会Ⅰ・Ⅱ」、「教養日本文学Ⅰ・Ⅱ」を開講し履修の便宜をはかっている。【資料 2-2-8】

本学は、長崎県内すべての大学・短期大学および高等専門学校が参加する単位互換制度「NICE キャンパス長崎」に加盟しており、各大学が提供する授業科目から希望科目を履修し単位を修得すれば、本学の修得単位（教養科目【単位互換科目】）として最大 10 単位まで認定している。本学でも通常の授業科目の一部を開放しており、また各大学が提供する独自の「NICE キャンパスコーディネイト科目」を毎年開講している。

【資料 2-2-9】～【資料 2-2-11】

〈英語〉科目では、入学時において、さらに入学後の学修過程においても、習熟度ないしは能力にかなりの差が認められる。その差は、文法・語彙、聴解力、読解力、会話力においてそれぞれ異なっている。それゆえ習熟度別クラス編成が効果的であると考え、プレイスメントテスト等によるクラス編成を実行している。【資料 2-2-12】

基礎的な科目群《CORE 科目》と、高度なスキルの学習を狙った科目群《ACE 科目》(Advanced Communicative English)からなる一貫した教育課程システムで英語教育を行っている。【資料 2-2-13】

また、検定資格が一定の社会的な意味を持っている実情に鑑みて、公的な英語検定試験で一定の合格水準に達した者に最高 8 単位まで単位認定する《英語能力試験科目》を設定している。【資料 2-2-14】

〈ドイツ語〉〈フランス語〉〈中国語〉〈韓国語〉科目は、多くの学生にとり初修外国語であり、初歩から学ぶことを前提としたカリキュラムであるが、「中国語」と「韓国語」においては既修学生もいることから、初修学生クラスと分けるなど、学生個々の学修に配慮した体制もとっている。留学生科目の〈日本語〉は、「外国人のための日本語」という見地から一定の教授法に基づいて組み立てられている。

語学科目の時間割編成で、1年生においては、月曜日から金曜日まで、1時限に〈英語〉科目、3時限に〈初修外国語〉科目を同一時間帯で配置し、2カ国語学修に取り組みやすい措置をとるなど工夫している。【資料 2-2-15】

本学では、日本語教育について副専攻相当の教育内容を提供し、日本語教師としての基礎的な資質を身につけることを目的とした日本語教員養成課程である「日本語教員基礎資格取得講座」を開設しており、日本人学生のみならず留学生もこの資格取得を目指して履修するようになってきた。【資料 2-2-11】【資料 2-2-16】

〈専門教育科目〉は、「専門教育プログラム」、「留学科目」、「プロジェクト」、「卒業研究」から編成されている。

「専門教育プログラム」科目は専門教育の中核をなす柱であり、学生が専門科目として習得する主たるものである。本学部の人材養成と教育の目標に従い、特に「コミュニケーション力」と「人間力」の強化を目的として構成されており、学生が自らの関心や将来の進路志望に従って習得すべき履修モデル（授業科目群）となっている。一つのプログラムを中心に学ぶのが基本であるが、いくつかのプログラムにまたがって学ぶことも可能である。【資料 2-2-17】

「留学科目」は、交流協定大学における1年間（2学期）または半年間（1学期）の留学中に学ぶ科目であり、取得した単位は「社会文化特別研究」として6単位まで本学の単位として認められる。また、一定の研究テーマを持って留学し、「研究レポート」を義務づけ（帰国後提出）、その「研究レポート」が審査に合格すれば、【日本語リテラシー科目】中の「海外自由研究」の単位として4単位まで認められることになっている。なお、留学中に交流協定大学で取得した単位は【留学科目】（「英語特別実習」（例えば、英語の場合））として10単位までは「語学科目」の単位として認定される。【資料 2-2-18】

また、国外への留学だけでなく、本学の交流協定に基づく、京都外国語大学と学生を相互に交換する国内留学制度も設けている。留学期間は3年生春学期～3年生秋学期までの間の半年間または1年間が原則で、留学期間中に京都外国語大学で修得した単位は本学の卒業要件単位として認定することができる。【資料 2-2-19】

課題解決型授業である「現代英語グローバルプロジェクトⅠ・Ⅱ」、「多文化共生プロジェクトⅠ・Ⅱ」を平成23（2011）年から開講している。この科目では学生あるいは教職員から提案されたプロジェクトを教育支援委員会で採択を決定し、採択されたプロジェクトに対して募集を行なう。プロジェクトは定められた目標を1年間で達成することが求められる。

「プロジェクト」科目は、通常の教室での授業とは異なり、学生のグループ活動やフィールド調査などの実践を重視する授業科目であり、「教養科目」や「専門教育プログラ



ム」、「語学科目」で培った知識と語学力を、研究活動や実地調査、地域社会との連携といった実践行動の中で活用し、成果を生み出し、結果を発表するものである。実社会が求める実践力・問題解決能力＝人間力の養成を目的としているといえる。大学が提供するものの他に、学生グループが自らテーマを立て、自ら企画し、教員の指導と地域社会との協働によって実践するプロジェクトも可能になっている。3年目に入ったところで、「平成 25 年度学生代表学修成果発表会」（12 月 21 日開催@福岡工業大学）第 1 分科会で本学の「障害者と社会をつなぐプロジェクト」が最優秀賞を獲得し着実に成果を上げているものの、履修者がまだそれほど多くないというのが現状である。平成 25（2013）年度は 14 プロジェクトが活動し、のべ 74 名が履修した。【資料 2-2-20】

「卒業研究Ⅱ」は卒業論文、翻訳または作品制作などによって評価される科目である。必修ではなく選択科目であるが、「卒業研究Ⅱ」を履修しようとする学生は、プレゼミ的位置づけである「卒業研究Ⅰ」履修することが求められており、3年生から4年生へと円滑な卒業研究指導が行えるような体制をとっている。「卒業研究Ⅱ」は、各学期末に主査・副査制度のもとで「卒業研究報告会」（全学公開）を行うことが義務づけられ、この報告までも含めて「卒業研究Ⅱ」が完結する仕組みとしている。【資料 2-2-21】

〈自由選択科目〉は、特に自由科目として設定されている科目はなく、「教養科目」、「専門教育科目」、「語学科目」の別を問わず、原則としてすべての授業科目は学科を超えて自由に受講することができる。

大学設置基準第 25 条の 2 に則り、本学学則第 25 条の 3 により、シラバスを作成し、科目の授業計画や成績評価などについて明示している。【資料 2-2-22】

本学では評価を厳密化し、カリキュラム・マップを実質化するためにディプロマ・ポリシーで育成する能力について各観点別に評価する観点別評価実施に向けた取組をこれまで行ない、実施に向けた検討のための FD(Faculty Development)研修を過去何度も行ってきた。評価手法（テスト、レポート等）ごとの成績評価の割合をシラバスで明記している。【資料 2-2-23】～【資料 2-2-24】

また、平成 25（2013）年度から評価の透明性を高めるために、各評価手法（テスト、レポート等）の成績評価を学生に開示できるようにしている。【資料 2-2-25】

平成 25（2013）年 2 月にラーニングコモンズを整備するとともに、通常教室（11 教室）に可動式の机・イス・ホワイトボードを平成 26（2014）年 3 月に設置することで、ハード面でアクティブラーニングの導入をサポートしている。さらに、平成 26（2014）年 2 月に全学的にアクティブラーニングの実施状況を把握するためのアンケートを実施し、「アクティブラーニング・マップ」を作成し、カリキュラム全体でのアクティブラーニングの導入状況の把握に努めている。【資料 2-2-26】

大学設置基準第 27 条の 2 に則り、単位の過剰登録を防ぐための取り組みは本学「履修規程」第 5 条において、セメスター毎の履修単位数の上限設定（キャップ制）を導入し、「各学年における履修登録の上限は、次のとおりとする」と規定し、以下の表のとおり

り定めている。【資料 2-2-27】～【資料 2-2-28】

(表 2-2-1)

年次	1学期間で修得できる単位
1年次	20単位以内
2～4年次	24単位以内

### 〔自己評価〕

以上のとおり、教育課程編成方針に沿った体系的なカリキュラムを編成しており、このための授業内容・方法等に工夫を行い、そしてこの教育方法の改善を進める体制を整え、また履修登録単位の上限設定をするなど、それぞれについて適切に行っていると自己評価する。

### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育目的を踏まえた教育目標およびカリキュラム・ポリシー（カリキュラム・マップおよび科目規定）、これらは固定された恒久的な方針ではない。「世界平和と人類の共存共栄の理想を実現するためには、外国語を用いて異なる国々の人々と対話し、異文化を理解し尊重する若者を養成しなければならず、こうした人間教育を行う 基盤をキリスト教の「隣人愛」「献身と奉仕の精神」「真理と自由の探求」という普遍的な価値観にこそ置かれるべきだとした本学の建学の精神に立ち返る必要がある。

また、これに基づく「〈語学力〉を磨き、〈国際的コミュニケーション能力〉を身につけ、〈人間力〉を鍛えることによって、真の対話と相互理解によって共通の目標を一致協力して実現する力を備えた人材を養成する」とした教育目標を実現するための学士教育課程が社会的必要性に適っているか点検・評価することも常に求められている。

このため、教育支援委員会を中心に、まずは平成 27（2015）年度以降のカリキュラム改正にむけた検討を行うが、教育目標およびカリキュラム・ポリシー（カリキュラム・マップおよび科目規定）は引き続き見直しに取り組んでいく。

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

現在のキャップ制では1学期に1年次は20単位、2年次以上は24単位を上限としているが、各授業科目での授業外学修時間を担保するため、またクォータ制導入の検討も行われていることから、1学期間の適正な履修上限単위를平成 27（2015）年度末までに検討し結論を得る。

シラバス（授業計画）項目内容については、履修者による授業評価やFD研修などにより、更にPDCAを実行し充実したものにする。また、これを活用したステークホルダー等への周知をはかることで、学士教育課程の「見える化」を促進し、より実効的なものとする。平成27（2015）年度からのカリキュラム改編にあわせて、いくつかのシラバス（授業計画）項目について見直しを行い、科目への再ナンバリングも行う。シラバスには前回の「授業評価アンケート」への授業担当教員からのレスポンスを記載できる項目

を設け、学生への説明責任を果たす。授業内で学生が主体的に学ぶための方策を検討し、課題発見力、問題解決力、コミュニケーション力の育成につなげるための研究をアクティブラーニング研究グループで行ない、研究成果を大学全体で共有することでアクティブラーニング実施科目を増加させる。特に「アクティブラーニング・マップ」を用いて、各科目で取り入れられているアクティブラーニングのための手法を全体的に把握し、配当年次や手法の適切性やバランスを考慮し、カリキュラム全体で効果的なアクティブラーニングを導入する。これらについては、教育支援委員会とFD教育開発委員会が連携しながら取り組んでいく。

また、グローバル人材育成の観点からする留学制度の推進により、海外へ留学する学生数が増加していることから、留学前・留学中・留学後を一貫した教育課程と見なした留学プログラムの必要性が高まっており、平成 27 (2015) 年度からの新しいカリキュラムに取り入れるべく、留学プログラム委員会及び教育支援委員会が連携しながら早急に結論を得る。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3 の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学生たちの主体的な学びの空間として平成 24 (2012) 年 2 月に整備され、平成 25 (2013) 年 4 月から利用を開始しているラーニングコモンズ (CoSTa Space (Co Study Tanoshii Space:共に学んで楽しい空間) と呼ばれる) は、学生の自習やグループワークだけでなく、授業や説明会にも活用されている。また、ラーニングコモンズには教職員などによる CoSTa サポーターが常駐し、学生の学修面や生活面の相談に応じることが出来るようになっている。

本学には大学院が設置されておらず、TA( Teaching Assistant)の活用は困難なことから、SA(Student Assistant)の活用を模索しているところである。(参照 2-7)

現在、社会人入学学生が、「プロジェクト」科目で課題に取り組む学生の主体的な学びを側面的に支援して、円滑な運営を支援する〈プロジェクト・サポーター〉や、学生の主体的な学びを演出するラーニングコモンズの運用を行う〈CoSTa サポーター〉として活動し始めている。【資料 2-3-1】～【資料 2-3-2】

非常勤を含むすべての科目のシラバスに授業外学修に関する指示を明記するようにな

ったが、平成 25 (2013) 年度からラーニングコモンズを整備し、授業外学修を促すための取組みを行なっている。しかしながら平成 25 (2013) 年度の授業外学修時間数は平均 11.5 時間 (1 週間) であり十分とは言えない。【資料 2-3-3】また、平成 24 (2012) 年度から本学で独自に開発した「e ポートフォリオシステム」を利用し学修の振り返りや課題提出などの授業外学修に活用するとともに、学修成果の可視化と学修成果の蓄積のために活用している。【資料 2-3-4】

オフィスアワーは、すべての専任教員が 1 週間に 1 時限設定し、シラバスに明示だけでなく授業時間割表にこれを記し周知しているので、学生に十分対応できる体制をとっている。また、ほとんどの教員はこれに限らず、授業時間はもちろん、メールや Facebook などによっても、大学や授業に関する学生のさまざまな相談や質問などに対応している。【資料 2-3-5】

平成 26 (2014) 年度から、非常勤教員にも学生からの相談や質問への対応についてシラバスへの記載をお願いしている。【資料 2-3-6】

休学・退学などについては、まず担当アドバイザーが学生からの相談に応じることになっている。当該学生から休学や退学について事情を聞き、保護者ともその後の進路や善後策などについて話し合いを持ったうえで、やむを得ないと総合的に判断される場合には学生・保護者連名による退学願および休学願を提出してもらう。

これにアドバイザーの所見を付し、各部署の回覧をへて、教授会で審議されたのち認められるプロセスになっている。退学や休学に関しては、さまざまな理由があるが、経済的問題から退学せざるを得ないケースが増えており、特に成績良好な学生にあって残念と言わざるを得ない。ただ、退学であっても再入学という制度もあり、そういったケースも若干出ている。また、各学期 5 回目の授業が終了した時点で出席調査をすべての科目で行い、学生の履修状況と学生の動向を把握し、このうち 3 回以上の欠席がみられる学生について担当アドバイザーおよび保護者宛に連絡をとり、できるだけ早い段階で対応するようにしている。(参照 2-7 学生サービス)【資料 2-3-7】【表 2-4】

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、教職員による全学体制での学生への学修及び授業支援については、ハード面・ソフト面においてその仕組みを適切に整備し、またさらなる支援体制の改善に取り組み、その充実に努めていると自己評価する。

#### (3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

SA の積極的活用、ラーニングコモンズの充実化など、授業外学修を確保する観点からも、学生たちが協同学修できる時間や空間を整備する必要がある。授業外で学生が主体的に学ぶための方策を検討し、授業外での能動的な学修量の増加およびその質の改善を図るための研究を行ない、研究成果を大学全体で共有することで授業外学修時間を増加させる。

現在のキャップ制では半期に 20 単位（2 年生以上 24 単位）が上限であったが、各授業での授業外学修時間を担保するために平成 27（2015）年度までに履修上限を見直す。2 単位ほど下げる方向で検討に入っている。

また、可能な限り授業外学修を大学内で行えるように時間割を再編し、「大学滞在時間の増加」「協同学習の時間の確保」を目指す。

授業外課題（宿題）の体系的把握のため、各授業でどのような授業外課題（宿題）が出されるかに関しては、できる限りシラバス等で事前に提示するとともに、教員に対しては「実際にどのような課題を出したか」を、学生に対しては「実際にどのような課題が出されたか」についてのアンケート調査を行ない、大学全体として体系的に把握することで、科目間での授業外学修時間のばらつきを減らし平準化を目指す。

「e ポートフォリオシステム」を活用する授業を増やすことで、授業外での学修を教員と学生双方が把握できるようにし、授業外学修時間増加を目指す。現時点ではシステムへの投稿数が把握できるが、各投稿の文字数をカウントできるようにし、投稿の質的分析を行えるようにする。

これらについては、教育支援委員会と FD 教育開発委員会が連携しながら取り組んでいく。

休学制度は、休学中（復学後）の学生ケアの観点からも、休学中の学修計画や生活状況などについて把握する必要があることから見直しを進める。また、休学中の留学などで取得した単位については現在認定されないが、さらに学生の留学意欲を高めるために、この点についても早急に検討し結論を得る。教育支援委員会を中心に、前者の点で学生支援委員会と、後者の点では留学委員会と連携をとりながら進める。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

##### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

授業科目の単位の計算方法については、大学設置基準第 21 条に基づき本学学則第 27 条によって示されており、「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成する」ことを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定められることになっている。また、大学設置基準第 21 条および第 25 条により、大学学則第 25 条の 2 において「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする」と定められた授業の方法に応じて単位数は設定されている。教育課程に

における、DP（ディプロマ・ポリシー）やCP（カリキュラム・ポリシー）に基づいた各授業科目のカリキュラム・マップはすでに策定され、シラバスで提示している。また、成績評価基準はシラバスで予め明示しており、その評価は多角的評価方法に則っておこない、ルーブリックを活用した成績評価も推進している。【資料 2-4-1】～【資料 2-4-3】

平成 26（2014）年度からの GPA(Grade Point Average)制度の導入により、さらに厳格な成績評価の運用に取り組む。なお、本学における GPA 制度は f-GPA(functional-GPA)方式を導入する。この方式を導入するのは、成績素点が GP に可能な限り反映されるとの判断によるものである。これは科目の成績素点（A とする）の満点合格を 100 点、合格最低点 60 点として、次の式により GP(Grade Point)を求めた値をいう。

$$GP=(A-55)/10 \quad (\text{ただし、} GP<0.5 \text{ は } GP=0.0 \text{ とする})$$

単位の認定については、大学設置基準第 21 条に基づき、学則第 28 条と「試験規程」第 4 条により、学業成績は、原則として試験によって評価し、評価結果は秀（100 点以下 90 点以上）・優（89 点以下 80 点以上）・良（79 点以下 70 点以上）・可（69 点以下 60 点以上）・不可（59 点以下）をもって示し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とすると定め、「履修規程」第 11 条の「各授業科目の単位は、原則として、各授業科目担当教員の評価が合格とされることにより認定されることとする」としている。

また、「試験規程」第 3 条により「受験すべき当該科目における出席回数が各学期の授業回数の 2/3 に達しない者」には受験資格は与えられず失格となり、成績評価対象とはしないことになっている。【資料 2-4-4】～【資料 2-4-6】

当該期の成績については、学期毎（9 月と 3 月）に保護者と学生に通知している。

国内外の大学等及び大学以外の教育施設における学修の単位認定、また既修得単位認定については、大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条に則り、本学学則第 30 条、第 31 条、第 32 条においてそれぞれ「教育上有益と認められるときは」、学則第 30 条、第 31 条、第 32 条あわせて「60 単位を超えない範囲」で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を認定することができるとしている。

留学帰国後の単位認定、社会人学生の既修得単位認定などについても、教育支援委員会で学生から提出された成績証明書やシラバスなどにより適切に判断し、教授会で承認される手続きを経ており適切に認定を行っている。【資料 2-4-7】～【資料 2-4-9】

進級に関する要件はなく、4 年次まで進級させ、卒業認定に必要な要件のみを定めている。

卒業認定については、学校教育法第 87 条および大学設置基準第 32 条に基づき、学則第 34 条によって「学生が本学を卒業するために必要とする修得単位数」を定め、学則第 35 条で「本学に 4 年以上在学し、前条に定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う」としており、学則により卒業要件が明確に定められたうえで、その認定は教育支援委員会、教授会の判定をへて学長により適切に行われている。【資料 2-4-10】～【資料 2-4-12】

学校教育法第 104 条、大学設置基準第 32 条および学位規程第 2 条に則り、学則第 36 条において「前条の規定により卒業した者には、本学学位授与規程の定めるところにより学士の学位を授与する」と定めている。

学則第 34 条による卒業要件は、科目区分ごとに必要単位を規定し、教養科目を 32 単位（必修科目含）以上、専門科目を 36 単位以上（現代英語学科は 4 年次に必修科目 4 単位含）、語学科目は専修外国語を 24 単位以上、合計 124 単位以上を修得しなければならないとなっている。【資料 2-4-13】～【資料 2-4-14】

### 〔自己評価〕

以上のとおり、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について、適切に行われていると評価する。

### （3）2-4 の改善・向上方策（将来計画）

各授業科目の単位数の計算方法については、もとより、1 単位 45 時間の基準を逸脱するものではないが、教室内での授業形態や授業方法の多様化、また教室外での学修時間確保や授業外学修形態の進展、授業回数の変則化などにあわせて、柔軟な対応が必要になると考えている。

平成 26（2014）年度 4 月入学生から GPA 制度の導入をおこなった。現時点では卒業認定における GPA 要件の設定や GPA による学修指導体制を明確化していないが、平成 27（2015）年度以降の新しい教育課程にあわせ、学士教育課程の質保証単位の実質化といった観点から、教育支援委員会で平成 27（2015）年度中に結論を得て全学的体制を整える。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### （1）2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### （2）2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

学則第 1 条に掲げる人材育成を目的として、本学におけるキャリア教育を遂行するために、大学設置基準第 42 条の 2 に基づき、学則第 5 条のもとキャリア支援センターを設置している。そして、教学側の組織として教キャリア支援委員会を設置している。平成 24（2012）年より同組織は学生支援部のもとに統括管理されている。それまでは独立していたが、キャリア教育の充実と学内の有機的な連携を目的として、学生支援部副部長がキャリアセンター長として当該部門を担当することとなった。これにより、学生

への対応をよりきめ細やかなものにすることができるようになった。あわせて、平成 25 (2013) 年度からは、キャリア委員会のメンバーに教育支援部長が入っているが、これは学生に提供される授業科目とキャリア教育の連動性の向上を目的とした対応である。

このような組織改革を行ってきたのは、学内におけるキャリア教育の効果を高めることはもちろんのこと、様々な取り組みをよりよく完遂するためでもある。平成 21 (2009) 年文部科学省「大学教育・学生支援推進事業・テーマ B」、平成 22 (2010) 年度「大学生の就業力育成支援事業」、平成 24 (2012) 年「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備」と、キャリア教育に関連する事業を実施してきたが、これまでのように独立した組織ではなく、全学的な体制を構築することで、より効果的に運営することを目的としている。【資料 2-5-1】

キャリアガイダンスの実際についてであるが、以下の要領で教育課程の中での位置づけを行なっている。キャリア教育の重要な柱の一つとして、学生のコミュニケーション能力を伸ばすことがある。平成 21 (2009) 年度のカリキュラム改正以来、専門科目と密接に連動した実学系の科目整備を行い、学生のコミュニケーション力が向上できるように環境を整えてきた。

1 年次開講科目である「基礎演習 I・II」(必修科目)は、大学で受講する全ての科目の基礎的科目として位置づけられ、専門領域の教育やキャリア教育に繋がるような授業を行っている。そこでは 1) 情報整理力、2) 情報分析力、3) 情報発信力などが養成され、就職活動に求められる文章力やプレゼンテーション能力が身につけられるようになっている。これらの能力は、上級学年で開講されている「日本語表現法 I・II・III・IV」(2~3 年次必修科目)において、強化・深化され、多様化する就活状況に対応できる力を身につけることができるようになっている。

専門領域に教育に関しては、理論面と実践面のバランスや実社会に対する意識付け等を念頭におきながら、実学系科目を多く配置している。具体的には、「ビジネス実務総論 I・II」「観光通訳ガイド演習 I・II」「観光英語 I・II」「観光学概論 I・II」「エアラインホテルサービス論」「エアラインホテル英語 I・II」「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習 I・II」等である。これらの科目で学習したことは、実際に社会で行われていることに直結しており、進路選択等において有益な情報を提供している。特に、「エアラインホテルサービス論」「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習 I・II」については、平成 22 (2010) 年に ANA との間に締結された協定に基づき、実際にキャビンアテンダントとして活躍していた方を講師をとして招聘する等、実務家教員による授業を行なっている。

また、「現代英語グローバルプロジェクト I・II」「多文化共生プロジェクト I・II」は PBL 型の授業であるが、授業内で取り扱うテーマの中に社会との連携を義務付けており、外部機関や企業との協力を必須としている。これにより授業科目の中で、学生は企業等のより密度の濃い関係性の中で、実際の業務を目の当たりにすることが可能である。

キャリア教育に特化した授業科目として、1 年次秋学期、2 年次春学期、3 年次秋学期に開講される「キャリアプランニング I・II・III」や 2 年次以降に開講されている「インターシップ」を用意している。「キャリアプランニング I・II・III」では、外部からキ



キャリアプランナーを招聘し、学生に対して就業に対する意識の向上を図っている。あわせて、学内からも転職の経験のある職員を中心に就業の実際についての講話を取り入れているが、これは学生への効果だけでなく、教職員の意識の向上も目的としている。これにより、教職員がより積極的にキャリア教育に関われるようにする意図によるものである。また「インターシップ」に関しては、「長崎インターンシップ推進協議会」との連携により長崎県内において質の高いインターンシップを提供している。あわせて、海外でインターンシップを行う制度も完備しており、外国語大学ならではの特色を出している。これは平成 22 (2010) 年度「大学生の就業力育成支援事業」を契機に、外国での就業体験ができるように整備したものである。【資料 2-5-2】

これら以外にもキャリアの直結するものとして、長期（夏期、春期）休暇中にも、SPI 講座や空港研修、旅程管理主任者資格対策講座・研修が開設し、業界や仕事理解、資格取得に有効な支援を積極的に受けることができるような環境を整えている。

上記のような科目等による支援の他に、学生の意識改革が最重要との認識からまずキャリアセンターへの学生の誘導とそこでの相談・助言体制、アドバイザーとの情報交換にも力を入れた。そこで平成 23 (2011) 年より、就職・進学に対する相談・助言体制の充実を企図して、キャリアカウンセラーの配置した（年間 80 日）。あわせて、ハローワークと連携した担当専門相談員による来学進路相談（月 1 回）、フレッシュワークと連携した面接等の相談・対策会「就活フレッシュ情報局」（月 2 回）を学内キャリアセンターで開催している。また、キャリアセンター前の通路を「就活ストリート」と名付け、学年毎の学生が必要な情報や就活イベントを就活カレンダー等でわかりやすく掲示案内した。こうした取り組みが功を奏して、就職相談件数が、過去 3 年間の推移を見ても平成 23 (2011) 年度 1,675 件、平成 24 (2012) 年度 1,815 件、平成 25 (2013) 年度 1,962 件と前年比で毎年約 8%増加し、その結果としての就職率の推移も平成 23 年度 78.6%、平成 24 年度 87.2%、平成 25 年度 94.8%と毎年約 8%ずつ伸長した。【表 2-9】

#### 【表 2-10】

就職および進路先の実態とその取り組みについてであるが、平成 24 (2012) 年よりこれまで以上に企業に対する働きかけを強化することにした。上述のごとく、キャリア教育に関して全学的な組織により対応することになったことを受けて、キャリアセンターにおいてはそのマンパワーを企業への働きかけに使うことができるようになったためである。そのおかげで企業訪問の回数は前年は約 50 回であったが、150 回に増加した。ここ数年の国際化グローバル化の波を受けて、それまであまり外国語大学への求人という形で関心を持ってもらえなかった業種からのオファーが近年目立つようになった。製造業、卸売・小売業、情報通信業、不動産・物品賃貸業で特に顕著な傾向があり、大きな伸びを示している。本学では、これらの 4 業種分野だけの構成比でも、平成 24 (2012) 年度の 14%から平成 25 (2013) 年度では 28%へと倍増している。こうした結果が現れているのも、企業側の希望を的確に把握するためにキャリアセンターのよる企業への働きかけを強化した結果である。【表 2-11】

本学学生が企業の側でどのような評価を受けているのかについてであるが、これは本学学生の就職先への訪問等を通じてその状況を把握している。これ以外にも、前述の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備」において、平成 24 (2012) 年に実

施した調査では、当該 GP に参加している大学機関の中で最高の評価を得ている。

#### [自己評価]

以上のとおり、本学におけるキャリアガイダンスの運用は適切に行われていると評価する。

#### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

組織のあり方については、平成 26（2014）年度より副学長を 2 名体制とすることになっているが、そのうちの 1 名が大学外の機関との連携をその職務分掌として担当する。これにより学長によるガバナンスがさらに効果的に機能するようになり、キャリアガイダンスの全学的対応をより有機的に実施する。この対応は、外大ビジョン 21 に明記しているように、「キャリア教育」「職業教育」「就職活動支援」の区別の明確化に取り組むための準備の意味もある。

キャリアガイダンスの実際としては、就職率 100% を目標に掲げ、これを達成するために以下のような対応を取ることが決まっている。

キャリア教育に特化したものとして、新規に資格対策の担当者と設け、学生への対応を行う（「漢検対策」「MOS 対策」など）。

新規の連携企業を開拓することが求められるが、特に航空関連の就業希望が増えていることを受けて、株式会社スターフライヤーとの協定を平成 26（2014）年度内に締結できるよう準備を行ない同年 6 月に締結した。

企業への働きかけについてであるが、これまで理系企業と言われていた専門メーカーの海外営業職や、英語・その他の言語運用能力が期待される事務職も視野に入れ企業訪問を実施する。これは学生の社会的・職業的自立に関する指導をすすめるチャンスをさらに広げていくためである。

#### 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

##### 《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

大学設置基準第 25 条の 3 に基づく、本学学則第 25 条の 4 により、教育支援委員会 (FD 企画班) のメンバーからなる FD 委員会が以下のような取り組みを行っている。初めて

の試みとしては、平成 25 (2013) 年度 12 月に、長崎県立長崎西高等学校の校長を招き、本学の教育目的の達成状況などについて点検・評価を受ける外部評価の取り組み FD・SD 研修会を行った。【資料 2-6-1】～【資料 2-6-2】各学期の終わりに履修人数 10 名以上の授業科目で「授業評価アンケート」を実施している（10 人以下でも希望がある場合には行っている）。また、平成 23 (2011) 年から本学のディプロマ・ポリシーの各項目に関する学修の到達度を自己評価させる「自己点検アンケート」を半期に一度全学年を対象に実施している。【資料 2-6-3】～【資料 2-6-4】

本学「シラバス」において、各授業科目の目標および到達目標を明らかにしているが、これを学期毎に行われる学生による「授業評価アンケート」調査、教員による「授業実施記録」提出、学生による授業評価に対する「授業評価へのレスポンス」を教員が回答することによって、教育目標の達成状況の点検、評価、振り返りを行っている。

平成 25 (2013) 年 7 月に全学的にルーブリックの導入状況についてのアンケートを実施し、授業実施記録とともに、冊子にまとめて全教員に配布した。また、9 月に「大学教育におけるルーブリックの役割—「授業づくり」と「ディプロマ・ポリシー」の二つの側面から考える—」としてルーブリックの意義と作り方について FD 研修会を実施した。【資料 2-6-5】～【資料 2-6-7】毎年「学生意識調査アンケート」を行って、学生の生活面と学習面に関する調査を実施している。学修面においては、〈学習一般〉〈授業選択〉〈授業一般〉〈学習時間〉などについてアンケートが行われ、集計・分析したうえで冊子にされ報告されている。【資料 2-6-8】卒業生には「卒業アンケート」を実施している。〈主専攻・主専修言語〉〈教育課程について〉〈大学生活全般〉などについて 12 項目行っている。〈教育課程について〉と〈大学生活全般〉は大学満足度調査といえるものである。【資料 2-6-9】

### 〔自己評価〕

以上のとおり、こうした学生への状況調査などにより、さまざまな側面から教育目的の達成状況の点検・評価を行い、教育の改善及び工夫・開発に取り組んでいると自己評価する。

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

「授業評価アンケート」の結果については、授業改善に生かすため各教員に担当授業の評価結果を配布し、すべてのデータと自由記述コメント、各学科主任の学科毎の評価コメント、教養科目については教育支援部長のコメントをつけた上で、学生や教職員がライブラリーで自由に閲覧できるようにしている。【資料 2-6-10】

「授業実施記録」については、教員個々が授業内容・方法、また評価手法でどのような取り組みを行っているかを相互に知ることで授業の改善などに活かすことができるように、教育支援委員会 (FD・企画班) において取りまとめ冊子にして各教員に配布している。「アクティブラーニング・マップ」の作成も、教員個々の授業の取り組みを「見える化」した意義は大きかったといえる。【資料 2-6-11】

授業評価へのレスポンスについては、各教員からの回答を教育支援委員会 (FD・企画班) において取りまとめと評価を行っている。「e ポートフォリオシステム」の導入

が、学生は自己の学修管理と評価に、教員はこれに対するコメントをつけることでフィードバックを可能とし、初年次必修科目である「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「プロジェクト」科目、あるいは専門教育科目などにおいても活用している。シラバス作成について「マニュアル」を作成し、毎年改訂を行い、授業科目の履修に関する学生への教育内容・方法の周知に過不足がないようにしている。記載に不備がある場合には、専任・非常勤問わず修正、追加記載などを教育支援委員会から求めることにしている。【資料 2-6-12】

### 〔自己評価〕

以上のおり、こうした点検・評価は、振り返り、授業改善、説明責任といった点から、教育内容・方法及び学修指導の改善に寄与しているものと自己評価する。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

成績評価と学生による自己評価を中心に評価一般について研究し、学修成果の可視化を促進するための研究を行ない、研究成果を大学全体で共有することで学生が自身の学修成果を学期途中で把握できるようにし、学生が学修到達目標を達成するためのサポートを行なう。そのために学生の現状把握を行なう。これまで授業での評価は総括的評価が中心であったが、形成的評価を導入することで、学生自身が到達目標に向けて主体的に学修できるように促す。

またレポート課題もこれまで総括的評価にしか用いられないことが多かったが、形成的評価を行うことで学生自身が到達目標に向けて主体的に学修できるように促す。こうした本学の教育成果を客観的に把握するためにも学生の主な就職先へのアンケート調査を組織的に行い、その結果を点検・評価し教育内容・方法などの改善にいかす。

平成 25（2013）年に 1 年生と 2 年生を対象にジェネリックスキルを客観的に測定するための PROG(Progress Report on Generic Skills)テストを実施しているが、学修評価のあり方を見直し精緻化することを目指す一方、今後も継続的にこうした外部客観テスト（PROG テスト等）や外部評価の機会を用いて多面的に評価することで、本学の学修評価の妥当性と信頼性を検証する。

「授業評価アンケート」、「学生意識調査アンケート」、「卒業アンケート」は各委員会にまたがり縦割りで行われ、また類似のアンケート項目も見受けられることから、委員会横断で連携して、教員・学生双方にとってより効果的・効率的な状況把握と点検・評価方法の開発を各委員会連携して行う。

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

「授業評価アンケート」の結果をうけた各教員の回答コメント（「授業評価へのレスポンス」）は、平成 27（2015）年度から、前年度の評価を受けたコメントをシラバスに記す予定にしている。

従来の講義・演習といった固定化されたイメージのある授業運営からアクティブラーニングの導入へと推進される状況にあわせて、「授業評価アンケート」はその設問項目について見直しが必要であるとの認識が出ていることから、FD 教育開発委員会で検討

して新たな項目提案を行う。

「授業実施記録」「授業評価へのレスポンス」などは、振り返り、授業改善、説明責任といった点から、引き続き行うこととし、非常勤教員にも展開させていくが、教育目的の達成の点検・評価及びそのための教育内容・方法の改善に関しては FD 教育開発委員会の果たすべき役割の重要性をあらためて認識し、本委員会が中心となり学生をも巻き込んだ全学あげでの教育改革に向けて取り組む。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7 の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### (1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

### (2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 学生サービス、厚生補導のための組織

2-7-①/②の自己評価に先立ち、学生サービス、厚生補導のための組織について点検する。「大学設置基準」第 42 条に定められた学生の厚生補導を担当する主たる組織は、学生支援委員会と学生支援課であり、両組織がアドバイザー教員、教育支援課、国際交流センター、キャリアセンター、カウンセリングルーム、学友会、さらに保護者会等と密に連携しつつ当該の業務を遂行している。

学生支援委員会は現在教員 7 名（現代英語学科 4 名、国際コミュニケーション学科 3 名）および学生支援課長で構成され、月 1 回以上の会議において学生生活全般に関する支援のあり方を検討し、その円滑な運営と不断の改善に努め、また学生の抱える問題や大学への要望について対応している。学生支援の様々な施策は、〈アドバイザー制度〉によりすべての学生に行き渡るよう計らっている。アドバイザー教員は担当する学生（最大 40 人）に対して個別の指導や相談を行い、また学生と大学内各組織の橋渡しとして問題解決の道筋をつける役割も担う。【資料 2-7-1】

学生支援課は、学生支援委員会にて決定した事項を事務レベルで確実に実施してゆくとともに、学生ひとり一人の学修状況や生活状況に関する情報を集約管理し、学生支援委員会およびアドバイザー教員、関係事務部門に対して随時情報提供と連絡調整を行うことで、教員組織と事務組織が一体となって学生支援・指導を行う体制を整えている。

学生支援に関する情報は、学内掲示板やアドバイザー教員など複数のチャンネルを通して発信しているが、特に学期初めに行われる学生オリエンテーションを重視し、学修スタート時点からの周知徹底を図っている。すなわち学生支援委員会を中心に大学全体でオリエンテーションを企画運営するとともに、毎回新入生および教職員を対象に事後アンケートを取り、改善を図ってきた。その結果、説明した内容や伝達事項に対する理

解度とその重要性の認識は年々高まり、平成 26 (2014) 年度は「オリエンテーションの資料、説明、研修が今後の大学生活に役立ちそうか」という総括的質問に対し新入生 121 名中 116 名が「はい」と答えるまでになった (5 名は無回答)【資料 2-7-2】。

学生支援の基盤となる〈アドバイザー制度〉に対しても、より効果的な仕組みにすべく、また学生の在籍状況に合わせて見直しを繰り返してきた。以前は学生 1 人に対して正副 2 人のアドバイザーが付いていたが、「アドバイザーが誰かわかりにくい」という意見が他数寄せられたため、現在は学生 1 人に対してアドバイザー 1 人のシンプルな体制に変更し、その上で〈学生カルテ〉のデータベース機能を充実させ、関係者間の情報共有を進めている。さらに平成 25 (2013) 年度に教員を対象として休・退学に関係したアドバイザー業務の実態調査を行い【資料 2-7-3】、深刻な問題を抱えた学生への有効な支援策作りに取り組んでいる。

### 〔自己評価〕

以上のとおり、学生支援委員会と学生支援課を中心に学生サービス、厚生補導のために必要な組織が設置され、常時自己点検と改善を行いつつ、十分な機能を発揮している。

## 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 経済的な支援

学生に対する経済的な支援および学習意欲向上を目的として、本学独自に 1) スカシップ入試奨学金、2) 特別奨学金 SS-1、3) 特別奨学金 SS-2、4) 特別支援奨学金、5) ファミリー奨学金、6) 勤労奨学金、7) 旅程管理研修奨学金、8) 派遣留学奨学金、以上 8 種の奨学金制度 (給付型) を準備している。1) ~7) を学生支援委員会、8) を留学生選考委員会が担当し、応募者の家計の経済状況、成績評価、面接試問等を基準に受給候補者を選定している。また外国人留学生に対しては授業料減免制度がある【資料 2-7-4】。各人の減免率 (60~100%) は、国際交流委員会が入学試験成績および家計の経済状況に照らして検討する。社会人学生に対しては、社会人としての経験を通して蓄積した知識や見識を活かして、授業や生活に関して若い学生たちに助言を与えることを条件に授業料を全額免除している (60 歳以上の社会人学生の場合は、生涯学習に強い意欲を持っていることが授業料全額免除の条件)【資料 2-7-5】。いずれの奨学金/授業料減免についても、所轄する委員会の審査結果を教授会にて審議した後、学長により対象者が決定される。

日本学生支援機構奨学金、地方自治体・民間団体奨学金、文部科学省外国人留学生学習奨励費等の学外奨学金については学生支援課が案内し、応募の取りまとめと事務手続きを行っている。加えて経済的支援策の一環として、キャリア支援課にて学生にふさわしいアルバイト先を開拓、斡旋している。

(表 2-7-1) 本学独自の奨学金制度概要〔平成 26(2014)年度〕

種別	内容/目的	対象学年	募集人数	選定方法	給付金額
1)スカラシップ入試奨学金	スカラシップ入試受験者のうち、成績上位者に授与	1年次新入生	10名	スカラシップ入試の学力試験結果による	上位5名:初年度学費分、次点5名:上記の半期分
2)特別奨学金SS-1(平成20(2008)年度新設)	「長崎外国語大学基本英語構文集」による入学前学習の評価、4年間の安定した学修を促進	早期入試(AOおよび推薦)の合格者	人数制限なし(家計の経済基準なし)	受給認定試験95点以上、2-4年次は累積f-GPAが2.80以上	年間25万円(4年間合計100万円)
3)特別奨学金SS-2(平成20(2008)年度新設)	同上	同上	人数制限なし(家計の経済基準あり)	受給認定試験85点以上で、2-4年次は同上	同上
4)特別支援奨学金(平成20(2008)年度新設)	安定した学修を促進し、成績上位者を評価	2-4年次学生	各学年5名(家計の経済基準あり)	累積f-GPAが2.80以上、成績上位5名	年間25万円
5)ファミリー奨学金(平成20(2008)年度新設)	本学に在籍する/した二親等以内の親族を持つ者	新入生	人数制限なし	受給資格を証明する書類で審査	入学金の25万円を返金
6)勤労奨学金	軽作業、事務補助等の学内勤労学習	希望者	20名	願書と面接による	月1万円(年間8万円)
7)旅程管理研修奨学金(平成25(2013)年度新設)	本学が実施する旅程管理研修の受講料補助	当該研修の受講者	申請者全員	申請書類の審査	研修の種別によって5千~1万円
8)派遣留学奨学金	海外留学の勸奨と経済的援助	留学希望者	6学期分	申請書類の審査	研修先大学の学費相当分

1)~5)の入学試験とリンクした奨学金を受給する学生は、入学後他学生の模範として活躍しており、就職状況も良好であることから【資料 2-7-6】、優秀な学生の確保と学修勸奨という奨学金の目的が十分達せられていると判断される。2)~4)に関しては2-4年次の受給資格基準の見直しを図り、平成26(2014)年度からf-GPA(Functional Grade Point Average)による判定方法を導入している【資料 2-7-7】。これは該当学生の成績をより公平に評価し、4年間を通したコンスタントな学修を勸奨するためである。6)は学内の勤労作業によって学修環境を自ら改善する意欲と責任感、さらに社会人とし

ての基礎的態度を醸成し、同時に20名の受給者の内1/3程度を占める留学生に対する経済支援ともなっている【資料2-7-8】。7)の旅程管理研修受講に対する援助は、平成25(2013)年度34名の学生が受給した【資料2-7-9】。観光業界は本学学生の主たる就職希望先のひとつであり、この奨学金が学生たちの学習動機付けとして有効に作用している。留学する学生に給付される8)は、本学が重点的に推進する「グローバル人材育成」において極めて重要な意義を有する。本学から留学する学生の大半は海外協定校との交換留学の枠組みを利用するが、これでカバーできない一部の学生に対して8)の制度をもって支援を行っている。その結果平成26(2014)年度に留学を開始する予定の76名の学生のうち自費留学をする学生は3名のみである(学期ベースで計算するならば、自費留学の割合は全体の2%)【資料2-7-10】。なおこれとは別にJASSO(Japan Student Service Organization)海外留学支援制度により平成25(2013)年度は18名の学生が奨学金を得た(なお平成26(2014)年度は72名の奨学金枠を確保している)【資料2-7-11】。このように様々なかたちで留学の経済的支援を提供したことが、本学から留学する学生数の飛躍的な伸びにつながった。

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、多様な学内奨学金や学費減免制度を提供し、また学外奨学金の適切な取り扱いを行うことより、学生に対する経済的支援が効果的に行われている。

#### 学生の課外活動への支援

学生の課外活動は学生支援委員会・学生支援課が管轄し、学生が心身両面の健全さを保ち、活動を通して積極性、社会性、協調性を身に付け、充実した学生生活を送れるようサポートしている。平成25(2013)年度は23の課外活動団体・学生団体(体育系10、文化系13)が活動し、予算申請のあった22団体に大学が経済的支援を行った(10団体はさらに学友会部費として、また8団体は別途保護者会から支援金を受給している)【資料2-7-12】。これらの諸団体を束ね、また日常の学生自治活動や外語祭等の学生主催イベントを企画運営する学友会に対しては学生支援部長が顧問に就き、定期的なミーティング参加や助言、学生支援委員会との共同会議などを通して協力体制を作り上げている。平成26(2014)年度に設置された国際寮「アンペロス寮」の自治組織、特にそのリーダーであるレジデント・アシスタントに対しては「アンペロス寮運営委員会」が大学側との交渉窓口となり、寮生活を充実させるための新しい取り組みをサポートしている。

個人のボランティア活動や課外学修も積極的に推進しており、前者には申請に応じて支援金を交付している。後者に関しては「学生表彰規程」に基づいて、語学検定試験や外国語弁論大会、スポーツや各種学修コンテストで特に顕著な成果を残した学生を表彰している。また学年ごとの語学目標に達した学生に対して保護者会から与えられる「語学到達目標達成奨励金」に関しては、授業等においてこれを勧奨するとともに、大学が事務手続きを行っている。

半数程度の学生が留学する本学では、他大学と比べ学友会および各種サークルの組織的活動が行いづらい状況にあるとはいえ、これらの団体での交友関係や体験が多く、学生にとってキャンパスライフの重要な要素となっていることは間違いない。学業との両



立という面でも大きな問題は生じておらず、経済的援助に関しても不満の声は上がっていないところから、おおむね順調な運営といえるであろう。

学生表彰に関しては、平成 20 (2008) 年度 - 平成 25 (2013) 年度の間、13 名の学生が〈学長特別賞／学長賞〉を受賞しており、彼らの積極的な姿勢が他学生にとって良い刺激となっている。【資料 2-7-13】

#### [自己評価]

以上のとおり、学生の課外活動に対して経済的、教育的支援が積極的かつ適切に行われている。

#### 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

「学校保健安全法」に基づき、すべての学生が安心・安全・健全な学生生活を送れるよう、健康診断、健康相談、カウンセリング活動を行っている。学期初めのオリエンテーション時(年 1 回)に健康診断を行いその結果を個人に通知するとともに、問題が発見された学生に対しては医療機関の紹介や生活相談等を実施している。持病や障碍のある学生に関しては学生支援課で情報管理し、本人の希望する対応が得られるよう関係各所に指示を与え、また車椅子対応トイレ、専用駐車場、点字表記等学内施設のバリアフリー化を進めている。校医や近隣の医療機関の情報は、学生要覧で提供している。怪我等の緊急時には学生支援課が対応し、医務室(ベッド 3 床、医薬品、各種検査機器設置)にて応急措置をしたうえ、必要に応じて学生支援課職員が付き添って医療機関へと搬送する体制をとっている。

心的支援・生活相談を必要とする学生に対しては、上記の対応に加え、3 名のカウンセラーが週 3 回、カウンセリング・ルームにて相談を受け付けている(平成 25 (2013) 年度、内 1 名は英語対応可)。通常の相談業務以外にも、DV (Domestic Violence)/ハラスメント防止の講演会や留学する学生対象のカルチャーショック対策アドバイス、カウンセリングを身近にする〈コラージュの会〉などを実施、さらに保護者に対しても案内を送り、心的問題の解決に向けた取り組みの周知を図っている【資料 2-7-14】。

各種ハラスメント事案には「ハラスメントの防止等に関する規程」に則り、「ハラスメント防止委員会」(平成 25 (2013) 年度：教員 5 名、職員 4 名)が対処し、またハラスメント防止のために大学構成員の啓発に努めている。さらに教職員の 6 名が「ハラスメント相談員」(平成 25 (2013) 年度：女性 4 名、男性 2 名、英語・中国語対応可)として常時相談を受け付け、問題に即応している【資料 2-7-15】。

学生が心身の健康問題をひとりで抱え込まないようにするには、なにより学生との良好なコミュニケーションを保ち、親身になって対応することが第一であり、この点で学生ひとり一人に目が届く小規模校のメリットが存分に活かされている。すなわち教員はアドバイザーとしてのみならず、授業の担当者としても大学生活全般に関する学生の相談に(留学中も含め)常時応えている。4 年間の少人数教育が学生と教員の間に強い信頼関係を生み出し、それが有効な支援に繋がっていると見えよう。また学生支援委員会は定期的にカウンセラーとの情報交換の場を設け、常時学生の状況を把握するとともに、相談しやすい環境づくりや教員との連携などについて、協働して支援体制を維持改善す

ることに努めている。これらの対策が奏功して、この数年来学内で大きな事故は起きておらず、また障碍のある学生も安心して勉学に集中できる環境が整いつつある。

ハラスメント事案に関しては、訴えを起こした側の意向に沿って慎重かつ綿密に調査を進め、客観的な立場からの問題解決が図られている。

#### [自己評価]

以上のとおり、大学全体で学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を実施し、きめ細かなサポート体制が取られている。

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見・要望は、年1回実施の学生意識調査を中心に、アドバイザー制度、学友会ミーティング、学長への意見箱にて収集している。学生意識調査は平成14(2002)年以来例年4月のオリエンテーション内で2年次生以上を対象に行ってきた。内容は「学生生活について」と「学習について」の2部からなり、前者は39項目、後者は32項目の問いがある。調査結果は、前者の部分を学生支援委員会、後者の部分を教育委選委員会が分析し、報告書にまとめて公表する(本学ホームページにも掲載)。各委員会はこの報告書をもとに対策を検討するとともに、それぞれの取り組み内容をチェックし、将来計画に反映させている。【資料2-7-16】

学生意識調査は平成24(2012)年度分まで学生支援委員会が実施主体となり、調査から分析、公表までを単独で行ってきた。しかし調査結果に対する認識と対応が徹底されていない項目があるという反省から、まず平成25(2013)年度分は学生支援委員会と教育支援委員会がそれぞれの該当調査項目を責任をもって分析し、実践に直結させるよう改善を図った。その上で平成26(2014)年度は実施主体を各委員会の長からなる「学部運営会議」に移し、調査項目の点検と並行して調査結果の活用方法について根本的に見直すこととした。すなわち各委員会が個別に実施してきた各種アンケートを整理統合し、よりの確かつ効率的に学生の意識や実態を把握し、改善への取り組みを展開してゆくための〈IR(Institutional Research)プロジェクト〉を本学の中長期計画に盛り込み、学生の声が大学側に通りやすいシステムの構築に着手した。新体制の学生意識調査は、平成26(2014)年7月中に実施する予定である。また上述のとおりアドバイザー制度と学友会組織を通じた情報収集やフィードバックにも、これまで以上の力を注いでおり、学生と大学の意思疎通が保たれるよう努めている。さらに各種行事が行われた際には、学生と教職員にその都度アンケートを取り、丁寧に問題点を洗い出している。

#### [自己評価]

以上のとおり、学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げる仕組みが整備されており、これを基に大学生活に対する満足度を高める取り組みが行われている。

### (3) 2-7の改善・向上方策(将来計画)

#### 学生サービス、厚生補導のための組織

学生支援委員会・学生支援課が学生サービスに対する取り組み全体を限なくコントロ

ールするために、両組織がいわばハブとなって各委員会間、各課室間、アドバイザー教員と事務組織間の学生情報ネットワークを強固にし、またそれを最大限に活かす協力体制を確立する。具体的には〈学生カルテ〉を用いた学生データベースを充実させ、関係する部門が情報共有したうえで、協働しつつ迅速な問題解決に努める。

## 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 経済的な支援

大学独自の8種の奨学金を今後も提供してゆくが、それらが名実ともに学修奨励の資金となるよう、学生支援委員会が中心となり受給条件と支給額を見直す。特に2年次以上の学生に対しては、平成26(2014)年度より導入しているf-GPAによる資格判断が狙い通りの効果を発揮するかを点検し、問題があれば基準となる数値を変更する。また留学する学生の増加を踏まえて、留学中の成績評価を精細化し、留学しない学生との不公平が生じないように調整を図る。さらに休・退学する学生の多くが経済的困難を抱えている現状に鑑み、真に困窮している学生に支援の手が差し伸べられるよう、新たな奨学金制度の設立が可能であるかを調査する。勤労奨学金制度は平成27(2015)年度からSAや事務作業補助(学内インターンシップ)などの学内ワークと連動させたシステムへと順次移行させ、経済的支援と実践学修のシナジー効果を生み出す。派遣留学奨学金は、希望する学生がひとりでも多く留学できるよう、配分方法の見直しや受給枠の追加を検討する。授業料減免に関しては、当該学生の在学中の学修状況に応じて増減させ、成果が正当に評価されることを実感できるように改める。

### 学生の課外活動への支援

学生生活を一層充実させるために、キャンパスで過ごす時間を増加させねばならない。そのために学生支援委員会・学生支援課は、各種学生団体への経済的支援を継続するだけでなく、サークル活動や課外自主学習を行いやすくする環境作り、すなわちグループが集う空間の提供、器材の充実、時間割の調整、学食・売店の営業時間延長、大学へのアクセス改善等の施策を、学生の意見を十分聴取しながら取り組んでゆく。また学内・学外での自主学修と実践学修を一層手厚く支援し、模範となるような成果を残した学生をより積極的に顕彰することで、学生のモチベーションを高める。

### 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

平成26(2014)年度より新体制となったアドバイザー制度が、学生の抱える問題を大学側がいち早く把握する仕組みとして十分機能するよう、学生支援委員会が学生・教職員の双方から意見を聴取し、実施体制を丁寧にチェックする。すべての学生がアドバイザーと風通しの良い関係を築くことが、なによりもの学生サポートになるため、学生の個人情報管理を徹底させつつ、その効果的な利用方法を研究する。またアドバイザー教員とカウンセラーの連携を強化し、助言とサポートの質を高める。カウンセリング・ルームの利用を促進するには、学生のカウンセリングに対する心理的抵抗感を下げる工夫が必要である。これまで行ってきた広報活動に加え、カウンセリング・ルームの名称、場所と時間、実施方法などを再検討する。まずは平成26(2014)年度学生に、ひきこ

もり対策として学生寮でのカウンセリング時間を設け、安心して相談できる機会を増や  
す。ハラスメント対策としては、これに関するケーススタディーを FD・SD において積  
み重ねるとともに、学生に対して授業や講演会を通してわかりやすいかたちで啓発して  
ゆく。

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

平成 26 (2014) 年度中に学生意識調査の改善に全学的に取り組み、これを学内諸制  
度の改革における基本データとして活用し、PDCA サイクルを加速させる。その際特に、  
統計学的手法を用いたデータ分析の精細化、調査結果の周知、大学側の検討結果と取り  
組みのタイムリーな開示、および新たな施策の効果検証に重点を置く。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめ  
とする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### (1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

### (2) 2-8 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

教員の確保と配置については、学校教育法第 92 条、大学設置基準第 6 条、第 7 条、  
第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 16 条の 2 に  
基づき、大学学則第 1 条に定めた教育目的及び大学学則第 25 条に従って編成された教  
育課程に即して、本学の学則第 9 条 4 項及び教授会規程第 9 条に則って設置された人事  
委員会によって計画、発議され、教授会と理事会での審議を経て、実施されている。【資  
料 2-8-1】～【資料 2-8-5】

学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保するために、人事委員  
会規程第 2 条に基づき、教授会に対して人事委員会が教員の配置計画を発議し、教授会  
と理事会の審議を経て決定し、実施している。【資料 2-8-5】～【資料 2-8-6】

専任教員の配置は、人事委員会規程第 2 条に基づき、人事委員会によって教員の年齢  
バランスを考慮して立案され、教授会と理事会の審議を経て、決定、実施している。【資  
料 2-8-6】～【資料 2-8-7】

### [自己評価]

以上のとおり、教員の確保と配置については、学校教育法と大学設置基準に従い、本  
学の教育目的と教育課程に即して、適切に実施されていると自己評価する。

## 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任については、学校教育法第92条、大学設置基準第6条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第16条の2に基づき、本学の人事委員会規程第2条2項、3項及び教員任用規程に則り教授会に対して人事委員会が資格審査の発議を行い、教授会が資格審査委員を選任し、資格審査委員会を設置して、資格審査基準に基づき教員の審査に当たらせている。

資格審査委員会の審査結果は教授会、理事会で審議され、採用・昇任の可否が決定されている。【資料2-8-5】～【資料2-8-6】 【資料2-8-8】～【資料2-8-10】

教員評価については、学校教育法第92条、大学設置基準第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第16条の2に基づき、本学の教員任用規程と教員資格審査基準に則り、採用時と昇任申請時において、資格審査委員会により、教員の教育研究業績に関する審査を行い、採用・昇任の可否ならびに教授、准教授、講師の資格判定に関する審査を行う。資格判定の結果は教授会での審議を経て、学長が理事長に報告し、理事長は理事会での審議を経て、採用・昇任の可否を決定する。

【資料2-8-8】～【資料2-8-10】

大学設置基準第25条の3に基づく、本学学則第25条の4により、教員の資質・能力向上にむけたFD活動については、教育支援委員会（FD・企画班）のメンバーからなるFD委員会が中心となり、学内外のさまざまな課題の意識共有から、学外から講師を招いた教育内容・教育方法の改善等に関するワークショップまで、種々の取組みを行っている。【資料2-8-11】～【資料2-8-13】

教育内容・方法の改善や向上をはかるため、学生による授業評価、学部全体のFD講演会やFD研修会、ワークショップの実施などを行っている。学科や、専修言語別、教養科目の《日本語リテラシー科目》などにおいては、学生たちの履修状況の情報交換のみならず、授業内容・方法の改善や向上について教員間で自主的研修活動が行われ、教員各自の教授法の改善あるいはチームティーチングによる授業改革の推進など、広く教育支援、学生支援に関わる取組みを行っている。

こうしたFD研修会は、本学においては教員のみならずつねに職員にもオープンであり、例えば、教員とともにルーブリックの作成といったワークショップなどに職員が参画している。SD研修会に教員がといった逆のケースもあり、多くの場合、FD・SD研修会相互乗り入れといった形で行われている。

### [自己評価]

以上のとおり、教員の採用・昇任及び教員評価については、学校教育法と大学設置基準に従い、本学の教育目的と教育課程に即して、適切に実施されていると自己評価する。

FD研修をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについても、全学的体制のもと適切に行われていると自己評価する。

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

すべての専任教員はいずれかの学科の教員として配置されている。本学の教養教育については、本学の学士教育課程全体に責任を負う教育支援委員会が担い、本委員会が学部や学科の意見や要望を反映させつつ、本学の体系的な学士教育課程編成において、教養教育の各科目がその目的に沿って適切に配置されるよう必要な検討、調整を行っている。【資料 2-8-14】

教養科目の教育課程編成および教育目標については以下の通りである。大区分、中区分の教育目標に合うよう各授業科目を配置し教育課程を体系的に編成している。

#### [自己評価]

以上のとおり、教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立していると自己評価する。

(表 2-8-1) カリキュラム・マップ (一部抜粋)

大区分	中区分	小区分	個別科目名	
教養科目	教養科目全体としての指導目標			世界の様々な文化・社会・自然について幅広い知識を身に付け、総合的な判断力と豊かな人間性を培うことができる
	日本語リテラシー科目	必修	日本語リテラシー科目の指導目標	論理的な文章を書くと同時に、自らの見解をわかりやすく伝達するための方法を知り、実践することができる
			「基礎演習Ⅰ」 「日本語表現法Ⅰ」など	
	技能科目	選択	技能科目の指導目標	健康な生活や情報を効果的に活用できる生活を営むために必要な基礎的知識と方法を習得することができるようになる
			「スポーツⅠ」 「情報処理演習Ⅰ」など	
	キャリア支援科目	選択	キャリア支援科目の指導目標	社会で求められる様々なスキルを身に付け、進路を選択することができるようになる
			「キャリアプランニングⅠ」など	
	人文科学科目	必修	人文科学科目の指導目標	文化と人間との関わりに関する基礎的な知識を習得し、生活や社会に還元することができるようになる
		選択	「キリスト教学Ⅰ」など 「哲学Ⅰ」など	
	社会科学科目	選択	社会科学科目の指導目標	社会と人間との関わりに関する基礎的な知識を習得し、地域・社会に貢献することができるようになる
「社会学Ⅰ」など				
自然科学科目	選択	自然科学科目の指導目標	自然や環境についての基礎的な知識を習得し、自らの生活や社会に還元することができるようになる	
		「生命科学Ⅰ」など		

### (3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教育目的及び教育課程の編成方針を踏まえて策定された中長期計画である「長崎外大ビジョン 21」に掲げた人材育成の目標達成に必要な教育と研究を推進するために、学位の種類と分野、年齢バランスを考慮しながら、適格な教員の確保と配置を計画的に行う。【資料 2-8-1】～【資料 2-8-2】 【資料 2-8-15】

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任に当たっては、本学の教育目標と教育課程の編成方針に従って、教育、研究の両面において適格な教員の配置を行えるよう、「長崎外大ビジョン 21」の基本目標 5 [経営戦略] (教員・職員の職務遂行能力の開発と評価) に掲げたように、階層別 (教授、准教授、講師、助教) に求められる資質や能力の明確化をはかり、計画的に実施していく。【資料 2-8-1】～【資料 2-8-2】 【資料 2-8-15】

教員評価への取り組みとして、「長崎外大ビジョン 21」の基本目標 5 [経営戦略] (教員・職員の職務遂行能力の開発と評価) に掲げたように、教員が自らの教育・研究サービスを振り返って自己評価し、自らのビジョン (理念) とゴール (目標) を明確化し、職務上の業績を記録するために、「アカデミック・ポートフォリオ」を導入する。【資料 2-8-15】

FD の取り組みをより強力に推進するため、平成 26 (2014) 年度 4 月から FD 教育開発委員会として組織化され新たなスタート切ることになった。【資料 2-8-16】

引き続き、教育内容・方法の改善や向上をはかるため、学生による授業評価、学部全体の FD 講演会や FD 研修会、ワークショップの実施などを行うが、こうしたワークショップにおいては教員が主体的に授業改善することをサポートするための取組 (課題解決型 FD) に重点を置く。

FD 教育開発委員会主導による主体的学修法 (アクティブラーニング) の開発・普及、学修成果の測定評価方法の研究開発及び学生の教室内外における十分な学修時間の確保、協同学修を可能にするラーニングコモンズを始めとする学修環境の整備・拡充などの課題に取り組むことによって、直接的・間接的に教員の資質・能力向上につなげる。

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

平成 26 (2014) 年度 4 月から、FD 委員会は FD 教育開発委員会として組織化され新たなスタート切ることになった。本委員会は、教養教育全般の教育課程のさらなる充実をはかるため、教育支援委員会からその任を引き継ぎ負うこととなった。

平成 22 (2010) 年の日本学術会議の『21 世紀の教養と教養教育』の提言をうけて、単なる一般教育でも専門教育の下請けでもない、真の教養教育の重要性が高まっているとの認識から、FD 教育開発委員会で、建学の精神および教育理念に鑑みて必要とされる本質的な教養教育とは何かを今一度検討し、学士教育課程全体のフレームの中で具現化すべくこれに取り組む。【資料 2-8-16】



## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9 の視点》

- ・教育目的の達成のために、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
- ・教育目的の達成のために、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用しているか。
- ・適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。
- ・施設・設備の安全性（耐震等）を確保しているか。
- ・施設・設備の利便性（バリアフリー等）に配慮しているか。
- ・施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

### (1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

### (2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地等の面積は 64,214.0 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準第 37 条に定める基準を満たしている。

本学の校舎の面積は 11,762.5 m<sup>2</sup>あり、大学設置基準 37 条の 2 に定める基準を満たしている。

平成 24（2012）年 6 月 24 日（日）に発生した本学校地法面の土砂崩れ対策として、保安林の法面整備事業を行い、平成 26（2014）年 3 月に完了した。

平成 24（2012）年 3 月、本学及びアンペロス寮の空調を切り替え、省エネルギー効果を促進した。それに加え、各教室に温度計を設置し、空調の効果的な運転調整を行っている。

平成 24（2012）年 3 月、校舎全館及び体育館屋根改修工事を行った。

平成 23（2011）年 9 月旧学生食堂のスペースを、新学生ラウンジ（コミュニティーラウンジ）として改修工事を行い、デザインにも工夫を凝らし音響設備、キッチン等も完備した。

本校舎の建物は、平成 7（1995）年 1 月に耐震基準確認申請がなされており、耐震設計基準をクリアした建物である。

身障者に対する施設設備として、本館玄関にはスロープを設け、3 階研究室フロアを除く各階に身障者用トイレを設けている。また、全教室及び図書館入口、館内のゼミ室入口に各点字表示を設置、館内に視覚障害学生の所有する点訳テキストを置く書架を配置している。また、拡大読書器 1 台も設置している。更に視覚障害学生には点字機器を与え、授業に支障のない環境を整えている。

図書館は、マルチメディアライブラリーという名称で、教育研究メディアセンターの

一階部分に位置し、総面積 1,646 m<sup>2</sup>のワンフロアに書架・閲覧席等の全てが集まっている。館内には蔵書検索 OPAC(Online Public Access Catalog) 用端末、無線 LAN の整備、ゼミ室、パソコン、音声と字幕を使い分けて語学学習に役立てる映像再生機器を備えた視聴覚コーナー、語学学習用マルチコンポシステム等の環境を整えている。図書収容可能冊数は約 11.5 万冊である。蔵書数は約 10 万冊、定期刊行物は約 1,654 種を所蔵している。

開館時間は、学期中は平日 8:45~20:00、土曜日 9:00~16:00、春季・夏季・冬季の長期休暇期間や休講日は短縮となり、年間 277 日程度開館している。

図書館は、地域にも開放している。【表 2-23】【表 2-24】【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】  
【資料 2-9-3】

情報教育施設は、汎用的なコンピューター室に加え、全館無線 LAN を整備し、学内及びアンペロス寮でのパソコン環境を整備した。このことにより、インターネット接続が各教室等で可能となった。

学生寮（アンペロス寮）は、平成 24（2012）年度にアスレチックルーム、和室、学習室等を新設し、快適な寮生活を提供する女子寮として運営してきたが、本学における「グローバル化に対応できる人材の育成」の教育目標を基に、平成 26（2014）年 3 月より男女及び日本人と留学生が共同生活を送る「国際寮」として新たに出発することとなった。あわせて寮生のリーダー組織として 12 名の RA（レジデント・アシスタント）を選出し、入寮者の相談等寮生活全体のケアを行う制度を設けた。このことにより自己マネジメント能力を高め、日本のみならず海外でも活躍できるような人材を輩出することを目指す。これに合わせ、セキュリティの面では従来の管理人、寮母の 24 時間ケア体制に加え、夜間には警備員を配置し、管理を強化した。また、監視カメラの増設、玄関の静脈認証によるドア開閉設備を置き、外部からの侵入に対し防止策を整えた。内部のセキュリティとして男女の部屋をフロアで分け、4 階～9 階を女子寮、2 階、3 階を男子寮とした。

スポーツ施設として、運動場、テニスコート、体育館を設けている。テニスコートは、人工芝と自然の砂との組み合わせからなるオムニコートをも 2 面設けている。体育館は、放送室を設け式典等にも対応できる環境となっている。これらのスポーツ施設は、学内だけでなく学外の団体等にも開放しており、土日祝日には学外の利用者も多い。

学びの空間を多様化させることで可能となる自律学習と共同学習をコンセプトとしたラーニングコモンズ「CoSTa Space（コスタスペース）」を、平成 25（2013）年度より稼働している。学生食堂の一部スペースを利用し 251.5 m<sup>2</sup>の広さを持つ空間にてグループワークが不可欠であるプロジェクト科目を効果的に進めることが可能となった。また、教職員から成る有志組織である CoSTa サポーターが運営を担うことで、学生の「自律学習と共同学習」を促す基盤が整った。※「CoSTa Space とは、Co Study Tanoshii Space 「共に学んで楽しい空間」という意味である。

施設・設備に関する学生の意見は、学生意識調査にて聴取し、また図書館内には「ライブラリーご意見ボックス」と用紙を設置するなど、学生が自由に意見を出せるようになっている。これらの結果より、施設・設備に関する学生の意見・要望をくみ上げ、施設・設備の改善に効果を上げている。

### [自己評価]

以上のとおり、校地、校舎、設備、図書館等の教育環境の整備と運営・管理は、適切に行われていると自己評価する。

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

大学設置基準第 24 条に定めるところにより、授業のクラスサイズについては、授業の内容、教室の状況、学生の履修状況などとの関連で適正化がはかれるように努めている。

1 年生から 3 年生までの 6 学期にわたる「日本語リテラシー」科目は、必修であることから、特に初年次においては 1 クラス 18~20 人程度で専任教員が分担して授業を行い、クラスアドバイザーも兼ねることにより、きめ細かい指導体制をとっている。2 年生から 3 年生においても 20~30 名程度に抑えて、科目の性格上、授業の運営に支障がないように対応している。

「英語」科目においては、「Conversation」や「Reading」といった科目により 20~40 名をクラス上限と考えている。英語は、年度初めにプレースメントテストを実施し、すべての《CORE 科目》において習熟度別クラスとしていることから、レベルによって多少の増減が起こることがあるが、クラスの人数が多い場合には出来るかぎり適正なクラスサイズで学修できるようにクラス増などの対応を行っている。

「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」、留学生科目の「日本語」においても、科目により 20~40 名をクラス上限とし、また「中国語」「韓国語」「日本語」においては既修学生と初修学生とではクラスを分けるなどして、クラスサイズだけではない適切なクラス運営を行うことにより、学生個々の学修に配慮した体制をとっている。

教養科目や一部の学科専門教育科目には、学部合同の授業のため 1 クラスの学生数が相対的に多くなっている科目もあるが、概ね適正なクラスサイズで授業が実践されているといえ、特に語学科目では少人数教育が行われている。

また、免許・資格取得科目のいずれの授業も適正なクラスサイズで行われているといえる。【資料 2-9-4】

### [自己評価]

以上のとおり、授業を行う学生数（クラスサイズ）は教育効果を十分に上げられるよう適切に管理されていると自己評価する。

#### (3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

##### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学校舎の外壁は、タイル貼り構造であり、老朽化対策として、平成 26（2014）年度には、全館外壁タイルの調査を行い、タイル落下等の危険性のあるエリアを中心にタイル剥落改修工事を実施予定である。

平成 26（2014）年度より、ラーニングコモンズの CoSTa サポーターを教職員に限ら

ず、学生にも希望者を募り、より「自律学習と共同学習」の幅が広がった。

平成 26 (2014) 年 3 月に教室の一部をアクティブラーニングのための施設設備を導入し、多くの授業でアクティブラーニングを導入しやすい環境を整えた。

また、電子黒板を導入し、授業の充実に努めていくとともに海外協定校との Web 会議が実施可能な環境を整えた。

国際寮移行に伴い、入寮生が増加し、財政面にも好結果となった。寮生充足率は、昨年の 63% から 88% と増加した。(下記表 2-9-1 参照)

(表 2-9-1) 国際寮入寮状況 (最大 369 人収容)

年月日	男子	女子	合計	寮生数充足率
平成 25 年 4 月 1 日	0 人	234 人	234 人	63%
平成 26 年 4 月 1 日	71 人	254 人	325 人	88%

### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は少人数教育を基本としており、語学・演習系科目、専門教育科目などにおいては適切な授業クラスサイズを維持することに努めている。授業クラスサイズの適正化は授業の満足度と比例するだけでなく、授業科目自体の効率的・効果的な学修および成果とも連動すると考えられることから、現在の少人数教育をさらに推進する。

授業を行う学生数の適切な管理に資するため、やや大人数の授業科目を単純にクラス分割するクラスサイズの少人数化はもちろん、1 つの授業科目を同教室内で複数教員が担当する、あるいは大教室でも可能なアクティブラーニング手法の導入などといったクラスサイズとは別の側面から、授業を適切に運営できる授業アプローチの検討も FD 教育開発委員会を中心に行っていく。

#### [基準 2 の自己評価]

- ・学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーを定めて募集要項、ホームページ等で公表し、これに基づき適切な入学者選抜等を行っている。留学生の確保に課題が残るものの概ね入学者の確保ができています。
- ・教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシー及びそれを補完するカリキュラム・マップや科目規定が整備され、学生等に「学生要覧」、ホームページ等で周知されている。
- ・カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系化が行われ、観点別評価の導入、PBL 型授業の開発、カリキュラム・マップやアクティブラーニング・マップなど様々な教授法の工夫・開発が行われている。また、キャップ制の導入など単位制の実質化への取り組みが意欲的に行われている。
- ・アクティブラーニング教室の整備、e ポートフォリオの運用、ラーニングコモンズにおけるサポーター制度及び FD・SD 講習会、学生指導等を通して教員・職員の協働による学習及び教育支援が行われている。

- 単位認定の厳格化や卒業基準の明確化については、授業外学修時間の確保、DP・CPに基づくカリキュラム・マップやルーブリックの導入、GPA制度の確立などの取組がなされている。
- 実学系科目の配置、実務家教員による授業、国内外でのインターンシップ、「キャリアプランニング」科目を通じて社会的・職業的自立に関する指導体制が整備され、就職・進学に対する助言体制も整備され、適切に運用されている。
- 学生による「授業評価アンケート」や教員が提出する「授業実施記録」、学修 e-ポートフォリオシステムによる学生・教員間の双方向の学修状況の把握と指導、FD研修会など、教育目標の達成状況の点検・評価方法の様々な工夫が行われている。
- 充実した学生生活の安定のための支援が行われており、学生意識調査を毎年実施し、学生の意見や要望を把握し、結果の活用による学生サービスの改善に向けた取組を行っている。
- 教育目的及び教育課程に即した教員が確保され、適切に配置されている。教養教育実施のための体制が整備されており、FD活動等により教員の資質向上の取組が活発に行われている。
- ラーニングコモンズやアクティブラーニング教室の整備や国際寮の設置など、教育環境の整備が行われ、適切に管理運用されている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人長崎学院寄附行為（以下、寄附行為という。）第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づく学校教育を行い、もって有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に定め、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従い運営されている。本学院の建学の精神や独自の教育を展開することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を構築し、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っている。【表F-1】

#### [自己評価]

以上のとおり、本学の経営の規律性と誠実性には問題がないと自己評価する。

#### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を継続的に実現するために、教学部門においては教授会と学部運営会議がそれぞれ月1回開催され、審議の場が設けられている。さらに理事長・法人事務局長・学長・副学長・大学事務長等による経営会議が月2回、理事長・理事・監事・法人事務局長と学長・副学長・各委員会の長および大学事務長・各課室長による運営協議会が月1回開催され、課題点の共有・洗い出し、業務の計画とその遂行、その他重要事項についての意見交換などが行われ、継続的に経営者側と現場サイドで情報の共有が図られている。【資料3-1-1】【資料3-1-2】【資料3-1-3】

経営部門においては、寄附行為に規定された最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関としての「評議員会」を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な機関として、法人総務課・法人財務課・法人管財課を置き、これらの管理組織は大学の事務部門と連携し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力をしている。

**〔自己評価〕**

以上のとおり、本学は使命・目的の実現に向けて継続的に努力していると自己評価する。

**3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守**

寄附行為や学則・諸規程は、学校教育法・私立学校法・大学設置基準に則り規定され、職員はこれらを遵守している。

また、法令に基づき義務が伴う報告、調査等及び法令改正等の通知文書の取り扱いは、主幹部署である総務部のもと、「学校法人長崎学院文書取扱規程」に従い厳正に処理している。【資料3-1-4】

なお、法令の改正等の通知文書は、当該部署に指示し、必要に応じて理事会で協議し規程を改正している。

**〔自己評価〕**

以上のとおり、本学は大学の設置、運営に関する法令を遵守していると自己評価する。

**3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮**

平成 24（2012）年度より全館空調を最新型に切り替え、省エネルギー効果を促進した。それに加え、各教室に温度計を設置し、空調の効果的な運転調整を行っている。また事務所内プリンターの台数を最小限に削減し、2 台の複合機に集約し事務所内のスリム化を実施。省エネルギー効果を促進した。また、照明設備の消灯・空調設備運転の温度設定及び運転時間制限の徹底、エレベーターの運転時間制限及び階段利用の推進を行っている。

労働条件・服務規律等に関しては、労働基準法に基づき、「学校法人長崎学院就業規則」を規定している。各種ハラスメント防止については、「長崎外国語大学 ハラスメントの防止等に関する規程」を定めている。

さらに、安全・安心な環境を実現するために、AED(自動体外式除細動器)を本学及びアンペロス寮に設置し、AED 講習会を必要に応じて開催している。

**〔自己評価〕**

以上のとおり、本学は環境保全、人権、安全への配慮が適切におこなわれていると自己評価する。

**3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表**

教育情報については、学校教育法施行規則第172条の2(教育研究活動等の情報の公表)に基づき、入学案内等の刊行物や本学のホームページ上で、入学に関する事項、授業内容・計画及び評価方法、卒業認定基準、学生生活支援、保健室、学生相談室、就職に関すること、学生サポート体制その他の情報を広く社会に公表している。なお、これらの情報は、本学ホームページに「情報公開」のセクションを設けて、必要な情報を容易に

閲覧できる体制を整えている。【資料3-1-5】

財務情報についても本学のホームページに「学校法人長崎学院に関する情報」を設置し、過去3年間の決算関係書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録・監査報告書）を掲載している。また、学院報「ぶどうの樹」にて、財務の概要として、資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表を掲載している。【資料3-1-6】

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、本学は教育情報、財務情報についてホームページ等により広く社会に公表していると自己評価する。

### （3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も環境保全・人権・安全への配慮を怠ることなく、情報開示の拡充などに留意し、社会の要請に応え信頼される教育機関を目指していく。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### （1）3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

##### （2）3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は本法人の最高議決機関として学校法人のあらゆる業務を決定する。

具体的な議題は、事業計画・予算案、決算、組織の変更、主要な人事、教育や研究に関する重要な施策やこれに伴う寄附行為や規程の改廃および制定などである。また報告事項として、学籍異動、就職状況、各種協定、学内行事などが報告され情報の共有に努めている。

理事会は、月1回開催を原則とし、監事2名をも出席し法人事務局長、大学事務長法人事務局付課長、総務課長が陪席する。

本法人は寄附行為により、キリスト教精神に基づく学校教育を行う事を定めているため、理事長はプロテスタントキリスト者である事を要する。理事については定員が6人以上9名以内であり、現在は9名の理事により運営されている。その構成は学長のほか評議員2名～4名、学識経験者3名～4名から成り、偏りないものとなっている。任期は4年である。【資料3-2-1】【資料F-1】

平成25(2013)年度理事会の開催日時と議題は資料の通りである。【資料3-2-2】【資料F-10】



理事会で審議・決定された事項は運営協議会、教授会、課室長会議を通じて学内に周知・伝達され、教職員が一体となって業務を遂行している。【資料 3-2-3】【図表 3-3-2】

#### 〔自己評価〕

理事は本学院の教育理念のもとに各々の任務を遂行しており、理事会は大学の管理・運営機能を果たしていると判断する。よって、大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性を本学は備えていると判断する。

#### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

少子化に伴う志願者減少などにより私学経営の厳しき、地方の小規模大学として将来を見据えた長期的戦略的な大学経営を行うために、理事会が中心となって機動性、柔軟性ある組織体制を整備していく。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

##### ①教育研究組織と運営組織

本学では、教育研究および運営に関し重要な事項を審議するために教授会を置くことを学則第9条【資料3-3-1】に定めており、学長を議長とする教授会において規程の制定・改廃、教育研究に関する事項等の重要事項に関して審議・決定しており、適切に機能している。

教学における意思決定機関である教授会の下で、各種委員会が教育研究に係る諸問題を解決し、組織運営を行っているが、更に効率的に連携・実行することを目的に平成24（2012）年4月1日付で機構改革を行った（図表3-3-1大学運営組織図（1））。

- ・社会貢献・地域連携を大学の重点事業とし「社会連携センター」を設置した。
- ・大学教育・学生支援の充実を図るため、教育支援と学生支援を分離させ、教育支援部と学生支援部に独立させた。これまでのキャリア支援部は学生の進路・就職を支援する部署であることから学生支援の一環であると位置付け新規に学生支援副部長を置き、キャリアセンター長としてキャリア支援課を統括する事とした。

- ・法人事務局に関しては、法人事務局長が統括者となり、大学事務部門は大学事務長が統括することで法人と大学の指揮命令系統を明確にした。更にこれまで法人と大学の経理業務および管財業務を兼ねていた経理課を法人財務課、大学経理課、法人管財課へと分離独立させ、それぞれの業務区分を明確にして事務体制の整備を図った。

#### [自己評価]

以上のおり、本学の教育研究組織と運営組織の意思決定と権限について明確に組織されており、機構改革により機能的に運営されていると自己評価する。

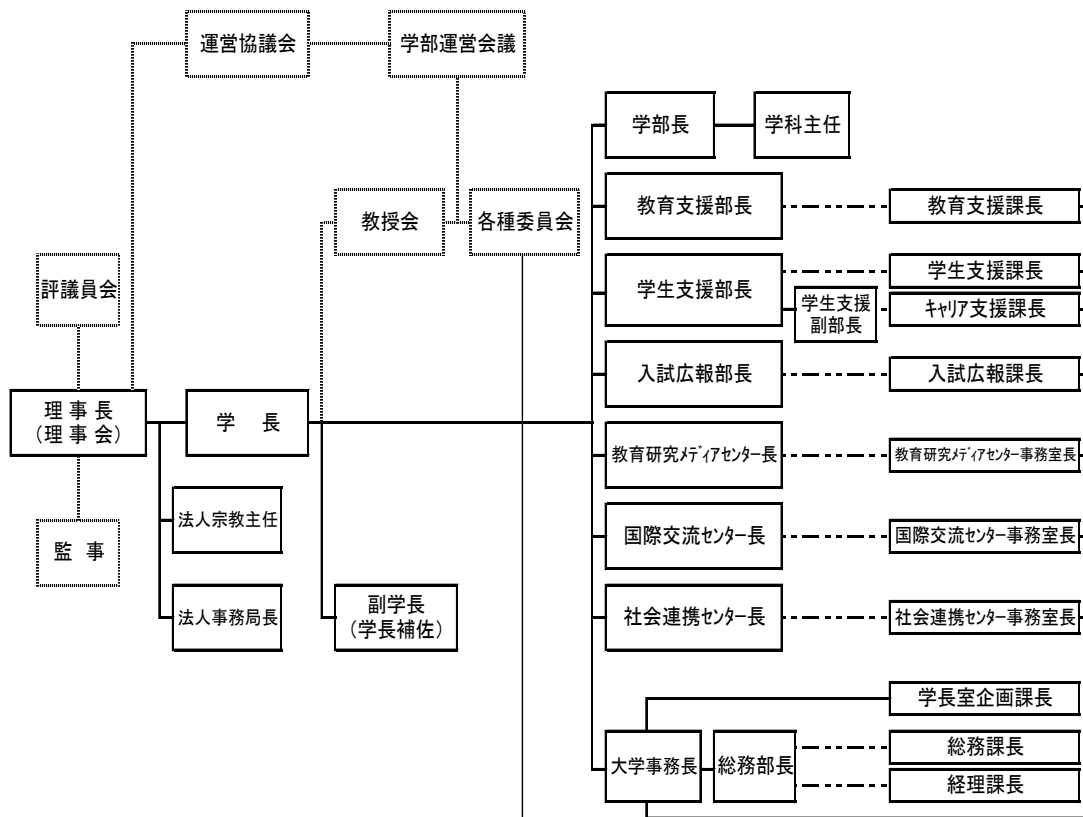
#### ②各組織の機能

学部の教学事項に関する最高意思決定機関は教授会である。本学学則第9条及び第10条に基づき、学長が議長となり特任教員を除く専任教員全員をもって構成されている。本学の各種委員会は図表3-3-1大学運営組織図(2)に示すとおりであり、教授会規程第3条に規定されている審議事項1～13に係る議題は、各種委員会での審議を得た後、教授会の議題としている。【資料3-3-2】～【資料3-3-16】

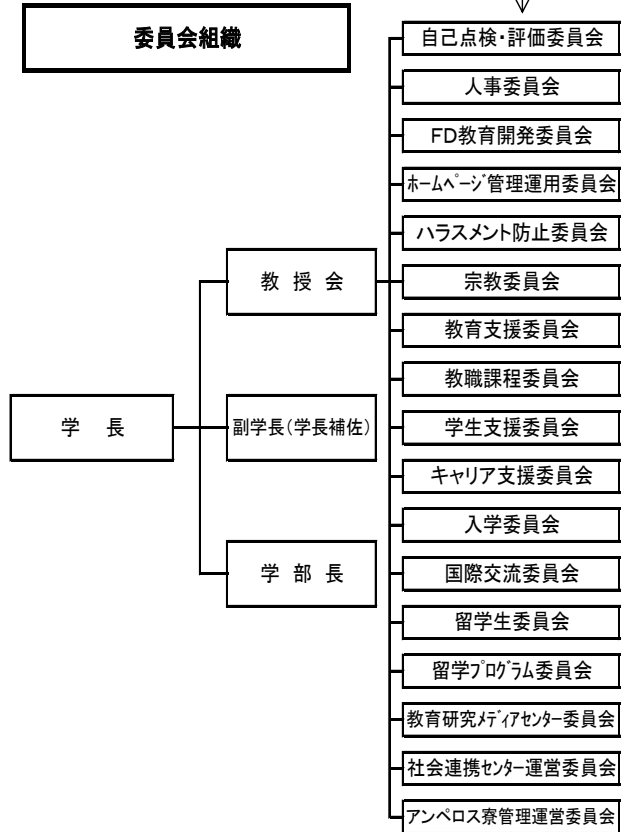
#### [自己評価]

以上のおり、本学の教授会を始めとする各組織は機能的に運営されていると自己評価する。

表3-3-1 大学運営組織図



委員会組織



### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学においては、大学全体に係る重要事項や学部の重要事項について、学長がその意思決定と実施に係るリーダーシップを発揮し、その遂行のために大学教職員全員を指揮命令する。但し、その業務は多岐に亘るため、教学部門においては副学長を、事務部門においては大学事務長を置くことで学長から教学部門・事務部門への指揮命令系統を整備した。この結果として学長の意思決定が大学全体に迅速に伝わり、学長のリーダーシップの下で、教授会・各種委員会等の機能が円滑に運営されている。

また、学長は月2回開催される経営会議（理事長主催）において大学に関係する重要事項を法人と協議検討し、問題認識と意思決定の方向付けに関する共有化を図っている。

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、指揮命令系統の整備が行なわれており、更に法人との重要事項の意識共有化を図る等、学長のリーダーシップは問題無く発揮されていると自己評価する。

### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、前述のとおり適切に運営・発揮されている。また、権限と責任についても学長、副学長、学部長、部長、各委員長・センター長全ての役職者の責任権限が明確になっている。今後もこれら意思決定組織の円滑な運営に努めて行く。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

#### (2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学は小規模大学であり、管理運営に携わる組織は理事会、教授会等に限られるため、意思決定において各部門間の調整に支障をきたす事は少ない。理事会には教授会構成員4名が就任しており（学長、学部長、統括副学長、学院宗教主任）相互に意思表示できる状態を構築している。また各部門の長から構成される運営協議会を毎月開催、事務局の課室長による課室長会議を隔週で開催し、理事会での決定事項の伝達し学内行事等に

ついでに連絡調整を行っている。【資料 3-4-1】【資料 F-10】

### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

寄附行為により、監事は本法人の理事、職員又は評議員以外の者を選任することになっており、監事の役割として、主に業務執行及び財務状況を監査し、学院が公認会計士による会計監査を受ける際には必ず陪席している。また、理事会並びに評議員会へも毎回出席し、毎会計年度の監査報告を行っている。

評議員は寄附行為により学長、学校職員等学内関係者のほか卒業生、キリスト者、学識経験者から成り学外から選任され、建学の精神に則った法人運営に資するための有意な人材で構成されている。評議員会は理事長が召集し、予算、借入金、事業計画、寄附行為の変更等の学院の重要事項について諮問する体制が整っている。

また、理事会の役職者と学内役職者等で構成される運営協議会では、法人と大学の運営に関する情報・意見交換の機会を定期的に設けている。【資料 3-4-2】【資料 F-1】【F-10】

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、指揮命令システムの整備が行なわれており、法人と大学の重要事項に関する意識共有化が円滑に行われており、相互チェックが機能していると自己評価する。

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会において議長として出席し、法人経営について強いリーダーシップをとっている。

学長は教授会を招集し、その議長としてリーダーシップをとっている。役職者で構成される運営協議会において理事会での決定事項・報告事項や学内主要行事についての連絡を行っている。

事務局については事務局長が業務を統括しており、大学全体の動きや問題について、理事長、学長に随時報告および相談を行っている。また隔週開催される課室長会議において課室長等からの提案も審議され、ボトムアップの環境が整備されている。

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、本学は小規模校である特色を生かし、ボトムアップの仕組みを構築するまでもなく常に教職員が顔を合わせ情報の共有が自然に行われる環境にあり、事務室内で各課室間のコミュニケーションは常に図られていると自己評価する。

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く厳しい環境に素早く対応するため、従来からの学長補佐職に加え、平成 26（2014）年度より新たに統括副学長職を 2 名設置する。いっそう学長がリーダーシップを発揮できる環境を整えている。【資料 3-4-3】【資料 F-10】

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

#### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織及び職務の遂行については、「学校法人長崎学院組織規程および事務分掌規程」に規定されている。【資料 3-5-1】

平成 26（2014）年度の本学事務局構成は法人事務局と大学事務局にて大別される。

法人事務局は理事長の指揮のもと事務局長が総務課・財務課・管財課・アンペロス寮管理室・旅程管理研修機関事務局を管理監督している。

大学事務局は学長の指揮のもと事務局長が学長室企画課、総務課、経理課、教育支援課、学生支援課、キャリア支援課、入試広報課、マルチメディアライブラリー事務室、ICT教育支援室、国際交流センター事務室、社会連携センター事務室を管理監督している。また、法人および大学の各課室長は各種委員会のほか運営協議会に構成員として参画している。

#### [自己評価]

以上のとおり、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制は確保されていると自己評価する。

##### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学の管理部門は法人事務局の総務課、財務課、管財課が担っている。法人事務局は事務局長が統括し、大学の中長期計画について、大学と連携を図っている。総務課は総務、人事、文書管理、広報等を担い総務課長が統括している。財務課は財務分析と中長期財政計画の策定に関すること、補助金の申請取り纏めに関することを担い財務課長が統括する。管財課は施設・設備全般に係る整備および維持管理を担い管財課長が統括する。

#### [自己評価]

以上のとおり、業務執行の管理体制の構築とその機能性は確保されていると自己評価する。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の仕事内容は、教学系ばかりでなく総務系、労務系など多岐にわたり、「職員の資質開発」も同様である。FD だけで大学の教育力を高めることには限界があり、FD と同時並行的に SD との連動が不可欠である。

平成 25 (2013) 年度の研修は、FD・SD 合同研修として 7 月に本学国際交流センター長および副センター長を講師として「ネパール連邦民主共和国とネパール学生」および「入学するネパール学生の受け入れ体制」について研修会を開催した。また、12 月に長崎県立長崎西高等学校長を講師として「高等学校からみる長崎外国語大学の教育」について研修会を開催し、2 月に本学の顧問弁護士を講師として「セクシュアル・ハラスメント」について研修会を開催した。【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】

#### [自己評価]

以上のとおり、職員の資質・能力向上の機会の用意は確保されていると自己評価する。

### (3) 3-5 の改善・向上方策 (将来計画)

業務執行体制は、適切な人数で構成されているが、より効率的な業務遂行ができるよう今後も務めていく。

職員の能力向上においては、教育・研究支援力、業務遂行能力、経営力、新たな価値を生み出す創造力を獲得するために次のプロジェクトを推進していく。

- ① 階層別、職種別に求められる資質や能力と責任の明確化
- ② SD の推進 [1.基本研修 (階層別研修、目的別研修)、2.語学研修、3.国際化に係る研修、4.技術職員研修、5.その他]
- ③ スタッフ・ポートフォリオの導入

※スタッフ・ポートフォリオとは、職員として経験してきたことを振り返り、自らのビジョン (理念) とゴール (目標) を明確化し、職務上の業績を記録したもの。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

#### (2) 3-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

##### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院は、平成 20 (2007) 年 5 月に、「学校法人長崎学院経営改善計画 平成 20 年

～24年度」を策定し、経営基盤の確立を重点目標とした。【資料 3-6-1】

各単年度における事業計画や予算編成時には「学校法人長崎学院経営改善計画」を指針とした。その結果、次年度繰越支払資金及び帰属収支差額は、表 3-6-1 に示すように、前半 3 ヶ年では目標を達成し財務基盤の安定化が図られ、後半 2 ヶ年では不安定な国際諸情勢下で如何に学生数を確保するかという再課題点と対応策を見出すことに寄与した。

【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】【資料 3-6-4】

表 3-6-1

(単位：千円)

項目／年度		H20	H21	H22	H23	H24
次年度繰越資金	計画値	310,150	204,213	111,376	79,250	143,483
	実績値	279,767	293,319	275,721	103,837	82,838
帰属収支差額	計画値	▲57,145	▲117,259	▲70,242	59,560	134,525
	実績値	▲25,213	▲44,519	41,661	▲28,446	900
償却前・収支差額	計画値	86,691	25,859	71,840	161,442	227,024
	実績値	119,302	101,842	191,596	91,281	138,300

再課題点と対応策については、平成 25 (2013) 年 7 月に、平成 25 (2013) 年度を初年度とする財務 3 ヶ年計画を策定し、再度経営基盤の確立を重点目標とした。【資料 3-6-5】その結果、次年度繰越支払資金及び帰属収支差額は、表 3-6-2 に示すように、平成 25 (2013) 年度 (1 年目) は、次年度繰越支払資金において計画比 99.8%を達成、帰属収支差額においては計画比 ▲71,217 千円と未達であった。

表 3-6-2

(単位：千円)

項目／年度		H25 見込	H25 修正	H26 見込	H26 修正	H27 見込	H27 修正
次年度繰越資金	計画値	21,148	70,847	38,438	91,070	53,755	-
	実績値		70,716		-		-
帰属収支差額	計画値	4,661	6,080	21,403	10,208	64,047	-
	実績値		▲65,137		-		-
償却前・収支差額	計画値	126,600	128,072	147,358	146,592	182,184	-
	実績値		67,448		-		-

計画比の未達要因は、①学生数減員と退学や除籍数の増員による学納金の減収、②ネパールの学生に対応すべく教員の増員による人件費の増加、③補助金収入の減収にある。

【資料 3-6-6】【資料 3-6-7】

〔自己評価〕

以上のとおり、中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立していると自己評価す



る。

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

自己資金構成比率の拡充に努め、安定的な財務基盤の確立と債務の返済に取り組んでいる。自己資金構成比率と固定負債構成比率の推移は表 3-6-3 に示すとおりである。

表 3-6-3

(単位：千円)

項目／年度	H20	H24	H25
自己資金構成比率	55.8%	58.3%	58.4%
固定負債構成比率	38.3%	34.8%	34.0%

図表 3-6-3 に示すように、経営改善五ヵ年計画の初年度と最終年度の比較では、自己資金構成比率 2.5%の拡大と固定負債構成比率 3.6%の圧縮を実現しており、経営改善五ヵ年計画の最終年度と財務 3 ヶ年計画の初年度の比較では、自己資金構成比率 0.1%の拡大と固定負債構成比率 0.8%の圧縮を実現している。【資料 3-6-7】

このような状況下において、継続的かつ安定的な帰属収支差額黒字化を図るため学生寮の先行投資を実施し、収入の増加実現に向け努めている。また外部資金の導入のためには、私立大学経常費補助金の拡充に向け、特別補助項目や大学改革総合支援事業の要件整備や課題の検討に努めたほか、教育分野では GP 等の積極的な申請を行い、GP では 2 件（【資料 4-1-6】【資料 4-1-8】平成 25 年度「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」）の選定を受ける（18,000 千円+6,420 千円=24,420 千円）など外部資金の導入に努めている。

一方、教員の研究に係る科学研究費の獲得を目指し、申請や採択目標を定め、講習会などを開催し、獲得に向けた環境整備に努めている。

他方、寄付金に関しては受配者指定制度を活用した寄付金募集活動に努めている。

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保が行われていると自己評価する。

### (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学院は、平成 26（2014）年 3 月に、中長期計画（2014-2020）「長崎外大ビジョン 21」を策定し、経営基盤確立のため、新たな経営指標と定めた。

平成 26 年度の予算立案過程では「長崎外大ビジョン 21」を指針とし、教育研究水準の維持向上に努め、コストの徹底した低減に努め、効率的かつ効果的な予算により収支バランスを確保すると同時に、次年度繰越資金と消費収支差額の拡大が図られている。

#### 【資料 3-6-8】

なお、平成 25（2013）年度は、学生寮（アンペロス寮－女子寮）を男女共用とした国際寮へと改修し、長期借入金（42,000 千円）を源泉とした先行投資を実施している。

在寮生総数の推移は表 3-6-4 に示すように、平成 26 (2014) 年 4 月は対前年度比 139% (92 名) 増員しており、確実に増収が見込まれる。

表 3-6-4 (単位：人)

項目／年度	H24・4	H25・4	H26・4
日本人学生	150	159	191
留学生	79	75	135
在寮生	229	234	326

※ 国際寮の竣工：H26.3 (最大収容人数：369 名)

### 3-7 会計

#### 《3-7 の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

#### (2) 3-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理については、「学校法人長崎学院経理規程」「学校法人長崎学院固定資産管理規程」等に基づき、「学校会計基準」に準拠し、適正に処理している。

また、更なる事務の厳正化と効率化の実現を目的とし、平成 25 (2013) 年 11 月には監事並びに監査法人の監修のもと同規定の改訂を行い、理事会の承認を経て同年 12 月には施行している。【資料 3-7-1】【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】【資料 3-7-4】

改訂のポイントは、①物品の発注納品検収業務体制の確立、②固定資産の取得価額を 5 万円から 10 万円とし、取得日は原則、納品検収日と改訂、③新たに「勘定科目取扱要領」を制定し、如何に周知し実行を徹底するかにある。【資料 3-7-5】

予算編成は、各学部学科や各部課室の予算責任者において短期・中期計画を指針とし編成方針 (事業計画) に基づき審議し、予算を統括する経理責任者に「予算申請 (積算) 書」を提出し、経理責任者及び法人事務局において編成方針に基づき収支見通しなどを踏まえ、更に各事業の選択と集中を促進した「予算申請 (積算) 書」を理事長に提出し、予算化を図っている。【資料 3-7-1】

予算原案は、評議員会での諮問と理事会での審議を経て、3 月末までに決定している。

【資料 3-7-1】【資料 3-7-6】【資料 3-7-7】

予算執行は、「学校法人長崎学院経理規程」「学校法人長崎学院固定資産管理規程」等に基づき、「学校会計基準」に準拠し、適正に処理している。また、予算責任者は予算

を超える支出を原則禁止とし、予算外支出を必要とする場合、予算責任者は理由を付して理事長の承認（稟議決裁）を得ることとしている。【資料 3-7-1】【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】

予算と決算見込に著しく乖離が生じた場合は、その原因と背景を把握し、必要に応じ補正予算を編成することとしている。【資料 3-7-1】

会計年度終了後は2ヶ月以内に決算案を作成し、監事と監査法人による監査を受検し、監事が出席した理事会で審議・決定した後に、評議員会で報告している。【資料 3-7-8】

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、会計処理の適正な実施が行われていると自己評価する。

### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学院は、監査法人による会計監査及び監事による業務監査かつ会計監査を受検している。監査法人による会計監査は、平成 25（2013）年度は述べ 12 日（191 時間）行われており、理事会議事録、取引内容、会計伝票、帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による監査が厳正に行われている。【資料 3-7-9】

監事による業務監査かつ会計監査は、2 人の非常勤監事において会計伝票や帳簿書類を閲覧・照合すると共に業務執行や財産の状況を監査している。監事による業務監査かつ会計監査の結果は、理事会並びに評議員会において監査報告が厳正に行われている。

#### 【資料 3-7-8】

内部監査については現在、平成 24（2012）年 4 月制定「長崎外国語大学における公的研究費の取り扱い及び不正防止に関する規程」の見直し過程にある。【資料 3-7-10】見直しのポイントは、①補助事業に係る証憑と対象経費精査表の管理や発注納品検収体制について経理課・法人事務局・係る教員といったトライアングルにおいて随時牽制、②補助対象期間中、法人事務局また係る教員による内部監査を実施、③内部監査における指摘事項について即時改善策を検討・検証・周知することにある。

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、会計監査の体制整備と厳正な実施が行われていると自己評価する。

### (3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

経営的感覚・専門的知識を兼ね備えた人材の育成に努め、学校法人会計基準、本学院経理規程等の熟知と会計知識の更なる向上のための研修制度の充実を図り、監事・公認会計士と連携協力のもと、適正で継続性のある会計処理を実施する。

取分け、本学に即した現実的かつ実効性のある不正防止システム（発注者以外による検収など）の運用を定着させるとともに、個人の資質を底上げする。

かつ、予算執行に際し、更に適切で効果的・効率的な予算執行の実現を目的として、平成 26（2014）年度以降は、従来、予算執行後の支出時に必要な「支出願」を「執行伺」と改め、「執行伺」を予算内と予算外・予算超・補助事業に区分し、経理課と予算

部署の係数管理という二元管理（相互牽制）を図り、更に厳正な予算執行体制の確立と実施を予定している。

### **[基準3の自己評価]**

経営の規律と誠実性について、本学は建学の精神のもと、法令を遵守し、組織体制・諸規程を整備している。また、これらをチェックする理事会や監事といったガバナンス機能を担う組織体制は構築されている。

管理運営について、本学における重要決議事項については、学長の意思決定のもと、教授会を始め各部会や各委員会が連携する体制が取られている。また、この意思決定は法人と情報を共有し理事会・評議委員会に図られることにより適切な運営がなされている。

財政基盤について、中長期計画を策定し適切な財務運営が行われている。会計について、法令に基づき、適切な会計処理を行うとともに監査法人および監事による厳正な会計監査が行われている。

よって、経営、管理および財務に関する事項については、本基準を満たしている。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1 の視点》

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

#### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-1-① 自主的・自律的な自己点検・評価

本学学則第 3 条で「本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ずから点検評価を行う」とし、この学則規定を受けて長崎外国語大学自己点検・評価委員会規程を定め、自己点検・評価を恒常的に行っている。本学は、自己点検・評価委員会と連携しながら、以下に示す（ア）～（エ）の 4 つを基軸として理事長、学長のリーダーシップの下、理事会、教授会、運営協議会、学部運営会議、各種委員会、各部・センター、プロジェクトチームを含む全学が一体となった、小規模の単科大学ならではの機能的で自律的な自己点検・評価を実施している。

### これまでの自己点検・評価の概要

過去 6 年間の自己点検・評価活動は、概ね前期（2008 年度～2010 年度）と後期（2011 年度～2013 年度）に二分される。前期は、大学基準協会による認証評価「保留」判定及び中長期経営改善計画によるもの、後期は、主として競争的資金による大学教育改革に係るものである。以下は、その概要である。

#### (ア) 2007 年度認証評価結果と自己点検・評価

本学は、平成 18(2006)年度に自己点検・評価報告書の作成を行い、平成 19(2007)年度に大学基準協会の認証評価を受けたが、「保留」判定を受け、また、同時に文部科学省の経営改善指導校となった。この事態を受けて、緊急かつ集中的に保留要件を改善する必要があることから、理事長、学長の強力なリーダーシップの下、自己点検・評価委員会及び将来計画委員会において、学生確保、及びこれと表裏一体の関係にある財務改善を支柱とする中長期経営改善計画の策定に取り組み、これを「学校法人長崎学院経営改善計画--平成 20 年度～平成 24 年度」【資料 4-1-1】として文部科学省に提出するとともに、恒常的かつ頻繁に点検・評価を行いながら、全学体制で経営改善計画を実行した。平成 22 (2010) 年 6 月には、改善に向けた取組の自己点検・評価結果を「保留要件に対する改善報告書」【資料 4-1-2】として大学基準協会に提出し、再評価の結果、平成 23 (2011) 年 3 月に「適合」の評価結果を受けた。また同時に、文部科学省によ

り教学面、財務面における改善が評価されて、平成 22（2010）年度をもって経営改善指導校の指定が解除された。

#### （イ）教育改革プロジェクトに伴う自己点検・評価

経営改善計画は、教学面で学科改組や学部教育の充実を含むものであったが、平成 22（2010）年度以降も自己点検・評価を行いながらこの取組を継続した。また、平成 20（2008）年中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえた教育改革に着手した。財務を圧迫せずに改革に取り組む必要があることから競争的資金を導入しつつ、学長のリーダーシップの下、教授会、自己点検・評価委員会、プロジェクトチーム、FD委員会が一体となって、下記の教育改革プロジェクト（設備の整備を含む）を実行し、現在も継続中である。これらは、いずれも教学面での綿密な自己点検・評価を実施した上で、改革プランを策定・実行しているものである。

◎平成 22（2010）年～平成 23（2011）年 「全学的就業力育成 システムの再構築」

平成 22 年度「大学生の就業力育成支援事業」に採択【資料 4-1-3】

◎平成 24（2012）年「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備」

同事業に採択、平成 26（2014）年終了【資料 4-1-4】

◎平成 24（2012）年度「学びの空間を多様化させることで可能となる自律学習と共同学習」プロジェクト【資料 4-1-5】文部科学省「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択。

ラーニングコモンズを整備することで、授業外学習時間を増加させるとともに、共同学習の機会を増やすことで自律学習を確立することを目的とする。

◎平成 25（2013）年度「アクティブラーニングのため教室の整備」【資料 4-1-6】

文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」【資料 4-1-7】に採択。

#### （ウ）教育のグローバル化プロジェクト

短期留学プログラム（派遣・受け入れ）の規模拡大と質向上に取り組んでいる。平成 25（2013）年度には、自己点検・評価を経て「私立大学等改革総合支援事業」の結果により「留学プログラム改善のための web 会議システム等の整備」を行った。【資料 4-1-8】

#### （エ）授業評価と FD・SD

学期毎に、授業評価を実施し各教員にフィードバックし、また教員には科目ごとに「授業実施記録」（振り返りと授業の改善プランを含む）の提出を求めて、その結果を授業の改善に役立てている。特に課題が残る科目については、学部長、教育支援部長等が当該教員に対して指導・助言を行い、また複数クラス開講の重要科目では、授業担当者グループによる話し合いによる授業の改善・工夫を図っている。また、（イ）の教育改革プロジェクトとも連動した FD・SD 活動を意欲的に行っている。【資料 4-1-9】

毎年、学長を中心に「事業計画」を策定しているが、自己点検評価の後、その計画の遂行状況を確認するために「事業報告書」を作成している。この報告書は原則として同様のフォーマットによって記述が行われているので、各項目において経年変化を容易に

理解できる。

さらに、平成 25 (2013) 年度には、それまでの教育改革の成果と自己点検・評価の結果を踏まえ、大学の使命・目的を達成するための人材育成ビジョンである「長崎外大ビジョン 21ー長崎外国語大学 中長期計画 (2014-2020)」を策定し、平成 26 (2014) 年度から実施し始めた。

#### 〔自己評価〕

以上のとおり、本学では大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が適切に行われていると自己評価する。

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

「長崎外国語大学自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価を行う体制を整えている。学長が委員長となり、学部長、教育支援部長等の部長、センター長、宗教主任、大学事務長が委員となっている。このほか、各事務部門の責任者が陪席している。委員は、学部長等の部長、センター長等で構成され、大学改革のリーダーであり、大学の状況について十分把握しており、小規模大学であるが故の実質的、機能的な自己点検・評価が行われる体制が整備されている。

教育支援部等の部門や国際交流センター等のセンター及び各種関係委員会の自己点検・評価結果は、学部運営会議及び教授会に報告され、恒常的に課題解決を行っている。法人に関する事項や大学運営上の重要事項については、毎月開催される、理事会と大学の連絡調整機関である運営協議会で報告され、活発な意見交換が行われ、改善プランが審議、実行されている。

プロジェクト・ベースの自己点検・評価体制の具体的な例の 1 つとして、今取り組もうとしている「アクティブラーニングの推進と評価測定方法の開発」プロジェクトがある。このシステムは、授業構築に関する問題であるので教員が中心となって PDCA サイクルを回すことはもちろんであるのだが、職員との連携を強化するために構築されているシステムでもある。下図にも明記されているように、職員で構成される「内部評価委員会」を設けているのはこのためである。【資料 4-1-10】





- ・平成 25 (2013) 年度 これまでの自己点検・評価の結果を踏まえ、「長崎外大ビジョン 21ー長崎外国語大学 中長期計画 (2014-2020)」を策定した。

本学においては、大学改革を行うには文部科学省等の外部資金の導入が不可欠であり、そのため申請プロジェクトごとに自己点検・評価を実施している。

これにあわせて、前述のとおり毎年「事業計画」を策定し、その「事業報告書」を作成し、基礎的な情報の点検は定期的に実施されている。

### 【自己評価】

以上のとおり、本学では、毎年プロジェクト等に基づく迅速かつ実効性のある自己点検評価が行われており、その周期等は適切であると自己評価する。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・プロジェクト・ベースの自己点検評価は、これまで通り継続し、確実に教育研究の質の向上へとつなげていく。
- ・日本高等評価評価機構の基準に準拠するなど、平成 2012 年 (平成 24) から取り組み始めた試行的な全学的な自己評価・点検システムを再構築し、改善・充実したうえで、中長期計画「長崎外大ビジョン 21」の実行と併せて平成 2014 年 (平成 26) から実施する。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

##### 《4-2 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

##### (2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

##### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-1-①では、以下の (ア) ~ (エ) について記述した。

- (ア) 「学校法人長崎学院 経営改善計画ー平成 20 年度~平成 24 年度 (5 ヶ年)」
- (イ) 競争的資金を導入した教育改革プロジェクト
- (ウ) 教育のグローバル化プロジェクト
- (エ) 授業評価と FD・SD

文部科学省等の評価を受け、また継続して実施している外部資金導入による教育改革であり、これらはすべてエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。一例を挙げれば、平成 25 (2013) 年度に採択された文部科学省「私立大学等改

革総合支援事業」では、①「建学の精神を生かした大学教育の質向上」、②「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」、③「産業界など多様な主体、国内外の大学等と連携した教育研究」の3分野の、それぞれ19、17、14の評価項目についてエビデンスに基づいた自己点検評価を行った。【資料4-2-1】

#### [自己評価]

以上のとおり、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価は適正に運用されていると自己評価する。

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集については以下のようなものがある。学生を対象としたものとして、教育支援委員会及び教育支援課で実施している「授業評価アンケート」(年2回)、学生支援委員会及び学生支援課で実施している「学生意識調査」(年1回)等がある。また、キャリア支援センターでは就職活動を控えている3年生を中心に個別に面談を行い、そのデータを収集している。外国人留学生に対しても毎学期末に学修面と生活面に関するアンケートを実施している。そして、教職員向けには、社会連携センターから「社会貢献に関する調査」が年に2回実施されている。

このように収集されているデータは、各関連委員会で分析を行っているが、その結果をまとめるだけではなく、次回の調査に向けての改善点等を見つけ出し、より効果のあるデータ収集が可能になるよう対応している。

上記の例は、定期的実施されているものであるが、競争的資金補助金の申請のためにも、様々な形でデータの収集を実施している。例えば、平成25(2013)年度にはアクティブラーニング(AL)推進とその学習成果の評価・測定研究のために、AL導入の授業数の割合、学修行動調査の実施率、学生の授業外学修時間等14の指標について調査・分析を実施した。【資料4-2-2】

#### [自己評価]

以上のとおり、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析は、適切に運営されていると自己評価する。

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

上記の結果の学内共有については、運営協議会、教授会、学部運営会議、課室長会議等で報告し、またメールで全教職員に周知している。しかし、個人情報等注意すべき内容のデータとその分析については、各課室にて閲覧をしてもらう等の配慮も行なっている。

社会への公表だが、4-1-①(ア)～(エ)については、随時ホームページで公表している。しかし、自己点検・評価に係る部分だけを取り出して示しているわけではない。現時点では「自己点検・評価報告書」としてまとめて公表したものは、平成18(2006)年度と本報告書(公表予定)のみである。

## [自己評価]

以上のとおり、自己点検・評価の共有と公表については、適正に運営されていると自己評価する。

### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の中長期計画としては、「学校法人長崎学院経営改善計画-平成20年度～平成24年度（5ヵ年）」があったが、これは主として財務改善を目的としたものであった。平成2012年（平成24）にはグローバル人材育成目標の達成を主眼とする「長崎外大ビジョン21-中長期計画（2014-2020）」が策定され、実行に移されている。このことにより自己点検評価の目的がより明確かつ包括的になった。それぞれのプロジェクトと担当部署、及び日本高等教育評価機構の認証評価基準とのマッピングも終えているので、全学的な体制を再検討・整備し、3年に1度、全学的な自己点検・評価を実施し、その結果をホームページ等で公表する。

プロジェクト等に係る毎年の自己点検・評価は、随時ホームページ等で公表する。

## 4-3 自己点検・評価の有効性

### 《4-3の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

##### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

4-1-①（ア）～（エ）については、PDCAサイクルを適切に稼働させ、一定の成果を上げているばかりではなく、次の教育改革計画につなげている。例えば、【教育の質保証】のための教育改革の主な取組についての5年程度の中期的なPDCAサイクル（PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION）の状況は、次のようになる。

#### 【PLAN1】平成20（2008）年度

- 「学校法人長崎学院 経営改善計画-平成20年度～平成24年度（5ヵ年）」
- 中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」

#### 【CHECK+DO1+ACTION1】平成20（2008）年度

- 「語学力」「コミュニケーション力」「人間力」を主柱とする教育目標を策定

#### 【CHECK+DO2+ACTION2】平成22（2010）年度

- 汎用的能力としての人間力＝就業力の育成のための取組

## 長崎外国語大学

- ①人材育成目標に応じた DP の精緻化と教育課程の体系化
- ②カリキュラムマップの作成と汎用的能力育成のための観点別評価の導入
- ③e ポートフォリオシステムの活用
- ④実務家教員の採用
- ⑤海外インターンシップの導入等の取組

### 【CHECK+DO3+ACTION3】平成 24（2012）年度

- 育成する人材像としての「グローバル人材」とその概念規定

### 【CHECK+DO4+ACTION4】平成 24（2012）年度

- ①アクティブラーニングの推進
- ②アクティブラーニング・マップの作成と利用
- ③ラーニング・コモンズの整備

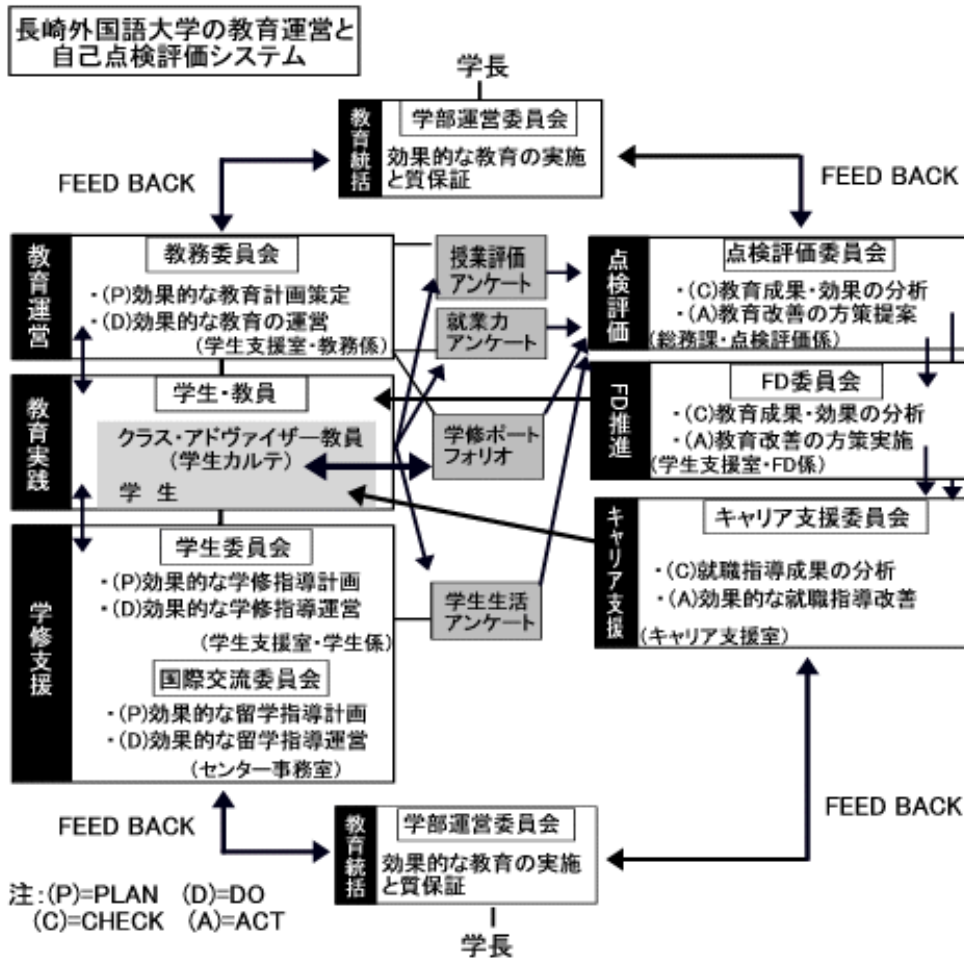
### 【CHECK+DO5+ACTION5】平成 25（2013）年度

- ジェネリックスキル測定のための PROG テスト導入
- ルーブリックの導入状況調査
- アクティブラーニング教室の整備（11 教室）
- 海外留学プログラム（派遣）及び短期留学プログラム（受入れ）の改善
- GPA 制度の本格的な導入に向けた整備

### 【CHECK+PLAN2】平成 25（2013）年度

- 中長期計画「長崎外大ビジョン 21」の策定

この他、プロジェクトの場合にはより短いサイクルでの PDCA を行っている。一例として、平成 22（2010）年-平成 23（2011）年「全学的就業力育成システムの再構築」プロジェクトの自己点検評価体制を以下に示す。



[自己評価]

以上のとおり、本学では、教育改革等の取組（計画）等に応じた PDCA サイクルの仕組みを策定し、これらは効果的に機能していると自己評価する。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

中長期計画「長崎外大ビジョン 21」を計画通り実行し、成果を上げることが出来よう、年度単位でプロジェクトに達成目標の評価指標を定め、点検評価を確実にを行い、人材育成ビジョンを達成するための教育改革等の諸施策で確実に成果を上げる。

[基準 4 の自己評価]

- 学則第 3 条（自己点検評価）に基づき長崎外国語大学自己点検・評価委員会規程を定め、大学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を恒常的に行っている。
- データの収集と分析自己点検・評価の実施体制が整っており、毎年プロジェクト単位で十分な調査・データの収集と分析を行い、エビデンスに基づく透明性の高い自己点検評価を行っている。その結果は学内で共有するとともに、ホームページ等で公表している。
- 中長期、短期のサイクルで PDCA を適切に稼働させ、教育研究の改善・向上に寄与しており、また新たな計画へとつなげている。

#### IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会連携

##### A-1 社会との連携・協力に関する方針の明確化

###### 《A-1 の視点》

##### A-1-① 産・学・官との連携の方針の明示

##### A-1-② 地域社会・国際社会への協力量針の明示

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 「社会連携センター」設置による全学的取り組み体制の強化

本学では「国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域ならびに人類の福祉と発展に寄与しうる人材を育成する」という建学の精神および学則第1条に基づいて、かねてより産業界、地方自治体、他教育機関との協力連携に努めるとともに、地域社会や国際社会に開かれた大学として積極的に活動を行ってきた。大学主催の公開講演会、一般市民向けの語学講座などは「文化センター」がその企画運営を担ってきた。

しかしそれら社会連携の様々な取り組みは学科や教員個人、各課室／センター、委員会の単位で個別に行われていたため、業務を集約しより効果的に社会との連携を図るために、平成24（2012）年度に新たに「社会連携センター」を立ち上げた。「社会連携センター」は本学と様々な学外組織とのコーディネーターとして、各種共同事業を開発・企画・運営することを主目的とし、包括的かつフレキシブルに社会との連携を図ることを目指している。【資料 A-1-1】

その業務に当たるのは「社会連携センター運営委員会」（教員5名、職員3名）であり、加えて各事務部署から7名の職員をセンター・スタッフとして選出し、連携の性質に応じて分担して作業を行っている。

様々な提携事業については、極力書面にて契約・協定等を締結し、契約条項に則り運営されている。また、契約条項に現れてこない事項については、本学の「社会連携センター規程」を準用し、適正に管理運営を行っている。【資料 A-1-2】本学が行った社会貢献については、迅速にホームページ上に公開している。【資料 A-1-3】平成24（2014）年度以降は、各教職員が年度内に行っている社会連携事業に関するアンケートを実施し、次年度の取り組みにフィードバックしている。

###### 〔自己評価〕

以上のとおり、「社会連携センター」を設置したことにより全学的取り組み体制が強化され、各種連携事業が円滑に推進されていると自己評価する。

##### A-1-② 大学が有する物的・人的資源の社会への提供

平成24（2012）年度に、本学の教員がどのような点で社会貢献できるか、各人の経歴や専門分野やまとめたリーフレットを作成し、社会との連携可能性を広げた。【資料

A-1-4】以下、近年本学が行った具体的取り組みの例を記す。

#### 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

- ・公開講座の開講：主に本学の教員がテーマに沿った講演を行い、日頃の研究成果を一般市民へ提供している。平成 24（2012）年度は「もっと知りたいアジア」というテーマで、本学教員 1 名ずつ 2 回の講演会を行った。平成 25（2013）年度は「国際協力」というテーマで、本学教員 2 名、外部講師 1 名による 3 回の講演会を行った。【資料 A-1-5】
- ・英語ボキャブラリー・コンテスト：平成 20（2008）年度より、高校における英語授業の支援策として、英語語彙学習成果を競うイベントを企画運営している。平成 25（2013）年度は 20 校の参加があった。【資料 A-1-6】
- ・語学セミナー：平成 23（2011）年 3 月に導入した同時通訳システム（実際の同時通訳に使用する機器と同じ物）を有効活用し、グローバル人材育成を目的とする語学上級者向け実践講座を行った。平成 24（2012）年度は 15 名、平成 25（2013）年度は 13 名の受講者があった。【資料 A-1-7】
- ・公開シンポジウム：平成 24（2012）年度 3 月に長崎歴史文化博物館と社会連携協定を締結し、それを記念して「日本の近代化に貢献した長崎のフルベッキ博士」と題する公開シンポジウムを開催した。本学教員および長崎歴史文化博物館研究員らによる研究発表を行うことで、地域の歴史に関する最新の見地を一般市民に提供した。【資料 A-1-8】

#### 学外組織との連携協力による教育研究の推進

- ・全国日本語プレゼンテーション及びスピーチ大会：平成 15（2003）年 3 月に釜山外国語大学と交流協定締結後、毎年釜山広域市日本語スピーチコンテストを開催していたが、平成 24（2012）年より大会規模を全国に拡大し、スピーチだけではなく、知識や情報を効率的に伝えられ、時代の流れに沿って広く活用できるプレゼンテーション部門を加え実施している。この大会は釜山外国語大学で開催しており、本学関係者は審査員として参加した。【資料 A-1-9】
- ・外国人による日本語弁論大会：平成 15（2003）年度に、長崎県国際交流協会、長崎県平和推進協会と本学との連携事業で、平成 21（2009）年度から参画している。長崎県在住外国人の日本語学習の成果発表の場、学習意欲の醸成の場、さらには意見交換を通じた日本人と外国人の相互理解の場を提供している。平成 24（2012）年度は 32 名、平成 25（2013）年度は 26 名の応募があった。【資料 A-1-10】
- ・教員免許状更新講習：長崎県内の大学・短期大学は、長崎県教員免許状更新講習連絡協議会を設置し、そのもとで長崎県内の教員（教諭）を主な対象として教員免許状更新講習を実施しているが、本学からも講師を派遣し、平成 24（2012）年度には 9 名、平成 25（2013）年度には 10 名の講師を派遣した。【資料 A-1-11】
- ・ながさき県民大学連携講座：本学が行う公開講座を長崎県の生涯学習情報に登録することで、長崎県民に対して学びの場を提供するシステムで、本学も毎年講座情報登録を行っている。平成 24（2012）年度には 3 講座、平成 25（2013）年度には 4 講座を登録した。【資料 A-1-12】

### 地域交流・国際交流事業への積極的参加

・日米学生会議・長崎サイトにて通訳：日米学生会議の長崎サイトサポート委員会の要請を受け、本学教員の指導の下、延べ18人の本学学生が、平成25(2013)年8月に式典や講演会にて同時通訳と市内観光のエスコート通訳を行った。【資料 A-1-3】

・長崎市立横尾小学校の児童と本学留学生との交流：平成25(2013)年11月に、児童が日本の文化、学校生活について発表し、交流会では児童がソーラン節を披露し、留学生は児童のレクチャーを受けながら踊った。【資料 A-1-3】

・時津幼稚園児と本学留学生との交流：平成26(2014)年1月に、園児が和太鼓を披露、留学生とゲームを行った。また、餅つき、ケーキ作り、手巻き寿司の体験をした。

【資料 A-1-3】

・中国駐長崎総領事館にて箏の演奏を披露：恒例となっている「長崎地区中国留学生学友会新春会」の企画・運営に参加し、平成26(2014)年2月には、箏の習得に励んでいる留学生が日頃の練習成果を披露した。【資料 A-1-3】

### 〔自己評価〕

以上のとおり、大学が持っている物的・人的資源をより広く社会へ提供しており、また連携事業を開発から運営に至るまで幅広くバラエティー豊かな事業が適切に展開されていると自己評価する。

### (3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

地方自治体との連携により、地域社会の課題やテーマの情報収集を行うとともに状況把握を行う。また、学内外の研究プロジェクトのプラン作りのほか、本学の研究や共同研究活動のサポートや意見の収集を行う。

本学教員の研究をより一層社会・地域に生かすために、教育活動と学修内容について第三者を含めたワーキング・グループを立ち上げる。ここで社会との協働に必要な項目を精査・検討し、編成のための知見として活用できるPDCA回路を形成する。上記のものが達成されたのち、その他の地域等からのフィードバックを求めるために、シンポジウム等を開催する。

一般市民の公開講演会参加を促進するため、平成26(2014)年度以降は、提携している長崎歴史文化博物館などの交通アクセスの良い場所に会場を移し、土曜日もしくは日曜日の午後に開催する。また平成27(2015)年度からは、講演会の回数自体も現在の3回から6回に漸次増やしてゆく。

外部評価システム確立のための調査研究および外部評価システム導入のための独自プランの設計を行う。また、これまでに提携した相手先のうちで、重点連携先を選定し、外部評価に協力してもらう。

ホームページを利用して、本学の社会連携の全体像について〈大学としての取り組み〉と〈研究者の社会活動・社会貢献〉の2つのカテゴリーでよりわかりやすく豊富に情報提供し、またこれまで無かった〈学生の社会活動・社会貢献〉のカテゴリーも平成26(2014)年度中に新設する。



### [基準 A の自己評価]

大学は高等公教育機関として、社会との連携・協力を配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない。本学はこの使命と期待に対して、特に外国語学習と留学生の存在を生かした貢献を意欲的に推進している。外国の言語・文化・社会の教育研究を専門的に行う本学は、日本における最初の外国との交流窓口となった長崎の伝統を受け継いでおり、この点で地域において欠かすことのできない大学となっている。

## 基準 B. 国際交流

### B-1 グローバル化への対応

#### 《B-1 の視点》

- B-1-① 留学制度の構築と運営
- B-1-② 留学の促進と送り出しの実際
- B-1-③ 留学生の受け入れと教育
- B-1-④ 国際交流協定校との交流

#### (1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

#### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### B-1-① 留学制度の構築と運営

留学制度を中心とした国際交流業務は、国際交流委員会および留学生委員会が担当しているが、特に留学の送り出しに関しては国際交流委員会の下部組織である留学生選考委員会がその任に当たっている。事務サイドでは国際交流センター事務室を中心に関係各所が連携をしながら対応をしている。

国際交流全体を統括する国際交流委員会と留学生の受け入れを中心に管理する留学生委員会は常に連動をしながら、留学に関する業務を担当しているが、両者の職務の関係が極めて高いことから、多くの委員が両委員会を兼務している。また、留学生選考委員会は、日本人の留学送り出しに関する業務を担当しているのだが、以前は各言語専修の主任によって構成されていた。しかしながら、日本語専修主任はあまりこの職務に関連のないことを鑑み、平成 24（2012）年より同委員会は英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の各主任がその構成員となった。そして、後述するように送り出しの数が増加しているため、同委員会にこれまで以上の権限を付与し、留学の選考にとどまらず、様々な管理等も担うこととなった。

国際交流センター事務室は平成 22（2010）年 4 月現在では 6 名でその職務を行っていたが、国際交流業務が拡大してきたこともあり、平成 25（2013）年では 7 名となっている。当初、補助職員であったアメリカ人スタッフと中国人スタッフは、職務上の重要性を鑑み、正職員へと登用した。またこの間の日本人職員採用の条件の中に英語による業務が可能であることという条件を加えたため、現在ではセンター職員のほとんどが

英語での業務も行っている。あわせて、中国からの学生への対応を充実させるために中国語に堪能な日本人職員も採用している。それだけでなく、他部署ではあるが平成 25 (2013) 年より韓国人スタッフを入試広報部に採用したが、韓国に関連する国際交流業務の一部を担当している。そして、平成 26 (2014) 年 1 月より事務職としてフランス人を採用した。これにより、フランス人学生のケアはもちろん、フランスの協定校への対応等も担当することになった。

### 留学生の送り出し

学則第 1 条に掲げられている人材を育成するため、またグローバル化に対応する人材を育成するために、本学では留学による海外体験を推奨している。「世界がキャンパス」という標語を掲げているのはそのためである。あわせて、上記の人材育成のために、またグローバル化に対応すべく策定された政策「留学生 30 万人計画」に呼応する形で、留学生の受け入れを実施している。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、中国、台湾、韓国等からの留学生を様々な形で受け入れ、キャンパスに外国語が溢れている状況は極めて日常的である。「キャンパスが世界」という標語を掲げているのはそのためである。このような理念のもとに本学では様々な留学の制度を用意している。【資料 B-1-1】

(表 B-1-1) 留学制度一覧

1	NUFS 海外派遣留学プログラム	国際交流協定校への 1 年間あるいは半年間の留学プログラム
2	NUFS 海外セミナー	海外における 3~4 週間の語学研修プログラム
3	海外文化研修	海外における 1~2 週間の海外体験プログラム
4	二重学位留学プログラム	二重学位取得を目的とした国際交流協定校への留学プログラム

「NUFS 海外派遣留学プログラム」には、「交換留学」「派遣留学」「特別派遣留学」「一般留学」の 4 つの種別がある。

- ・「交換留学」：国際交流協定大学との協定に基づき留学生を交換するため、渡航先大学の学費が免除される。
- ・「派遣留学」：国際交流協定大学への留学に際し、渡航先大学の学費相当額を奨学金として付与する。
- ・「特別派遣留学」：外国政府または民間機関の奨学金制度を利用して、国際交流協定大学への留学をする。
- ・「一般留学」：上記の制度に該当しない場合、渡航先大学の学費を自己負担する。

渡航先に関しては原則として国際交流協定校となるが、アメリカの留学コンソーシアム USAC (University Study Abroad Consortium) と協定を締結しているために、この組織を通じて、協定校以外でも、このコンソーシアムに参加している大学への送り出しも可能となっている。また、そのために半年間アメリカ、半年を別の国や地域へ留学をする「2カ国留学」と呼ばれる制度もある。

「NUFS 海外セミナー」は、春学期に 15 回の講義を行い、夏季休暇中に海外の語学学校へ行き研修をする。行先は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、中国、韓国にある語学学校である。授業科目の中の専門科目のひとつとして設定されており、4 単位が認められる。【資料 B-1-1】

「海外文化研修」は、語学研修の枠組みにとらわれず、様々な形での海外体験を行うことのできる研修プログラムである。基準 2-5 で触れている「海外インターンシップ」はこの枠組みで単位認定をしている。平成 22 (2010) 年はドイツ語教員による文化研修、平成 23 (2011) 年は廈門理工学院と淡江大学において語学研修と就業体験、平成 25 (2013) 年には、国際交流協定校の吉林大学珠海学院において、日本語教員のサポートをする就業体験を実施した。

「二重学位留学」は台湾にある淡江大学と韓国にある釜山外国語大学校への 2 校を対象に実施されている。【資料 B-1-2】

## 留学生の受入れ

留学生の受入れについてであるが、学部の 1 年次あるいは 3 年次へ入学するいわゆる「正規生」以外にも、欧米系の学生を中心とした JASIN プログラム (Japan Studies in Nagasaki) とアジア系の学生を中心とした NICS プログラム (Nagasaki International Communication Studies) があり、半年間あるいは 1 年間の留学を行う。両プログラムは国際交流センター業務として位置づけられ、学部の開講科目とは別の組織のもとに運営しているため、当該プログラムは上記委員会および事務室で業務を遂行している。【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】【資料 B-1-5】【資料 B-1-6】

上記プログラムは常に受入れを実施しているものであるが、これ以外にもフランスにある協定機関のアンジュ・アンテルラングの学生を対象に実施している「フランス人のための日本語日本文化研修」に代表されるような、2 週間から 1 か月程度の研修受入れも行っている。【資料 B-1-7】

上記の留学制度については、前述のように国際交流委員会と留学生選考委員会、そして国際交流センター事務室を中心に、必要に応じて他部署と連携をしながら運営をしている。上記委員会内で留学制度についての点検を恒常的に行い、維持・管理を行っている。例えば、協定校との連絡については、教学面の問題もはらんでいるので、事務側からの連絡だけでなく、その言語に堪能な教員と相談をしながら進めるなど、正確さをきすための工夫を行っている。

## 〔自己評価〕

以上のとおり、留学制度とその運営に関しては、適正に実施できていると自己評価する。

### B-1-② 留学の促進と送り出しの実際

前項で述べたように、本学の掲げる人材育成を達成するために、日本人学生には留学を推奨している。留学生の送り出しに関しては複数のプログラムを用意しているが、いずれも参加者数が増加している。特筆すべきなのは1年間あるいは半年間の留学をする学生数が増加していることである。これは、短期大学時代から継続して培ってきた留学プログラムを基盤に、より経済的でより安全に留学が可能となるようなシステムを構築してきたこと、そしてそのシステムを入試広報上前面に押し出して学生募集活動を実施してきたことの効果と言える。

(表 B-1-2) 日本人留学生数の推移

2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年(予定)
37名	37名	37名	47名	55名	74名

「NUFS 海外派遣留学」についてであるが、協定校への留学であるために、学則 30 条の 2 に基づき、先方での履修した授業の単位を本学の単位としての認定が可能である。したがって、仮に1年間留学したとしても、4年で十分に卒業単位を充足できる。また、多くの学生が2年次秋学期と3年次春学期に留学をするので、3年次の後半から行うことになる就職活動にも直接的な影響がない。だが、3年次秋学期からの留学をする場合であっても、キャリアセンターとの事前の連携を学生に勧め、様々な形でのキャリアカウンセリングを受けられるよう手配している。こうした配慮を実施するようになり、3年次以降の留学を希望する学生が増加してきた。

本学からの留学生の送り出しについては、安全面に対して多大な配慮を行なっている。送り出し先が協定校であるので、事前の調査を綿密に行うことができ、また随時先方と連絡を十分に取ることができるよう準備をしている。あわせて、平成 21 (2009) 年文部科学省「大学教育・学生支援推進事業・テーマ B」の際に導入した SNS 「G-net」を利用し、毎月の報告書を提出させ、学生の情報を恒常的に把握するように努めている。また、このシステムを利用して、様々な危険情報等を留学中の学生に発信している。本学は危機管理の観点から、特定非営利活動法人海外留学生対策協議会 JCSOS に加盟しており、危機管理情報を随時受け取っている。そして、有事の際には JCSOS から対応に関する指導を受けている。

また、ここ数年は日本学生支援機構から「海外留学支援制度奨学金」を付与されているので、多くの学生がその恩恵にあずかり、月額 7~8 万円の給付を受けている。この奨学金は平成 25 (2013) 年度より競争的補助金にその性格が変更となったが、平成 25 (2013) 年度は送り出しの学生に対し 20 名の奨学金 (月額 7~8 万円、10 ヶ月まで) を受給した。さらに平成 26 (2014) 年度においては 72 名の採択となった。これは本学の留学システムに対して外的に高い評価をいただけていることの証左と言える。

こうした留学制度を数回にわたり全学に向けて説明会を実施し、周知を図るとともに、

各専修で個別の説明会や留学から帰国した学生によるプレゼンテーションを実施している。これが大変に効果的で、これから留学をしようと考えている学生にとってみると、実際のロールモデルが身近にすることで、留学に対する興味を倍加していると言える。

【資料 B-1-8】

〔自己評価〕

以上のおおりに、留学の促進およびその運営に際し、適正に実施されていると自己評価する。

**B-1-③ 留学生の受入れと教育**

本学の人材育成目標は学則第 1 条に記載されているとおりでであるが、これは日本人学生に対してだけではなく、本学で学修する留学生に対する人材育成目標である。そこで、「キャンパスが世界」「日本人とともに、留学生とともに学ぶ」という理念のもとに留学生向けの授業プログラムを構築している。

国際交流センターで統括している JASIN プログラムおよび NICS プログラムについてだが、「日本語」科目に関しては、これを 8 段階に分け授業を設定している。オリエンテーション期間内に実施されるプレースメントテストの結果で学生は自分の能力に相当する授業に割り当てられる。初中級レベルの「日本語 1」から「日本語 4」までのクラスでは週 4 コマのチームティーチングによる授業を実施している。「日本語 5」以上の中上級クラスの学生には、技能別の授業を用意している。このようにレベル別にその適正を生かした授業により学習者への便宜を図っている。NICS の学生の多くは本国で日本語を 2 年ほど学習していきいている者も多く、「日本語」科目以外の授業については日本語で行われるのだが、JASIN の学生は日本語学習歴のない者でも受け入れているので、講義系の科目はすべて英語で行われる。いずれのプログラムの学生も学部で開講されている科目のほとんどを履修することができるので、JASIN プログラムの学生であっても日本語を能力の高い学生に対しては、その能力を生かせる授業を履修することが可能となっている。

生活面の対応に関しては、渡日後約 1 週間にわたり詳細なオリエンテーションを実施し、プログラム内容の周知を行っているが、あわせて日本での生活の関わるレクチャーも行っている。また、「JASIN ミーティング」「NICS ミーティング」という名称で定期的に学生との情報交換のための会合を実施している。これにより学生の生の声を聴くことができ、またこちら側からの情報伝達もより明確に伝わるよう工夫している。また、平成 25 (2013) 年度より、JASIN プログラムの学生を対象に、国際交流センター事務室職員による学生の個別インタビューを開始した。これは、学生の声をより効果的に収集することが目的であるのだが、欧米系の学生の場合日本語能力の問題があることを受けて、英語によるインタビューを行うことになった。

学生には帰国前にプログラムに関するアンケートに回答してもらうことになっているが、このアンケートでは学習面や生活面など多岐にわたる項目の設問を用意している。この結果は国際交流委員会、留学生委員会で協議され、プログラムの改善に努めている。例えば、非漢字圏の学生対象に実施される「Kanji & Vocabulary」の新設や日本

語能力試験合格を目指す「資格試験日本語」の増設は、学生のアンケートをもとに作り上げたものである。

留学生に対して様々なイベントを用意している。JASIN および NICS の学生に対しては、様々な研修を通じて日本文化に触れてもらう機会を設けている。また「カンバセーションパートナー」という制度で、日本人学生とペアになってもらい、お互いに勉強を教えあったり、様々な情報を交換できる機会を創出している。この制度自体は以前があったものであるが、学生からの要求と受けて、留学生が日本に来る前からメール等でやりとりできるよう工夫をしたりする等、改善を重ねている。また、地元の自治体や小学校等との交流にも力を入れているが、さらにこれを強化するために「長崎フィールドワーク」という授業を平成 24（2012）年に創設し、様々な交流を授業の一環とすることにした。【資料 B-1-9】

学部学生の留学生に対する対応であるが、生活面に関しては平成 20（2009）年現在その対応を国際交流センター事務室で行っていたが、留学生数の増加を受けて、よりきめ細やかな対応をするべく、学生への直接の対応は学生支援課主体に切り替えた。しかしながら、協定校との連携や学生のビザの問題のように国際交流センター事務室の業務との連携が重要であるので、両方で情報交換を重ねながら連携を行いながら対応をしている。

#### 【自己評価】

以上のおり、留学生の受入れを教育については、適正に運営されていると自己評価する。

#### B-1-④ 国際交流協定校との交流

グローバル人材育成のために本学では積極的に海外にある諸機関と国際交流協定を締結している。平成 22（2010）年 5 月 1 日現在では協定機関が 11 カ国・地域 53 機関であったのに対し、平成 26（2014）年度 5 月 1 日現在で国・地域は 12 カ国 76 機関におよんでいる。これ以外にもアメリカの留学コンソーシアム USAC（University Study Abroad Consortium）と協定を結んでいるために、全米 33 の大学や世界中にある 700 以上の大学と留学生交流が可能となっている。

新たに協定を締結している機関の選定については、国際交流の実質化の精度を高めること、地域性への配慮等を主な理由としている。例えば、韓国における協定校については、短期大学時代から継続的に協定を結んでいる機関が中心であったが、交換留学先として新たに協定校を探し、締結に至った。また東南アジア地域との交流拡大を目的として、これまで協定校のなかったベトナムの国立ハノイ貿易大学との協定を結んだ。中国には全部で 30 校の協定先があるが、これまで上海地域にはなかったことを鑑み、新たに上海海事大学と協定校となった。また、JASIN プログラムへの参加者数維持のために、日本語を学修する機関のある大学に対し宣伝活動を実施してきたが、その効果としてフランスやベルギーの大学が当プログラムに興味を示してくれている。そのうちフランスにあるトゥールーズ第 2 大学とは協定締結に向けて具体的な協議に入っている。【資料 B-1-10】

協定締結のプロセスとして、専門委員会である国際交流委員会にて協議を行い、その結果を教授会に上げ、その可否を決定していた。その手続き自体には変更はないのだが、平成 24（2012）年度より新規協定校が本学にとってどのようなメリットがあるのか、また先方にとってどのようなメリットがあるのかをより明確化するために、協定校締結に向けての調査に関して統一した調査票を用意した。これにより、教職員にとって協定締結の意義がより明確に伝わるようになった。

交流の精度向上という側面では、これまでの協定校との関係強化にも勤めてきた。特に中国にある協定校とは二重学位による交換留学促進を目的とし、両大学で学生を共に教育するという理念のもとに、協議の回数を増やし、また相互の訪問を実施するなどして、関係強化を図っている。また、タイのトラキット・バンディット大学とは長年にわたり交流が途絶えていたが、平成 24（2012）年に同校を訪問し、関係強化を図った。その結果として平成 27（2015）年度より NICS プログラムへの学生受け入れを実施することとなった。

### 〔自己評価〕

以上のとおり、国際交流協定校との交流に関しては適正に運営されていると自己評価する。

### （3）B-1 の改善・向上方策（将来計画）

日本人学生の留学に携わっていた留学生選考委員会は、名称を留学プログラム委員会と改め、名実ともに留学全体の統括管理を行う専門委員会とすることが決まった。そのメンバーは国際交流委員より選出する。実際に平成 26（2014）年度以降、この枠組みで同委員会を組織し、活動を行っている。

留学制度とその運用に際し、留学する学生の数が増加することを受けて、より危機管理を確固たるものにする。平成 26（2014）年度より 1 年あるいは半年留学する学生は、JCSOS で実施しているよりセキュリティの高い J-TAS（JCSOS トータルアシスタントサービス）への加盟を義務付けることが決定している。これにより、留学中の学生は 24 時間日本語での電話オペレーターによる対応を受けることが可能となり、また日本にいる学生の家族にも同様の対応をしてもらえるサービスである。

受入れた留学生の教育や対応に関しては、これまで以上に学生からの声を聴くことを重要視し、アンケートやインタビュー等の回数を増やすことになった。あわせて、担当教員による振り返りの会議を実施することが国際交流委員会で決まった。試行的に平成 25（2013）年度秋学期の分について JASIN プログラムの担当教員で振り返りの全体会議を平成 26（2014）年 5 月に実施した。今後このあり方を NICS プログラムへも拡大することになっている。また、正規生に対しても同様の対応をするべきであるとの考えから、新たに「正規生ミーティング」を開始することが学生支援課長および国際交流センター事務室長の間で協議され、決定した。

国際交流協定校に関しては、JASIN および NICS への参加者拡大、あるいは日本人学生の送り出し先機関の拡大を中心に検討を行っていたが、これらをさらに有機的に結び付けるために、双方向交流が可能である機関を新規締結に対する最優先事項とすること

となった。あわせて、現在協定を結んでいる機関とのより強固な結びつきを重視していかねばならない。協定校へのサービスという側面を鑑み、1～2週間の研修受け入れ・送り出しを積極的に実施することとなった。その一例として、平成 26（2014）年 7 月には厦門理工学院から 2 週間の研修を受け入れることになり、現在準備中である。

**〔基準 B の自己評価〕**

本学の理念の基づき、外国語大学として国際交流に対し傾注すべきであるが、そのために様々な国際交流業務に関して、以上のとおりその目的を達成していると自己評価する。



V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	学校法人長崎学院 寄附行為	
【資料 F-2】	長崎外国語大学 2015 年度 大学案内	
【資料 F-3】	長崎外国語大学 学則	
【資料 F-4】	長崎外国語大学 平成 26(2014)年度 入学試験要項	
【資料 F-5】	STUDENT GUIDE BOOK 学生要覧 2014 (平成 26 年度) ・ 履修要項	
【資料 F-6】	2014 年度 事業計画	
【資料 F-7】	2012 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 2015 年度大学案内、ホームページ抜粋	
【資料 F-9】	学校法人長崎学院規定集 目次	
【資料 F-10】	学校法人長崎学院役員及び評議員組織 理事会・評議員会の開催状況	

## 基準 1. 使命・目的等

コード	基準項目	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	長崎外国語大学学則(第 1 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	学生要覧(表紙裏、P3)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	長崎外国語大学学則 P1~2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	長崎外大ビジョン 2 1-中長期計画(2014-2020) P10	
【資料 1-1-5】	建学の精神 <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/idea/">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/idea/</a>	
【資料 1-1-6】	長崎外国語大学の教育理念及び目的に関する基本方針等 <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/disclosure/mission_policies2010a.html">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/disclosure/mission_policies2010a.html</a>	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学生要覧(表紙裏):長崎外国語大学の教育、理念・目標	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-2】	平成 22 年度「大学生の就業力育成支援事業」申請書(2 ページ) 取組の概要	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	長崎外国語大学の教育理念及び目的に関する基本方針等 <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/disclosure/mission_policies2010a.html">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/disclosure/mission_policies2010a.html</a>	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-3-2】	大学案内	【資料 F-2】と同じ

長崎外国語大学

【資料 1-3-3】	学長式辞 <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/president/">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/president/</a>	
【資料 1-3-4】	学院広報誌「ぶどうの樹」	
【資料 1-3-5】	経営改善計画--平成 20 年度～24 年度 (2-①)	
【資料 1-3-6】	長崎外大ビジョン 2 1-中長期計画 (2014—2020) P10	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-3-7】	長崎外国語大学の教育理念及び目的に関する基本方針等 <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/disclosure/mission_policies2010a.html">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/outline/disclosure/mission_policies2010a.html</a>	【資料 1-1-6】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	経営改善計画--平成 20 年度～24 年度 (2-①)	
【資料 2-1-2】	長崎外国語大学 平成 26(2014)年度 入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	長崎外国語大学 平成 25(2013)年度 入学試験要項	
【資料 2-1-4】	長崎外国語大学 平成 24(2012)年度 入学試験要項	
【資料 2-1-5】	基本英語構文集	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	学則 (第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 25 条) P.1～2、P.5	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーHP 掲載資料	
【資料 2-2-3】	カリキュラム・マップ	
【資料 2-2-4】	科目規定一覧	
【資料 2-2-5】	2013 年度日本語リテラシー科目講義要項 (シラバス)	
【資料 2-2-6】	2013 年度「特別演習」講義要項 (シラバス)	
【資料 2-2-7】	長崎外国語大学 e ポートフォリオシステム「refwAll」資料	
【資料 2-2-8】	2013 年度留学生向け教養科目講義要項 (シラバス)	
【資料 2-2-9】	単位互換協定書 (NICE キャンパス)	
【資料 2-2-10】	2013 年度 NICE キャンパス冊子	
【資料 2-2-11】	教務関連データ一覧	
【資料 2-2-12】	2013 年度プレイスメントテスト (英語) 資料	
【資料 2-2-13】	外国語科目 (英語) の履修について	
【資料 2-2-14】	2013 年度「EPT Credits」申込案内 (シラバス形式)	
【資料 2-2-15】	2013 年度時間割	
【資料 2-2-16】	専門プログラム一覧 (2014 年度学校案内 P.30～31)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-17】	日本語教員基礎資格取得講座案内	
【資料 2-2-18】	留学単位に関する規程・取り扱い	
【資料 2-2-19】	国内留学資料 (京都外国語大学)	
【資料 2-2-20】	2013 年度プロジェクト科目資料 (募集・報告会・産業界資料)	
【資料 2-2-21】	卒業研究について (募集・報告会案内)	
【資料 2-2-22】	学則 (第 25 条) P.5～6	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-2-23】	2011・2012 年度 FD 研修プログラム一覧	
【資料 2-2-24】	2013 年度講義要項 (シラバス) 抜粋 (哲学 I・II)	
【資料 2-2-25】	Web 成績入力マニュアル	
【資料 2-2-26】	アクティブラーニング・マップ	
【資料 2-2-27】	履修規程	
【資料 2-2-28】	履修上限について (2013 年度学生要覧 P.13～14)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-29】	2013 年度オリエンテーション資料	

長崎外国語大学

<b>2-3. 学修及び授業の支援</b>		
【資料 2-3-1】	CoSTa Space パンフレット	
【資料 2-3-2】	CoSTa サポーター関連資料（シフト表、マニュアル他）	
【資料 2-3-3】	授業外学修アンケート結果	
【資料 2-3-4】	長崎外国語大学 e ポートフォリオシステム「refwAll」資料	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-3-5】	2013 年度時間割	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 2-3-6】	2013 年度講義要項（シラバス）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-7】	2013 年度出席状況調査	
<b>2-4. 単位認定、卒業・修了認定等</b>		
【資料 2-4-1】	学則（第 27 条）P.6～7	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	カリキュラム・マップ	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-4-3】	2013 年度授業実施記録（ループリック含む）	
【資料 2-4-4】	学則（第 28 条）P.7	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-5】	試験規程	
【資料 2-4-6】	履修規程	【資料】2-2-27】 と同じ
【資料 2-4-7】	学則（第 30、31、32 条）P.7	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-8】	外国に留学する学生の帰国後の単位認定に関する規程	
【資料 2-4-9】	既修得単位認定規程	
【資料 2-4-10】	学則（第 34、35 条）P.8	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-11】	2013 年度卒業判定資料	
【資料 2-4-12】	2013 年度卒業判定教授会議事録（抜粋）	
【資料 2-4-13】	学則（第 36 条）P.8	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-14】	学位規程	
<b>2-5. キャリアガイダンス</b>		
【資料 2-5-1】	九州・沖縄・山口における産業界の人材ニーズ調査 報告会 資料 P.19	
【資料 2-5-2】	学則（第 5 条）P2	【資料 F-3】と同じ
<b>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</b>		
【資料 2-6-1】	学則（第 25 条の 4）P.6	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-6-2】	2013 年度 FD 研修プログラム一覧	
【資料 2-6-3】	2013 年度授業評価アンケート（抜粋）	
【資料 2-6-4】	2013 年度卒業生 学生による就業力自己点検評価	
【資料 2-6-5】	2013 年度講義要項（シラバス）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-6】	2013 年度授業実施記録（ループリック含む）	【資料 2-4-3】と同じ
【資料 2-6-7】	2013 年度授業評価アンケートへのレスポンス（コメント）	
【資料 2-6-8】	2013 年度学生意識調査（学習面）	
【資料 2-6-9】	2013 年度卒業アンケート（抜粋）	
【資料 2-6-10】	2013 年度春学期授業評価アンケート分析コメント	
【資料 2-6-11】	アクティブラーニング・マップ	【資料 2-2-26】と同じ
【資料 2-6-12】	講義要項作成要領（シラバス作成マニュアル）	
<b>2-7. 学生サービス</b>		
【資料 2-7-1】	アドバイザー制度の見直し案（2014 年度）	
【資料 2-7-2】	2014 年度新入生対象オリエンテーションアンケート	
【資料 2-7-3】	2013 年度アドバイザー教員対象学生支援に関する アンケート	
【資料 2-7-4】	私費外国人留学生授業料減免について	

長崎外国語大学

【資料 2-7-5】	社会人授業料免除について	
【資料 2-7-6】	本学独自の奨学金受給者の進路状況	
【資料 2-7-7】	特別支援奨学金および特別奨学金 (SS-1, SS-2) の成績要件の改定について	
【資料 2-7-8】	勤労奨学金 志願者と採用者数について	
【資料 2-7-9】	2013 年度旅程管理研修奨学金給付状況	
【資料 2-7-10】	2014 年度海外派遣留学生名簿	
【資料 2-7-11】	2013 年度海外派遣留学生名簿	
【資料 2-7-12】	2013 年度サークルへの活動支援金一覧	
【資料 2-7-13】	学生表彰規程・学生表彰状況	
【資料 2-7-14】	カウンセリングルーム活動報告資料	
【資料 2-7-15】	ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-7-16】	2013 年度学生意識調査	
<b>2-8. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 2-8-1】	学則第 1 条 (1 ページ)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-8-2】	学則第 25 条 (5.6 ページ)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-8-3】	学則 9 条 (3 ページ)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-8-4】	教授会規程 9 条	
【資料 2-8-5】	全学の教員組織	【表 F-6】と同じ
【資料 2-8-6】	人事委員会規程 2 条	
【資料 2-8-7】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	【表 2-15】と同じ
【資料 2-8-8】	教員任用規程	
【資料 2-8-9】	教員資格審査基準	
【資料 2-8-10】	教員資格審査基準に関する内規	
【資料 2-8-11】	学則 (第 25 条の 4) P. 6	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-8-12】	FD 委員会活動内規	
【資料 2-8-13】	2013 年度 FD 研修プログラム一覧	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 2-8-14】	教育支援委員会規程	
<b>2-9. 教育環境の整備</b>		
【資料 2-9-1】	マルチメディアライブラリー利用案内 (日/英/中/韓語)	
【資料 2-9-2】	開館予定表 (平成 21 年度～26 年度)	
【資料 2-9-3】	マルチメディアライブラリー (図書館) の利用について	

**基準 3. 経営・管理と財務**

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
<b>3-1. 経営の規律と誠実性</b>		
【資料 3-1-1】	長崎外国語大学 教授会規程	
【資料 3-1-2】	長崎外国語大学 学部運営会議規程	
【資料 3-1-3】	運営協議会議事次第・議事録	
【資料 3-1-4】	学校法人長崎学院 文書取扱規程	
【資料 3-1-5】	《HP》情報公開	
【資料 3-1-6】	学院広報誌「ぶどうの樹」	【資料 1-3-4】と同じ
<b>3-2. 理事会の機能し</b>		
【資料 3-2-1】	学校法人長崎学院寄附行為 (2～6 ページ)	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	理事会・評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ

長崎外国語大学

<b>3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ</b>		
【資料 3-3-1】	長崎外国語大学 学則 P3	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	長崎外国語大学 教授会規程	【資料 2-8-4】と同じ
【資料 3-3-3】	長崎外国語大学 自己点検・評価委員会規程	
【資料 3-3-4】	長崎外国語大学 人事委員会規程	【資料 2-8-6】と同じ
【資料 3-3-5】	長崎外国語大学 ハラスメント防止委員会規程	
【資料 3-3-6】	長崎外国語大学 FD 教育開発委員会規程	
【資料 3-3-7】	長崎外国語大学 宗教委員会規程	
【資料 3-3-8】	長崎外国語大学 教育支援委員会規程	
【資料 3-3-9】	長崎外国語大学 教職課程委員会規程	
【資料 3-3-10】	長崎外国語大学 学生支援委員会規程	
【資料 3-3-11】	長崎外国語大学 キャリア支援委員会規程	
【資料 3-3-12】	長崎外国語大学 入試広報委員会規程	
【資料 3-3-13】	長崎外国語大学 教育研究メディアセンター委員会規程	
【資料 3-3-14】	長崎外国語大学 国際交流委員会規程	
【資料 3-3-15】	長崎外国語大学 留学生委員会規程	
【資料 3-3-16】	長崎外国語大学 社会連携センター規程	
<b>3-4. コミュニケーションとガバナンス</b>		
【資料 3-4-1】	学校法人長崎学院役員及び評議員組織	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-2】	第 307 回～第 321 回理事会議事次第 第 145 回～149 回評議員会議事次第	
【資料 3-4-3】	学校法人長崎学院役員及び評議員組織	【資料 F-10】と同じ
<b>3-5. 業務執行体制の機能性</b>		
【資料 3-5-1】	組織に関する規程および事務分掌規程	
【資料 3-5-2】	FD・SD 資料「ネパール学生の受入れ体制について」	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-5-3】	FD・SD 資料「高等学校から見る長崎外国語大学の教育」	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-5-4】	FD・SD 資料「セクシャル・ハラスメントについて」	【資料 2-6-2】と同じ
<b>3-6. 財務基盤と収支</b>		
【資料 3-6-1】	学校法人長崎学院経営改善計画	
【資料 3-6-2】	資金収支計算書（対 経営五ヵ年計画比）	
【資料 3-6-3】	消費収支計算書（対 経営五ヵ年計画比）	
【資料 3-6-4】	キャッシュフロー計算書（対 経営五ヵ年計画比）	
【資料 3-6-5】	学校法人長崎学院財務 3 ヶ年計画書	
【資料 3-6-6】	学校法人長崎学院財務 3 ヶ年計画書（対 初年度計画比）	
【資料 3-6-7】	平成 25 年度 計算書類	
【資料 3-6-8】	平成 26 年度 収支予算書	
<b>3-7. 会計</b>		
【資料 3-7-1】	学校法人長崎学院経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人長崎学院固定管理規程	
【資料 3-7-3】	学校法人長崎学院勘定科目取扱要領	
【資料 3-7-4】	第 314 回理事会議事録	
【資料 3-7-5】	発注納品検収業務体制について・発注納品検収体制図	
【資料 3-7-6】	第 321 回理事会議事録（案）	
【資料 3-7-7】	第 149 回評議員会議事録（案）	
【資料 3-7-8】	監事の監査報告書	
【資料 3-7-9】	独立監査人の監査日程一覧・独立監査人の監査報告書	
【資料 3-7-10】	長崎外国語大学における公的研究費の取り扱い及び不正防止に関する規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
<b>4-1. 自己点検・評価の適切性</b>		
【資料 4-1-1】	経営改善計画--平成 20 年度～24 年度（全文）	【資料 3-6-1】と同じ
【資料 4-1-2】	保留要件に対する改善報告書（全文）	
【資料 4-1-3】	平成 22 年度「大学生の就業力育成支援事業（全学的就業力育成システムの再構築）」申請書（鑑と取組の概要のページ）	
【資料 4-1-4】	産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備（申請書様式 1、1-11 ページ、69-72 ページ）	
【資料 4-1-5】	学びの空間を多様化させることで可能となる自律学習と共同学習（平成 24 年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」申請書-概要）	
【資料 4-1-6】	アクティブラーニングのため教室の整備 平成 25 年度「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」申請書(取組内容)	
【資料 4-1-7】	平成 25 年度私立大学等改革総合支援事業調査票」の回答内容及び結果通知	
【資料 4-1-8】	留学プログラム改善のための web 会議システム等の整備 平成 25 年度「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」申請書(取組内容)	
【資料 4-1-9】	FD/SD 活動一覧	
【資料 4-1-10】	平成 26 年度 「大学教育再生加速プログラム」計画調書（様式 2）全文	
【資料 4-1-11】	経営改善計画--平成 20 年度～24 年度（全文）	【資料 3-6-1】と同じ
【資料 4-1-12】	保留要件に対する改善報告書（全文）	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-13】	平成 24(2012)年度 全学自己点検評価関係資料	
【資料 4-1-14】	平成 25 年度「私立大学等改革総合支援事業調査票」の回答内容及び結果通知	【資料 4-1-7】と同じ
<b>4-2. 自己点検・評価の誠実性</b>		
【資料 4-2-1】	平成 25 年度「私立大学等改革総合支援事業調査票」の回答内容及び結果通知	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-2-2】	平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」計画調書（様式 2）全文	【資料 4-1-10】と同じ
<b>4-3. 自己点検・評価の有効性</b>		

長崎外国語大学

基準 A. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	長崎外国語大学社会連携センター設立の趣旨 <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/CCRCC/ccrcc/purpose/">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/CCRCC/ccrcc/purpose/</a>	
【資料 A-1-2】	長崎外国語大学社会連携センター規程	
【資料 A-1-3】	2013 年度社会連携の取組 <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/CCRCC/2014_torikumi/">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/CCRCC/2014_torikumi/</a>	
【資料 A-1-4】	長崎外国語大学研究者紹介	
【資料 A-1-5】	公開講座のチラシ（過去 2 年分）	
【資料 A-1-6】	英語ボキャブラリーコンテスト <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/CCRCC/vocabulary_contest/">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/CCRCC/vocabulary_contest/</a>	
【資料 A-1-7】	語学セミナーのチラシ（過去 2 年分）	
【資料 A-1-8】	公開シンポジウムのチラシ	
【資料 A-1-9】	全国日本語プレゼンテーション及びスピーチ大会について	
【資料 A-1-10】	外国人による日本語弁論大会のチラシ（過去 2 年分）	
【資料 A-1-11】	「教員免許更新講習」担当科目一覧（過去 2 年分の実績）	
【資料 A-1-12】	ながさき県民大学連携講座登録記録（過去 2 年分）	

基準 B. 国際交流

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. グローバル化への視点		
【資料 B-1-1】	長崎外国語大学 学則 P14～29	【資料 F-3】と同じ
【資料 B-1-2】	2015 年度 留学説明会	
【資料 B-1-3】	JASIN 募集案内 <a href="http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/jasin/the_program/">http://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/jasin/the_program/</a>	
【資料 B-1-4】	JASIN シラバス	
【資料 B-1-5】	NICS 募集要項	
【資料 B-1-6】	NICS シラバス	
【資料 B-1-7】	長崎外国語大学 2015 年度 大学案内 P55	【資料 F-2】と同じ
【資料 B-1-8】	2014 年度長崎外国語大学海外派遣留学生募集要項	
【資料 B-1-9】	協定校一覧	